

令和6年度

松本市包括外部監査結果報告書

こども部に関する財務事務の執行について

令和7年2月

松本市包括外部監査人

公認会計士

富田 哲也

目次

第1	包括外部監査の概要	4
I	監査の種類	4
II	選定した特定の事件（テーマ）	4
1	監査テーマ	4
2	監査の対象期間	4
3	監査対象の範囲	4
III	事件を選定した理由	4
IV	監査の視点	5
V	主な監査手続	6
1	概要の把握	6
2	監査対象とした子育て事業関連部局の各部署の担当者への質問及び文書等の 査閲	6
VI	監査の実施期間	7
VII	包括外部監査人及び補助者	7
1	包括外部監査人	7
2	補助者	7
VIII	利害関係	7
IX	その他	7
第2	監査の結果の概要	8
I	「監査の結果」及び「監査の意見」について	8
II	「監査の結果」及び「監査の意見」の一覧	8
第3	監査対象の概要	11
I	子ども・子育て支援を取り巻く環境	11
1	日本全体の状況	11
2	長野県の状況	13
3	松本市の状況	15
第4	子育て関連事業の概要	18
I	こども部の組織体制について	18
II	こども部の予算及び決算	19
1	こども部の当初予算	19
2	こども部の補正後予算	19
3	こども部の決算	20
III	こども部の実施する事業	21
1	こども育成課	21
2	こども福祉課	22

3	保育課	24
IV	松本市における子ども・子育てに関する計画について	25
1	松本市総合計画（基本構想 2030・第 11 次基本計画）における子どもに関する施策	25
2	第 2 期松本市子ども・子育て支援事業計画	27
3	第 2 次松本市子どもにやさしいまちづくり推進計画	28
第 5	包括外部監査の結果	31
I	目標達成に向けた取組の強化について	31
1	ファミリー・サポート・センター事業について【こども育成課】	31
2	産後ママ家事支援サービスについて【こども育成課】	34
3	こんにちは赤ちゃん事業について【こども福祉課】	35
4	子どもの居場所づくり推進事業について【こども福祉課】	36
5	子育て支援ショートステイ事業について【こども福祉課】	40
6	自立支援教育訓練給付金給付事業について【こども福祉課】	42
II	適切な債権管理のための取組の強化について	44
1	児童扶養手当について【こども福祉課】	44
2	母子父子寡婦福祉資金貸付金事業について【こども福祉課】	50
3	放課後子どもプランの実施について【こども育成課】	58
III	規程等の適切な運用について	63
1	松本子どもまつりについて【こども育成課】	63
2	子育てコミュニティサイトについて【こども育成課】	64
3	保育士の処遇改善等と待機児童の問題について【保育課】	68
4	松本市私立保育所等経営安定費補助金について【保育課】	71
IV	規程等の適切な整備について	74
1	街頭補導活動について【こども育成課】	74
2	児童館・児童センターの運営【こども育成課】	77
3	児童遊園の整備について【こども育成課】	79
4	個人情報の漏えい再発防止について【こども福祉課】	83
5	備品台帳の内容について【契約管財課】	86
6	重要物品及び備品の管理について【契約管財課】	89
V	適切な事務引継の実施について	91
1	事務引継に関する規程及び要領とその実態について【行政管理課】	91
(1)	事務引継書の「処理量」について【保育課】	92
(2)	入園審査関係の事務引継書について【保育課】	93
(3)	保育料（収入金更正）関係の事務の引継について【保育課】	94
VI	D X 化の推進に向けた取組について	96

1	児童手当に関するオンライン申請の推進について【こども福祉課】	96
2	保育料の児童手当からの特別徴収制度について【保育課】	99
3	特別児童扶養手当について【こども福祉課】	101
4	高等職業訓練促進給付事業について【こども福祉課】	105
5	教育相談室事業について【こども発達支援課】	106
6	報償費の支出に係る請求書の取扱いについて【会計課】	108
VII	その他の取組について	110
1	メディア・リテラシー講座について【こども育成課】	110
2	母子生活支援施設について【こども福祉課】	112
3	中核市が設置可能な児童相談所について【こども福祉課】	113
4	休園施設（奈川）の今後の利用について【保育課】	115

第1 包括外部監査の概要

I 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下、この章において「法」という。）
第252条の37第1項の規定に基づく包括外部監査である。

II 選定した特定の事件（テーマ）

1 監査テーマ

こども部に関する財務事務の執行について

2 監査の対象期間

原則として令和5年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）。
ただし、必要に応じて令和4年度以前及び令和6年度の執行分を含む。

3 監査対象の範囲

（1）対象とする部局等

こども部

こども育成課

こども福祉課

こども発達支援課（令和6年4月1日にこども福祉課から改組）

保育課

なお、監査対象機関については、必要に応じて追加、変更することとした。

（2）対象とした事務等

監査の対象は、子ども・子育て関連事業に関する財務事務の執行

III 事件を選定した理由

市では、松本市総合計画として、令和3年に「松本市基本計画（2021年度～2030年度）」及び「松本市実施計画（令和3年度～5年度）」を策定している。
基本施策は以下の7分野47施策で構成されている。

分野1：子ども・若者・教育

分野2：健康・医療・福祉

- 分野3：住民自治・共生
- 分野4：環境・エネルギー
- 分野5：都市基盤・危機管理
- 分野6：経済・産業
- 分野7：文化・観光

こども部においては、「松本市総合計画」を上位計画とし、関連する他の計画との整合を図りながら、子どもの育ちと子育て支援に関わる事業に体系的に取り組んでいる。次世代育成支援対策推進法、子ども・子育て支援法に基づき、第2期松本市子ども・子育て支援事業計画（令和2年度～6年度）を策定している。

松本市子ども・子育て支援事業計画のために、

- (1) 質の高い幼児期の学校教育・保育の提供
- (2) 地域のニーズに応じた子育て支援の質・量の充実
- (3) ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭の両立）を実現する環境づくりの推進を目標として事業を実施している。令和6年度は最終年度であり、これまでの計画の進捗を振り返るに適した時期と言える。

市における子ども・子育て事業は、松本市子ども・子育て支援事業計画の実行をすべく、3つの観点から事業を実施しており、事業を行うにあたり使用する幼児教育・保育施設等を保有し、施設の管理運営も行っている。予算規模は、令和5年度当初予算において143億円（民生費・児童福祉費の合計値）となっている。

また、これら子ども・子育て事業に関する事項は「骨太の方針」として少子化対策重視が打ち出されるなど、世間に注目されている項目である。また市の合計特殊出生率は平成30年～令和4年には1.44となり、前回（平成25年～平成29年）の1.57から低下している。出生数も平成30年には1,876人だったが、令和5年には1,447人と23%近く減少しているなど、取り巻く環境が厳しいものがある。

このような中、市民に身近な子ども・子育て事業を取り上げ、これら事業の財務事務が、関係法規等に則り合规的に、かつ、時代の要請を反映した経済性・効率性・有効性を十分に追求して執行されているかについて監査を実施することは有用であると判断した。

IV 監査の視点

監査の視点は、以下のとおりである。

- 1 松本市子ども・子育て支援事業計画における子育て事業に関する進捗管理
・松本市子ども・子育て支援事業計画について、松本市が実施している進捗管理（PDCA）は適切に行われているか
- 2 子ども・子育て事業に関連して策定された整備計画及び関連設備等の維持・修

繕計画等の進捗管理

- ・各課で計画された整備計画等の手続が適切に行われているか
- ・子育て事業に関連した施設の維持・修繕計画等の進捗管理は適切に行われているか

3 子ども・子育て事業に関する収入・支出及び資産の管理状況

- ・保育料等の徴収、減免及び債権管理は適切に行われているか
- ・施設・設備・備品等の現物管理や情報管理が適切に行われているか
- ・契約事務は適切に行われているか
- ・子ども・子育て事業に関する収入・支出状況に関する内部統制の整備状況

V 主な監査手続

1 概要の把握

子ども・子育て事業関連部局の組織、人員、財務等について概要を把握するため、子ども・子育て関連事業の状況及び課題等について担当者への質問及び関連する文書等の閲覧を行った。

2 監査対象とした子育て事業関連部局の各部署の担当者への質問及び文書等の査閲

子育て事業関連部局の財務に関する事務手続について、各所管部署の担当者への質問並びに関連する帳簿、証拠資料及び文書等の閲覧を行った。

以下の各部署に対して監査を実施した（以下は令和5年度時点の部署名）。

こども部

- ・こども育成課
- ・こども福祉課
- ・保育課

なお、後述のとおり、令和6年度からはこども福祉課内の発達支援業務を担当していた部署の改組により、下記の組織体制となっている。

こども部

- ・こども育成課
- ・こども福祉課
- ・こども発達支援課
- ・保育課

VI 監査の実施期間

令和6年7月15日から令和7年2月10日まで

VII 包括外部監査人及び補助者

1 包括外部監査人

公認会計士	富田 哲也
-------	-------

2 補助者

公認会計士	大坪 秀憲
公認会計士	屋島 伸彦
公認会計士	浜田 陽介
公認会計士	三枝 和臣
公認会計士	武田 和弥
公認会計士	西村 圭織
公認会計士	須田 陽利
公認会計士	傳田 聖也
公認会計士	深澤 孝斗
日本公認会計士協会準会員	鹿田 大介

VIII 利害関係

包括外部監査の対象となった事件につき、市と包括外部監査人及び補助者との間には、法第252条の29に規定する利害関係はない。

IX その他

報告書中の表の内訳金額については、端数処理の関係で合計金額と一致しない場合がある。また、文中に数値を引用した場合にも端数処理の関係で金額が一致しない場合がある。

第2 監査の結果の概要

I 「監査の結果」及び「監査の意見」について

監査の結果

今後、市において何らかの措置が必要であると認められる事項である。主に、合规性に関すること（法令、条例、規則、規程、要綱等に抵触する事項）となるが、経済性、効率性及び有効性の観点からの結論のうち、監査人が措置を必要とする事項についても含めている。

なお、監査の結果については、文中においては「指摘」と表記している。

監査の意見

「監査の結果」には該当しないが、経済性・効率性・有効性の視点から、施策や事務事業の運営の合理化のために、包括外部監査人として改善を要望するものであり、市がこの意見を受けて、何らかの対応を行うことを期待するものである。

II 「監査の結果」及び「監査の意見」の一覧

「指摘」及び「意見」の件数は、以下のとおりである。

（図表1 「指摘」及び「意見」の件数及び区分）

項目	区分	
	指摘	意見
I 目標達成に向けた取組の強化について	1件	6件
II 適切な債権管理のための取組の強化について	2件	6件
III 規程等の適切な運用について	3件	4件
IV 規程等の適切な整備について	1件	7件
V 適切な事務引継の実施について	2件	2件
VI DX化の推進に向けた取組について	0件	6件
VII その他の取組について	0件	4件
合計	9件	35件

また、監査の内容と「指摘」及び「意見」の区分は、以下のとおりである。

(図表2 監査の内容及び「指摘」「意見」の区分)

監査の内容	区 分		ページ
	指摘	意見	
I 目標達成に向けた取組の強化について			
・緊急サポート事業の協力会員募集強化について		○	33
・産後ママ家事支援サービスのサポーター募集強化について		○	34
・こんにちは赤ちゃん事業について		○	35
・松本市子どもの居場所づくり推進事業交付金における補助金予算の執行率について	○		38
・「居場所」未開設の学校区における、「居場所」のニーズと課題の把握を目的とした調査の実施について		○	39
・子育て支援ショートステイ事業における事業評価の指標設定について		○	41
・自立支援教育訓練給付金給付事業について		○	43
II 適切な債権管理のための取組の強化について			
・時効期間を経過している返還金債権の不納欠損処理について		○	49
・債権の時効管理を目的とした管理システムの改善について		○	50
・連帯保証人への督促について	○		56
・延滞債権回収に向けた取組について		○	57
・長期延滞債権に対する不納欠損処理について		○	57
・債権の管理方法について		○	58
・放課後児童健全育成事業の利用料の滞納整理について	○		62
・放課後子ども教室の実施拡大について		○	62
III 規程等の適切な運用について			
・松本子どもまつりの収支報告に添付されている領収書について	○		64
・松本子どもまつりの支出について		○	64
・子育てコミュニティサイトの委託契約について		○	68
・子育てコミュニティサイトの運用について		○	68
・保育士の処遇改善等の実施に対する効果等の検証について		○	70
・補助金の交付決定及び交付確定に係る決裁区分について	○		72
・補助金交付決定額の算定方法について	○		73

監査の内容	区 分		ページ
	指摘	意見	
IV 規程等の適切な整備について			
・街頭補導活動の実施目的の再検討について		○	77
・指定管理者に対するモニタリングの強化について		○	79
・条例未記載の児童遊園に関する対応について	○		82
・簡易児童遊園改修事業補助金の交付対象となる費用の明確化について		○	82
・簡易児童遊園の健全度把握について		○	83
・個人情報保護に関する再発防止策の文書化について		○	86
・備品台帳の内容について		○	88
・備品シールの管理の方法について		○	90
V 適切な事務引継の実施について			
・事務引継に関する改善事項及び規程等の整備について	○		92
・「処理量」の列の記載内容について		○	93
・事務引継書が作成されていない事務の今後について	○		94
・事務引継の方法について		○	94
VI DX化の推進に向けた取組について			
・児童手当に関するオンライン申請の推進について		○	98
・保育料の児童手当からの特別徴収制度について		○	101
・特別児童扶養手当事務におけるシステム化の推進について		○	103
・高等職業訓練促進給付事業について		○	106
・教育相談室事業について		○	107
・支出命令書に添付する請求書の取扱いについて		○	109
VII その他の取組について			
・メディア・リテラシー講座について		○	111
・松本市母子ホームについて		○	113
・中核市が設置可能な児童相談所について		○	115
・奈川保育園の今後の利用について		○	117

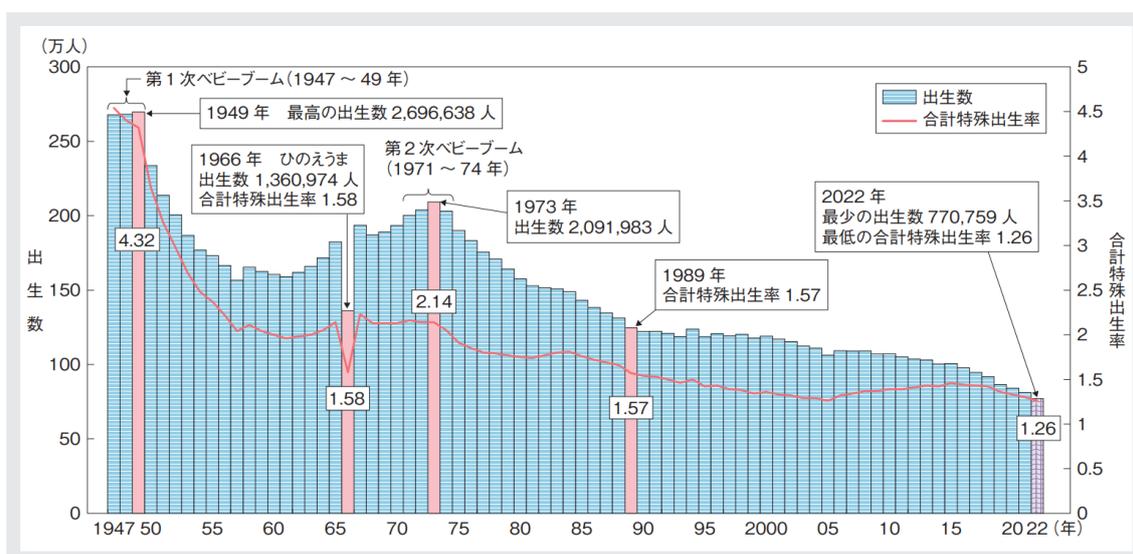
第3 監査対象の概要

I 子ども・子育て支援を取り巻く環境

1 日本全体の状況

こども家庭庁が取りまとめた「令和6年版こども白書」によれば、令和4年(2022年)の日本の出生数は77万759人で、統計を開始した明治32年以来、最少の数字となり、80万人を割った。合計特殊出生率についても、令和4年は1.26と過去最低となった。

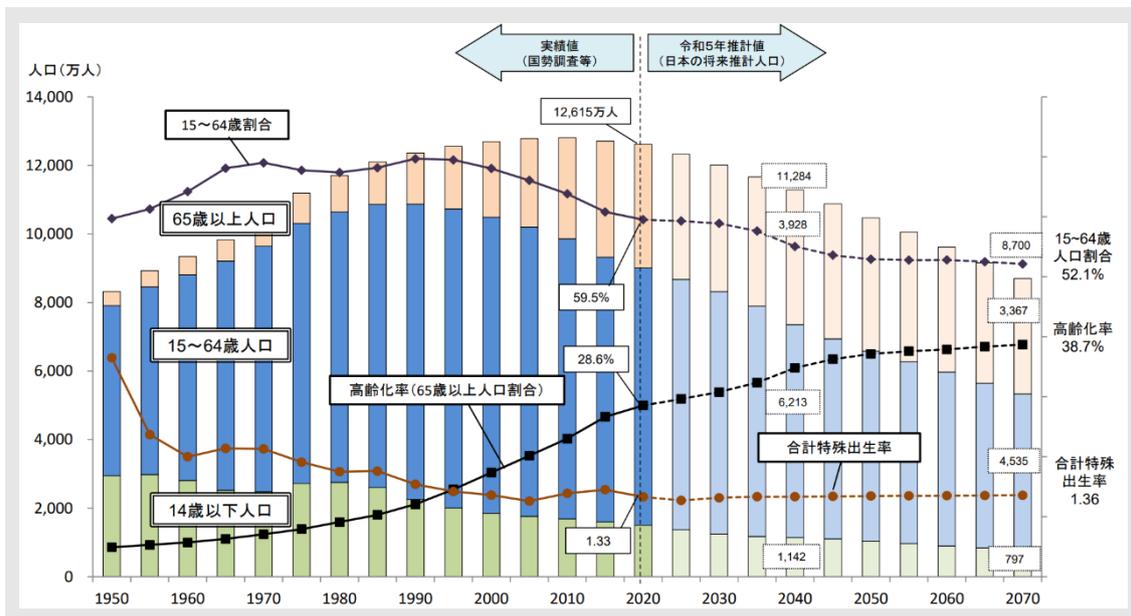
(図表3 出生数と合計特殊出生率の推移)



(出典) こども家庭庁「令和6年版こども白書」

国立社会保障・人口問題研究所が5年ごとに実施している「日本の将来推計人口」によれば、直近の令和5年推計に基づく、総人口は長期の人口減少局面を迎えており、2070年には総人口が9,000万人を割り込み、高齢化率は39%の水準になると推計されている。

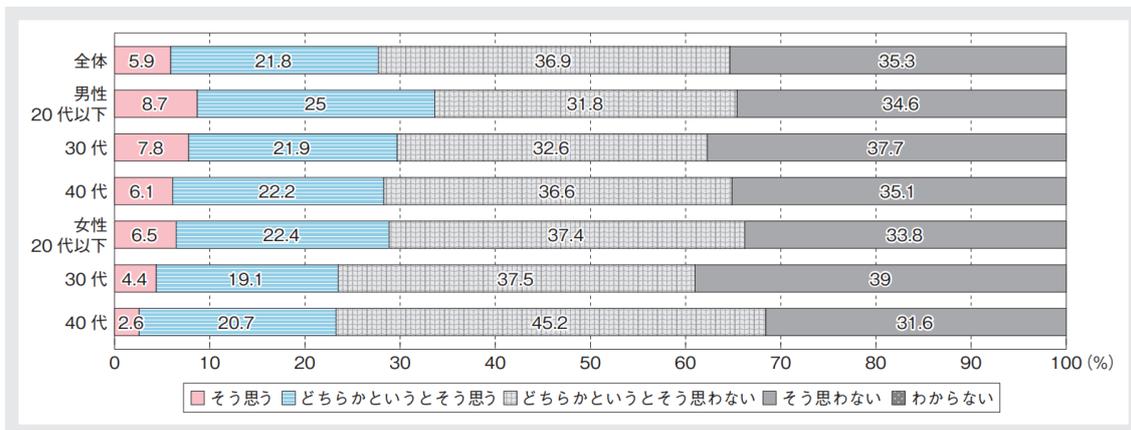
(図表4 日本の人口の推移(予測))



(出典) 厚生労働省「将来推計人口(令和5年推計)の概要」

また、子育て当事者への意識調査によれば、「日本の社会が、結婚、妊娠、子ども・子育てに温かい社会の実現に向かっている」と思う人の割合は3割弱にとどまっている。

(図表5 「結婚、妊娠、子ども・子育てに温かい社会の実現に向かっている」と思う人の割合)



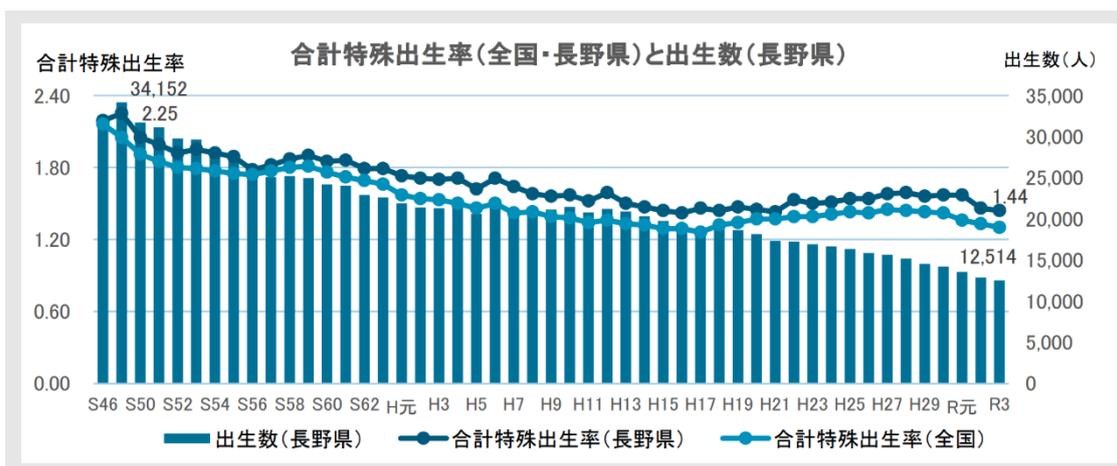
(出典) こども家庭庁「令和6年版こども白書」

以上のような現状を踏まえ、政府は子どもの視点に立った政策を推進する新たな行政機関として令和5年4月1日にこども家庭庁を発足させるとともに、同年12月22日には政府全体の子ども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」を閣議決定し、子ども・若者や子育て当事者一人一人の意見を反映した「こどもまんなか社会」の実現を目指している。

2 長野県の状況

長野県の出生数及び合計特殊出生率は、第2次ベビーブーム期の昭和49年には約34,000人に達していたが、その後長期的に減少傾向が続き、令和4年には約12,500人となっている。合計特殊出生率について、全国との比較では若干上回っている。

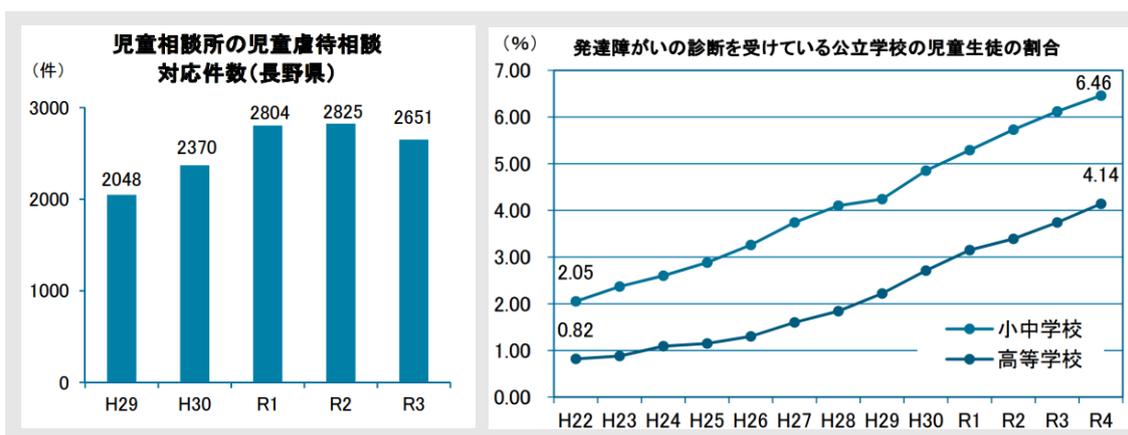
(図表6 合計特殊出生率(全国・長野県)と出生数(長野県))



(出典) 長野県「長野県子ども・若者支援総合計画(令和5~9年度)」

また、児童虐待など家庭での養育に課題を抱える子どもや、発達障がいのある子どもの数が増加傾向にある。

(図表7 長野県の児童相談所への児童虐待相談対応件数及び発達障がいの診断を受けている公立学校の児童生徒の割合)



(出典) 長野県「長野県子ども・若者支援総合計画(令和5~9年度)」

このような状況を踏まえ、長野県は令和2年3月に「第2期長野県子ども・子育て支援事業支援計画」を策定し、令和6年度までの子ども・子育てに関する行動計画を定め

ている。計画の概要は下記のとおりである。

基本目標

「みんなで支える子育て安心県」の構築

達成目標（指標）

指標名	現状 (平成30年度)	目標	備考
保育所等利用待機児童数	101人	0人 (令和6年度)	保育所等の利用に係る待機児童数
病児・病後児保育利用可能市町村割合(市町村数)	83.1% (64市町村)	90.9% (70市町村) (令和6年度)	病気又は病気の回復期にある子どもの保育を行う「病児・病後児保育事業」の利用可能な市町村割合、市町村数
放課後子どもプラン(児童クラブ・子ども教室)登録児童数	39,744人	44,200人 (令和6年度)	放課後児童クラブ又は放課後子ども教室を利用するため、事前に登録した小学生の数
里親等委託率	16.1%	長野県社会的養育推進計画の値	児童養護施設、乳児院、ファミリーホーム、里親に委託された児童のうち、里親、ファミリーホームへ委託されている割合
母子家庭等就業・自立支援センター登録者の就業率	73.3%	80% (令和6年度)	ひとり親家庭に対して就職のための支援を行う「母子家庭等就業・自立支援センター」の登録者のうち、就業に至った割合
信州やまほいく(信州型自然保育)認定園数	185園	280園 (令和6年度)	信州の豊かな自然環境や多様な地域資源を活用した、屋外を中心とする様々な体験活動を行う保育・幼児教育を行う施設として県の認定を受けた園数
保育士・幼稚園教諭のキャリアアップ研修受講者割合	16.5%	70% (令和6年度)	保育士・幼稚園教諭の処遇改善の要件となるキャリアアップ研修の受講者の割合
乳幼児検診の未受診者の全数の状況を把握する体制がある市町村数	75市町村	77市町村 (令和5年度)	乳幼児検診の未受診者の全数の状況を把握する体制がある市町村数

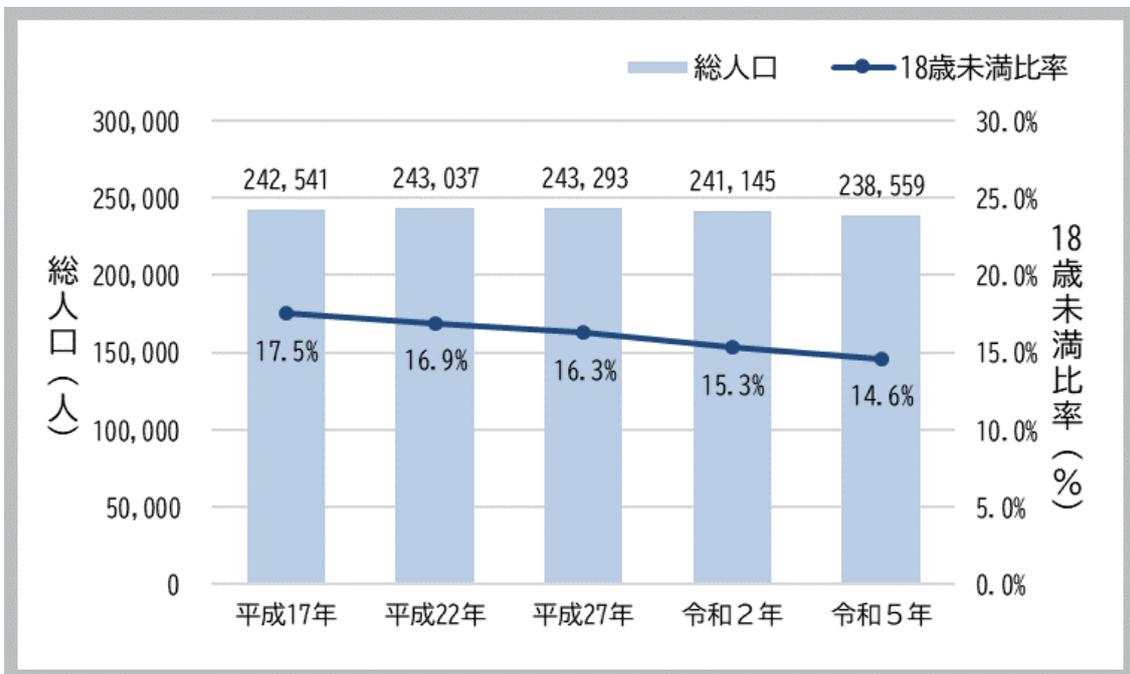
3 松本市の状況

松本市の子どもと子育て家庭を取り巻く状況は、以下のとおりである。

(1) 人口・世帯の動向

平成17年と平成22年の合併区域を含む市の人口は、平成12年以降24万人台で推移していたが、令和5年に24万人を下回った。子どもの人口（18歳未満）はこの30年間減少を続けており、令和5年には34,736人となったほか、出生数も同様に減少を続けており、令和5年には1,447人となっている。

(図表8 松本市の総人口及び18歳未満比率の推移)

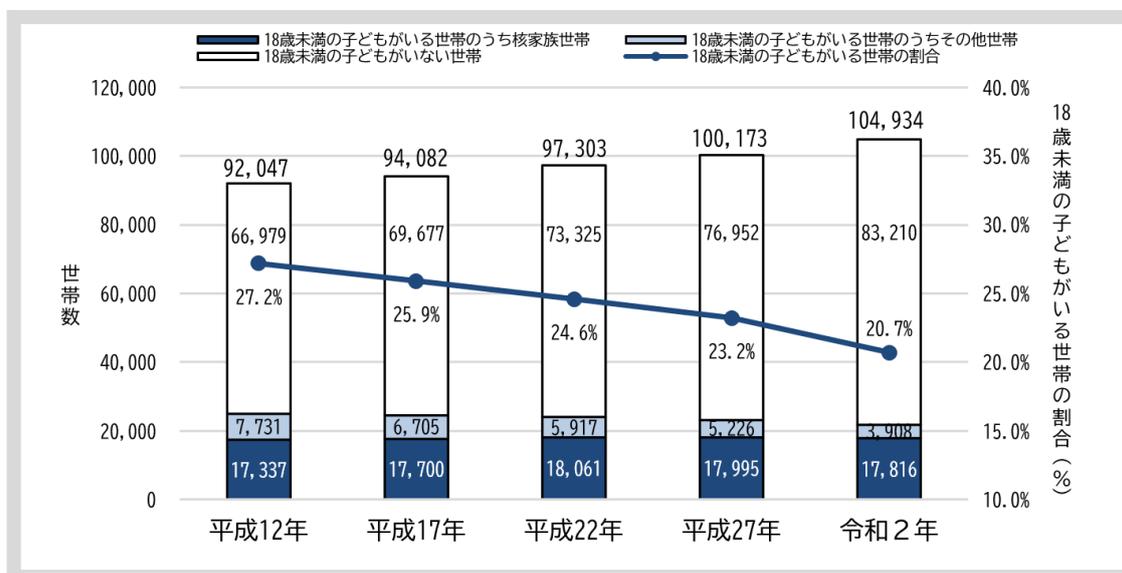


(出典) 長野県「毎月人口異動調査」(各年10月1日)

※平成22年度以前のデータについては、現在の市域に合わせて組み替えた数値

市の世帯数は、平成12年には92,047世帯であったが、令和2年には104,934世帯へと増加している。しかし、全世帯に占める18歳未満の子どもがいる世帯数の割合は、令和2年には20.7%まで低下している。また、18歳未満の子どもがいる世帯のうち、核家族世帯は18,000世帯前後で推移している。

(図表 9 18歳未満の子どものいる世帯数の推移)



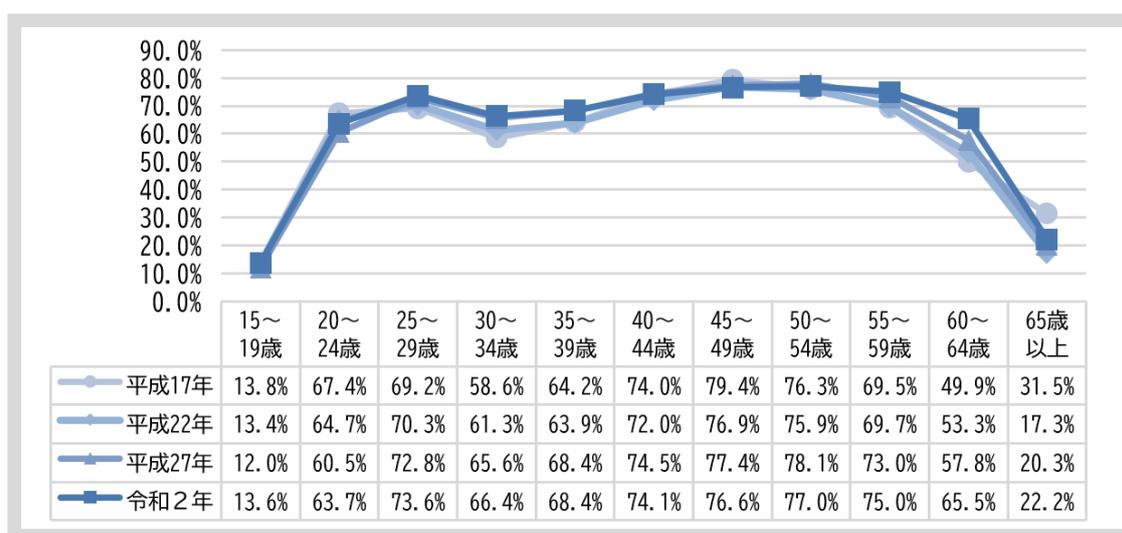
(出典) 総務省「国勢調査」

※平成22年度以前のデータについては、現在の市域に合わせて組み替えた数値

(2) 家庭の状況

市の女性の就業率を、平成17年と令和2年で年齢別に比較すると、30～34歳の就業率は、平成17年の58.6%から令和2年の66.4%へと増加しており、女性の就業状況の特徴と言われる、いわゆる「M字カーブ」が緩やかになっている。

(図表 10 松本市の女性の就業率の経年比較)

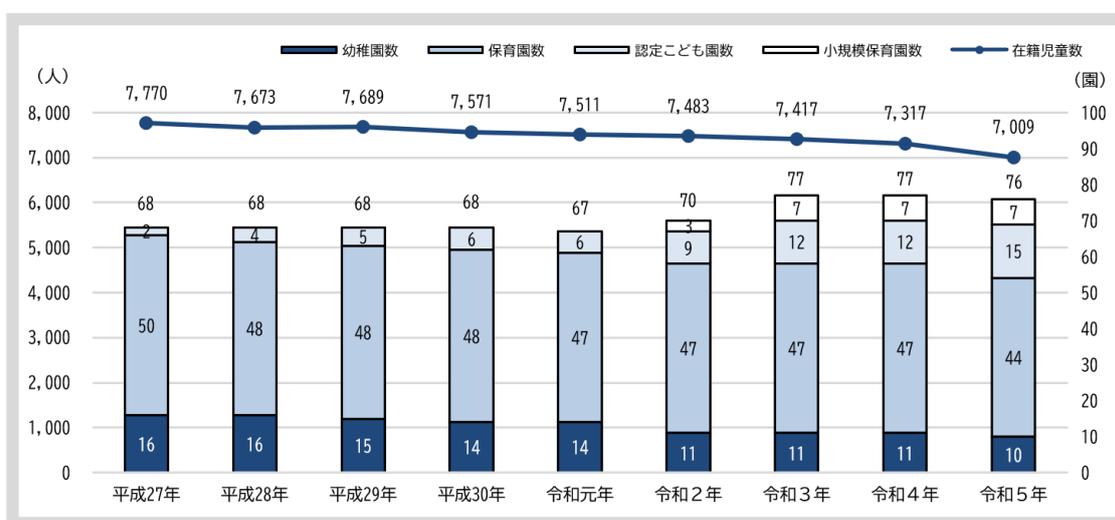


(出典) 総務省「国勢調査」

(3) 子育て支援サービスの状況

平成 22 年の合併以降、保育園と幼稚園の施設数はほぼ横ばいで推移してきたが、平成 27 年から認定こども園が設置され、令和 2 年からは地域型保育として小規模保育園が設置され始めた。令和 5 年には、公立私立合わせて幼稚園 10 園、保育園 44 園、認定こども園 15 園、小規模保育園 7 園となっている。在籍児童数を見ると、7,000 人台で推移しているものの、徐々に減少傾向にある。また、市では平成 29 年 10 月から 3 歳未満児に待機児童が発生しており、その解消が課題となっている。

(図表 11 松本市の乳幼児期の教育・保育の提供状況の推移)

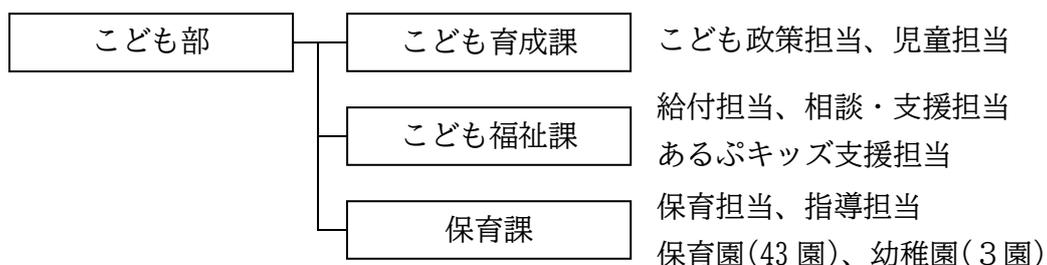


(出典) 松本市保育課

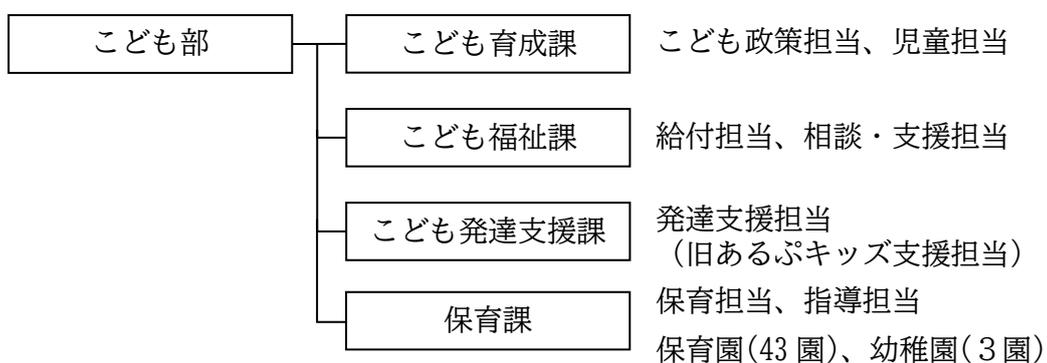
第4 子育て関連事業の概要

I こども部の組織体制について

市の子ども・子育て関連事業は、こども部が中心となって実施している。こども部の組織図は、下記のとおりである。



なお、令和6年度において、こども福祉課内の「あるぷキッズ支援事業」を拡充し、松本市インクルーシブセンターとして開設したことに伴い、担当部門を新設した。令和6年度現在の組織図は、下記のとおりである。



Ⅱ こども部の予算及び決算

1 こども部の当初予算

過去3年間（令和3年度～令和5年度）におけるこども部各課の当初歳出予算は、下記のとおりである。

(1) 一般会計

(単位：千円)

部署名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
こども育成課	921,530	963,200	1,418,740
こども福祉課	5,966,970	6,180,550	6,137,110
保育課	4,478,980	4,611,270	4,732,940
合計	11,367,480	11,755,020	12,288,790

(2) 母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計

(単位：千円)

部署名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
こども福祉課	32,870	29,840	29,210

2 こども部の補正後予算

過去3年間（令和3年度～令和5年度）におけるこども部各課の補正後歳出予算は、下記のとおりである。

(1) 一般会計

(単位：千円)

部署名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
こども育成課	1,004,696	984,316	1,507,777
こども福祉課	9,983,294	7,327,419	6,483,646
保育課	4,564,432	4,570,702	4,894,999
合計	15,552,422	12,882,437	12,886,422

(2) 母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計

(単位：千円)

部署名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
こども福祉課	31,290	31,770	28,050

3 こども部の決算

過去3年間（令和3年度～令和5年度）におけるこども部各課の歳出決算は、下記のとおりである。

(1) 一般会計

(単位：千円)

部署名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
こども育成課	962,607	947,843	1,429,924
こども福祉課	9,846,664	7,252,984	6,421,987
保育課	4,322,023	4,474,252	4,639,477
合計	15,131,296	12,675,080	12,491,390

(2) 母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計

(単位：千円)

部署名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
こども福祉課	16,779	17,109	15,855

Ⅲ こども部の実施する事業

令和5年度時点において、こども部が実施している事業は下記のとおりである。

1 こども育成課

(1) 子どもの権利施策の推進に関する事務

- ① 松本市子どもにやさしいまちづくり推進計画に関すること
- ② 子どもの権利相談室「こころの鈴」の運営に関すること
- ③ 子どもの権利の普及・啓発事業に関すること
- ④ まつもと子どもスマイル運動に関すること
- ⑤ まつもと子ども未来委員会に関すること
- ⑥ 子ども交流事業に関すること

(2) 青少年の健全育成事業に関する事務

- ① 青少年問題・いじめ問題対策連絡協議会に関すること
- ② 青少年健全育成市民大会の開催に関すること
- ③ 子どもの居場所づくりに関すること
- ④ 青少年関係団体に関すること
- ⑤ 松本子どもまつりの開催に関すること
- ⑥ 「集まれ！松本キッズ！」発行に関すること
- ⑦ 情報とつきあう力（メディア・リテラシー）講座に関すること
- ⑧ 青少年薬物乱用防止対策事業に関すること
- ⑨ 子育てコミュニティサイト運営事業に関すること
- ⑩ 子どもの支援・相談スペースの運営に関すること

(3) 青少年育成センター事業に関する事務

- ① 街頭補導活動事業に関すること
- ② 補導委員協議会に関すること
- ③ 青少年相談事業に関すること
- ④ 有害環境浄化活動事業に関すること
- ⑤ 育成センターだよりの発行に関すること

(4) 児童の健全育成に関する事務

- ① 児童館、児童センターの管理運営・施設整備に関すること

- ② 放課後子どもプランに関すること
- ③ 児童遊園の設置及び施設整備に関すること
- ④ 町会設置の簡易児童遊園に対する補助に関すること

(5) 子育て支援に関する事務

- ① ファミリー・サポート・センター事業に関すること
- ② 子育てサポーター訪問事業に関すること
- ③ つどいの広場事業に関すること
- ④ こどもプラザに関すること
- ⑤ 子ども子育て安心ルームに関すること
- ⑥ 病児・病後児保育事業・休日保育事業に関すること
- ⑦ ながの子育て家庭優待パスポート事業に関すること
- ⑧ 地域子育て支援事業補助に関すること
- ⑨ 赤ちゃん休憩室に関すること

2 こども福祉課

(1) 子どもに係る経済的負担軽減に関する事務

- ① 児童手当、児童扶養手当の支給に関すること
- ② 特別児童扶養手当の受付・進達に関すること
- ③ 障害児福祉手当の支給に関すること
- ④ 交通及び災害遺児等福祉金の支給に関すること
- ⑤ 福祉医療（子育て支援・ひとり親家庭支援・障害者支援）の給付に関する
こと
- ⑥ 自立支援（育成）医療、未熟児養育医療の給付に関すること
- ⑦ 小児慢性特定疾病医療に関すること

(2) 子育て支援・相談に関する事務

- ① 子育て総合相談に関すること
- ② 子どもの貧困対策に関すること
- ③ こんにちは赤ちゃん事業に関すること

(3) 要保護児童への対応に関する事務

- ① 児童虐待相談に関すること

- ② 家庭児童相談に関する事
- ③ 児童虐待防止・特定妊婦に関する事
- ④ 子育てショートステイ事業に関する事

(4) 女性の相談支援に関する事務

- ① 家庭内の相談に関する事
- ② 家庭内暴力の相談に関する事
- ③ 女性の就労相談に関する事

(5) ひとり親家庭への支援に関する事務

- ① ひとり親家庭相談事業に関する事
- ② ひとり親家庭自立支援給付事業に関する事
- ③ 母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業に関する事

(6) 児童入所施設に関する事務

- ① 母子生活支援施設「母子ホーム」に関する事
- ② 助産施設に関する事

(7) 障がい児の福祉に関する事務

- ① 自立支援給付に関する事
- ② 障害児通所給付に関する事
- ③ 地域生活支援事業に関する事
- ④ 身体障害者手帳、面接、相談、支援に関する事
- ⑤ 療育手帳、面接、相談、支援に関する事
- ⑥ 精神保健福祉手帳、面接、相談、支援に関する事
- ⑦ 指定障害児通所支援事業者の指定等に関する事

(8) あるぷキッズ支援事業に関する事務

- ① あるぷキッズ支援室（相談窓口）に関する事
- ② 巡回支援（保育園・幼稚園・学校等）に関する事
- ③ 保護者支援（あそびの教室・ペアレントトレーニング等）に関する事
- ④ あるぷキッズサポート手帳の配布に関する事

(9) 教育相談に関する事務

- ① 教育相談に関する事

3 保育課

(1) 保育に関する事務

- ① 公立保育園・公立幼稚園の運営及び施設整備に関する事
- ② 入退園及び保育料に関する事
- ③ 特別保育事業に関する事
- ④ 公立保育園・公立幼稚園の職員人事に関する事
- ⑤ 私立保育園・私立幼稚園に関する事
- ⑥ 認定こども園、小規模保育園に関する事
- ⑦ 認可外保育施設に関する事
- ⑧ 子ども・子育て支援新制度、幼児教育・保育無償化に関する事

(2) 指導に関する事務

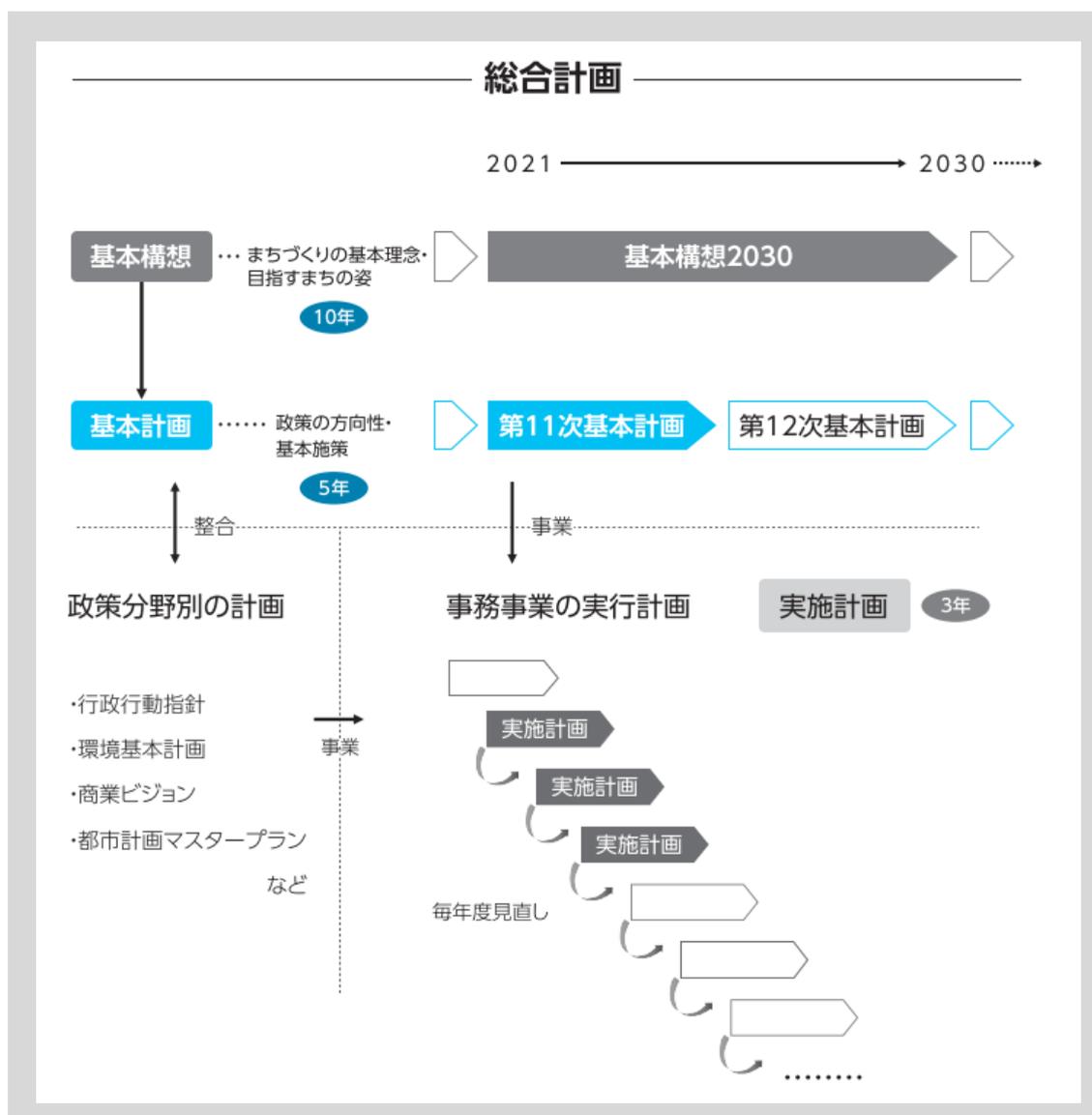
- ① 公立保育園・公立幼稚園職員の研修に関する事
- ② 保育・食育・保健衛生等の指導に関する事

IV 松本市における子ども・子育てに関する計画について

1 松本市総合計画（基本構想 2030・第 11 次基本計画）における子どもに関する施策

松本市総合計画は、今後 10 年間のまちづくりの指針となる「基本構想」、基本構想に掲げる基本理念や目指すまちの姿を実現するために具体的な政策の方向性や基本施策を 5 年ごとに体系的に示す「基本計画」と、概ね 3 年ごとに具体的な事務事業の実行計画を示す「実施計画」から構成されている。なお、「実施計画」はローリング方式により毎年度見直しを行いながら策定する。相互の関係性は下記のとおりである。

(図表 12 総合計画における各構成要素の関係)



(出典) 松本市「松本市総合計画（基本構想 2030・第 11 次基本計画）」

市では、「第11次基本計画」（令和3年度～令和7年度）の中で、重点戦略として「ゼロカーボン」と「DX・デジタル化」を掲げるとともに、街づくりの具体的な各論である「基本施策」として下記の7分野にまとめている。

分野1 こども・若者・教育

分野2 健康・医療・福祉

分野3 住民自治・共生

分野4 環境・エネルギー

分野5 都市基盤・危機管理

分野6 経済・産業

分野7 文化・観光

このうち、「分野1 こども・若者・教育」の基本施策は下記のとおりである。

基本施策1-1 結婚・出産・子育て支援の充実

結婚、妊娠、出産の希望に寄り添い、安心して生み育てられる環境を充実させることにより、少子化に歯止めをかけ、子育て世代に選ばれるまちを目指します。

基本施策1-2 質の高い保育・幼児教育の実現

保育サービスと環境整備の充実を図り、子どもの自己の力を高める質の高い保育・幼児教育の実現を目指します。

基本施策1-3 個性と多様性を尊重する学校教育

子どもたちが、主体的・協働的に探究することを通して、豊かな心と道徳心、確かな学力と体力が生まれ、個性が発揮できる学校教育を目指します。

基本施策1-4 子どもにやさしいまちづくり

子ども一人ひとりが尊重され、自分らしく生きる力をつけるために、すべての子どもにやさしいまちの実現を目指します。

基本施策1-5 未来につなぐ子ども福祉の充実

子どもたちが虐待や貧困、障害や病気などを理由とした不利を受けることなく、健やかに育まれるまちを目指します。

基本施策1-6 若者が活躍できる環境づくり

未来を担う若者が地域や多様な人とかかわる機会を創出し、若者を社会全体で育み、主体的に地域で活躍できるまちを目指します。

基本施策1-7 ニーズに応じた生涯学習の実現

多世代の多様なニーズに応じた学習機会や施設等の充実を図り、誰もが

豊かな人生を送り、活躍できる生涯学習社会を目指します。

基本施策1－8 全ての世代にわたる食育の推進

生涯にわたって心身ともに健康で過ごせるよう、望ましい食習慣を身に付けるとともに、食を通じた豊かな人間性の形成を目指します。

このうち、本報告書と関連する基本施策は、「1－1」～「1－6」である。

2 第2期松本市子ども・子育て支援事業計画

市では、令和2年に、「松本市総合計画」の下、子どもと子育て中の家庭を支援する子育て分野の事業計画として「第2期松本市子ども・子育て支援事業計画」を策定している。本計画は令和2年度から令和6年度までの5か年計画となっており、令和6年度に国の方針を踏まえ、策定のための検討を行い、令和7年度から次期計画を施行する予定となっている。本計画の概要は下記のとおりである。

基本理念

「すべての子どもにやさしいまち 一育ちあい、支えあい、分かちあい」

基本目標及び事業計画の構成

基本目標1 質の高い幼児期の学校教育・保育の提供【育ちあい・支えあい】

- ① 施設型給付及び地域型保育給付に係る事業の推進（保育課）
- ② 認定こども園の普及、各施設・事業や小学校との連携等に係る事項（保育課）

基本目標2 地域のニーズに応じた子育て支援の質・量の充実

【育ちあい・支えあい】

- ① 利用者支援事業（健康づくり課、こども育成課、保育課）
- ② 地域子育て支援拠点事業（こども育成課）
- ③ 妊婦健康診査（健康づくり課）
- ④ 乳児家庭全戸訪問事業（こども福祉課）
- ⑤ 養育支援訪問事業、その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業（こども福祉課）
- ⑥ 子育て短期支援事業（こども福祉課）
- ⑦ ファミリー・サポート・センター事業（こども育成課）
- ⑧ 一時預かり事業（保育課）
- ⑨ 延長保育事業（保育課）
- ⑩ 病児・病後児保育事業（こども育成課）

- ① 放課後児童健全育成事業（こども育成課）
- ② 実費徴収に係る補足給付を行う事業（保育課）
- ③ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業（保育課）

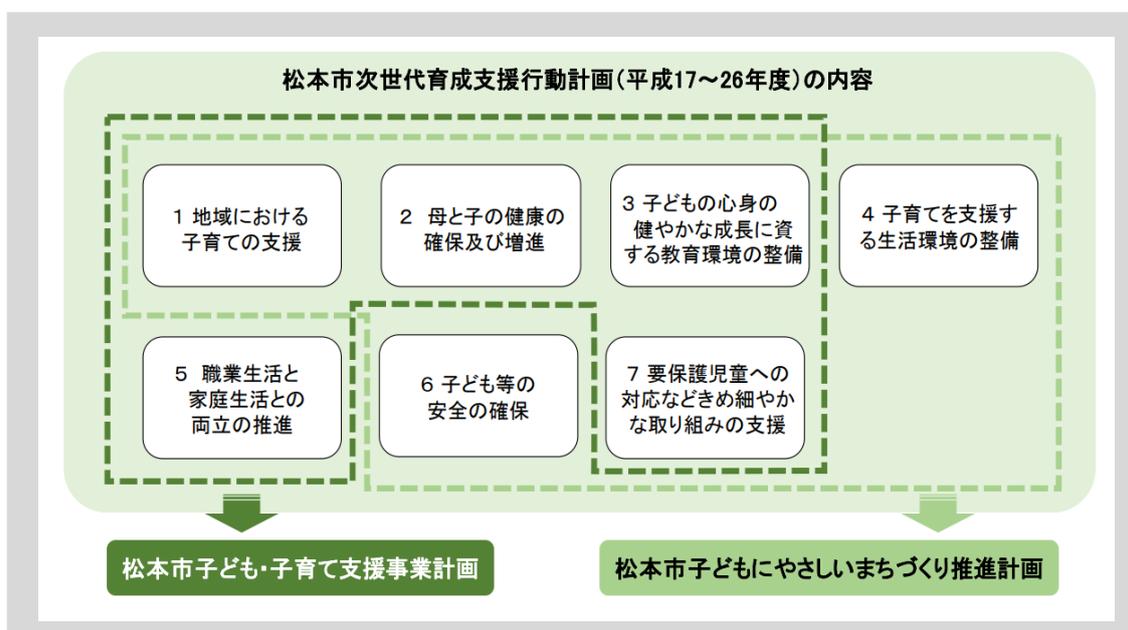
基本目標3 ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭の両立）を実現する環境づくりの推進【支えあい・分かちあい】

- ① 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

3 第2次松本市子どもにやさしいまちづくり推進計画

市では、令和2年に、子どもの権利条例第22条に基づき、子どもの権利を実現する子どもにやさしいまちづくりを総合的、継続的に推進するための計画として「第2次松本市子どもにやさしいまちづくり推進計画」を策定している。本計画は、「松本市総合計画」のほか、前述の「第2期松本市子ども・子育て支援事業計画」等と整合を図りながら策定されており、「松本市子ども・子育て支援事業計画」との関係性は下記のとおりである。

（図表 13 松本市子ども・子育て支援事業計画との関係）



（出典）松本市「第2次松本市子どもにやさしいまちづくり推進計画」

本計画は令和2年度から令和6年度までの5か年計画となっており、毎年度取組状況

を検証し、課題を整理しながら新たな取組について計画する方針である。本計画の概要は下記のとおりである。

基本理念

「すべての子どもにやさしいまちづくり」

基本目標

- 基本目標1 どの子どもいのちと健康が守られ、社会の一員として成長できるまち
- 基本目標2 どの子ども愛され、大切に育まれ、認められ、安心して生きることができるまち
- 基本目標3 どの子ども松本の豊かな美しい自然と文化のなかで、のびのびと育つまち
- 基本目標4 どの子ども地域のつながりのなかで、遊び、学び、活動することができるまち
- 基本目標5 どの子ども自由に学び、そのための情報が得られ、支援が受けられ、自分の考えや意見を表現でき、尊重されるまち
- 基本目標6 どの子どもいろいろなことに挑戦し、たとえ失敗しても再挑戦できるまち

施策の方向

- 【施策の方向1】 子どものいのちと健康を守り、大切にする環境づくり
 - 推進施策1 子どものいのちを守り、大切にする環境づくり
 - 推進施策2 子どもの健康を守り、大切にする環境づくり
- 【施策の方向2】 子どもの権利の普及と学習への支援
 - 推進施策1 子どもの権利の普及
 - 推進施策2 子どもの権利に関する学習への支援
- 【施策の方向3】 子どもの相談・救済の充実
 - 推進施策1 子どもの権利相談室「こころの鈴」の充実
 - 推進施策2 子どもの権利に関する相談機関の充実
- 【施策の方向4】 子どもの意見表明・参加の促進
 - 推進施策1 市政や社会における子どもの意見表明・参加の促進
 - 推進施策2 学校における子どもの意見表明・参加の促進
 - 推進施策3 地域における子どもの意見表明・参加の促進
- 【施策の方向5】 子どもの居場所づくりの促進
 - 推進施策1 子どもの居場所づくりの推進

推進施策2 子どもの居場所としての環境づくり

【施策の方向6】 子どもが地域で健やかに成長するための支援

推進施策1 子どもが主語となる活動ができる地域づくり

推進施策2 地域で子どもが安心して育つことができる環境づくり

【施策の方向7】 子どもの育ちを支援する環境づくり

推進施策1 子どもが主体的に挑戦し、失敗しても再挑戦できる環境づくり

推進施策2 子どもが安心して育つことができる環境づくり

【施策の方向8】 保護者や支援者への支援の充実

推進施策1 保護者等への支援

推進施策2 子育て支援者を支援する環境づくり

第5 包括外部監査の結果

I 目標達成に向けた取組の強化について

この節では、設定した目標や計画に対して実績が未達であり、達成に向けた取組を強化していくことが望まれる項目について記載している。

1 ファミリー・サポート・センター事業について【こども育成課】

事業名	ファミリー・サポート・センター事業
事業の概要	<p>0歳から概ね15歳までの子どもを預けたい方（依頼会員）と子どもを預かりたい方（協力会員）が会員となり、有料で行う子育て援助活動。関係図は下記のとおり。</p>
予算額	4,400 千円
決算額	4,072 千円

令和5年度において、ファミリー・サポート・センターでは、下記の3事業を実施している。

(1) ファミリー・サポート事業

本事業は、残業で保育園にお迎えに行けないとき、外出したいが子ども連れでは出かけるににくいときなどに、協力会員の自宅にて子どもを預けられるものである。利用料金は下記のとおりである。

(図表 14 ファミリー・サポート事業の1時間あたりの利用料金)

援助時間区分	送迎・一時保育	病児保育
月曜日～土曜日 午前8時～午後6時	600円	700円
月曜日～土曜日上記時間外 日曜日・祝日	700円	800円

※2人目からは半額、交通費は実費

(2) 子育てサポーター訪問事業

本事業は、家事を済ませている間に子どもを保育してほしいときなどに、子育てサポーター（市が主催する子育てサポーター養成講座を修了した協力会員）が依頼会員の自宅を訪問して保育や育児に伴う家事援助を行うものである。利用料金は下記のとおりである。

(図表 15 子育てサポーター訪問事業の1時間あたりの利用料金)

援助時間区分	送迎・一時保育	病児保育
月曜日～土曜日 午前8時～午後6時	800円	900円
月曜日～土曜日上記時間外 日曜日・祝日	900円	1,000円
宿泊 ※1泊あたり (午後9時～翌朝7時まで)	5,000円	6,000円

※2人目からは半額、交通費は実費

(3) 緊急サポート事業

本事業は、家族の急病などで急遽子どもを保育してほしいときなどに、通常の事務局受付時間外である下表の時間に援助の申込みをすることができるものである。

(図表 16 緊急サポート事業の受付時間)

曜日	受付時間
月～金曜日 (祝日を除く)	午前7時～午前8時30分
	午後5時～午後8時
土曜日・日曜日・祝日	午前7時～午後8時

※年未年始(12/29～1/3)は除く

各事業の過去3年間の実績は下記のとおりである。

(図表 17 ファミリー・サポート・センター事業の過去3年間の活動実績)

事業名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
ファミリーサポート事業	会員数	3,092人 ・ 依頼会員 2,842人 ・ 協力会員 195人 ・ 依頼協力会員 55人	3,076人 ・ 依頼会員 2,825人 ・ 協力会員 192人 ・ 依頼協力会員 59人	3,363人 ・ 依頼会員 3,086人 ・ 協力会員 207人 ・ 依頼協力会員 70人
	年間活動回数	2,995回	2,782回	3,257回
	年間活動時間	4,835時間	4,548時間	5,441時間
子育てサポーター訪問事業	利用者登録数	1,460人	1,528人	1,709人
	サポーター登録数	131人	138人	144人
	年間活動回数	2,341回	2,382回	2,997回
	年間活動時間	5,638時間	6,002時間	7,268時間
緊急サポート事業	利用件数	18件	5件	7件

令和3年度からは、3歳未満児で保育園等に在籍していない子どもの保護者や2人以上の子どもを養育している保護者に向けて無料クーポンを配布した効果もあり、緊急サポート事業を除いて活動回数及び活動時間は年々増加傾向にある。

意見1-1 緊急サポート事業の協力会員募集強化について

「第2次松本市子どもにやさしいまちづくり推進計画」の中では、令和6年度に緊急サポート利用件数30件を掲げていたものの、経験豊富な主要メンバーのうち一人が病気のため療養に入った影響で、令和6年度の実施は一時中断となっている。本事業は有償ではあるものの、ボランティアとしての要素を多分に含んでおり、担い手となる協力会員の確保が事業継続にあたって大きなポイントとなるが、現状は継続できるだけの人員が不足している。市では協力会員への謝礼金の増額、広報誌での告知、ボランティア養成講座の実施など、協力会員増加に向けた取組を継続的に行っているが、市民のニーズに合ったサービスを継続的に提供するために、更なる協力会員の募集強化が望まれる。協力会員のやりがいや依頼会員の喜びの声など、会員からの実際のフィードバックをホームページやSNSで周知することや、協力会員へのアンケートで周知にあたっての効果的なアイデアを吸い上げることなど、追加の対応策を検討されたい。

2 産後ママ家事支援サービスについて【こども育成課】

事業名	産後ママ家事支援サービス事業
事業の概要	出産後母体の回復期に、サポーターが自宅を訪問し、食事作り、掃除、洗濯等の家事を有償で支援する事業。令和5年度に新たに開始。
予算額	250 千円
決算額	36 千円

本事業は、生後4か月以内（多胎の場合は生後1年以内）の乳児がいる家庭に対し、出産後の母親の身体的負担の軽減を図るため、食事作り、掃除、洗濯等の日常的な家事支援を行うものである。前述の「子育てサポーター訪問事業」の支援会員のうち、事業への協力を希望する者が本事業の「サポーター」となり、利用会員の自宅を訪問して家事支援サービスを行う。利用料金は下記のとおりである。

（図表 18 産後ママ家事支援サービス事業の1時間あたりの利用料金）

時間区分	利用料金
平日の午前8時～午後6時	800 円
平日の上記時間以外・休日等	900 円

※交通費は実費

令和5年度の実施状況は下記のとおりである。

（図表 19 産後ママ家事支援サービス事業の実施状況）

区分	令和5年度
実利用者数（月単位で集計）	61 人
利用件数	165 件
利用時間数	284 時間

意見1-2 産後ママ家事支援サービスのサポーター募集強化について

市としては適正なサポーターの規模を30人程度と考えており、サポーターを増やす目的で同行研修費用を予算計上していたが、実際はサポーターとして稼働しているのは10人で、同行研修の希望者が少なかったことから、予算計上の大半は未消化となった。サービス開始初年度でまだ認知度が低いと考えられるため、ホームページや広報誌での周知を更に強化しながら、担い手となるサポーターを増やし、継続的にサービスを拡大していくことが望まれる。

3 こんにちは赤ちゃん事業について【こども福祉課】

事業名	こんにちは赤ちゃん事業
事業の概要	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を各地区の民生・児童委員及び主任児童委員が訪問し、子育てガイドブックによる子育て支援に関する情報提供を行う。母子に関する悩みを聞き、必要とする適切なサービスへ結び付け、乳児家庭の孤立化を防ぎ乳児の健全育成を支援する事業である。 また、食の大切さ・木のぬくもりを伝えるため、ファーストスプーンとして「手作りの木製スプーン」を贈っている。
予算額	2,746 千円
決算額	2,731 千円

こんにちは赤ちゃん事業では、乳児のいる家庭の孤立や育児ストレスによる虐待の発生を予防し、乳児の健やかな育ちを支援するため、民生・児童委員等により生後4か月までの乳児のいるすべての家庭への訪問を実施している。訪問した家庭においては、育児が孤立化しないような助言をしたり、育児に関して困りごとがないかなどの確認をすることができる。訪問時に、木製のスプーンを渡している。

事業の目的では、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭への訪問をしていますが、令和5年度の訪問率は69.2%であり、コロナ前の平成30年度、令和元年度の約90%と比較して低い。なお、訪問していない場合には、木製のスプーンは4か月健診で渡しているとのことである。

(図表 20 こんにちは赤ちゃん事業の訪問率)

	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
訪問率	90.0%	91.0%	37.3%	43.4%	13.8%	69.2%

訪問した中に、外国籍の家庭において、言葉が通じなかったり、居留守であったり、訪問した民生委員等が意思疎通しづらいケースがある。例えば、外国籍の家庭には、多文化共生プラザと共同して訪問するなど、家庭の状況を把握できるような工夫をされたい。

意見1-3 こんにちは赤ちゃん事業について

こんにちは赤ちゃん事業は、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭へ訪問して、母子に関する悩みを聞き、必要とする適切なサービスへ結び付け、乳児家庭の孤立化を防ぎ乳児の健全育成を支援するために有効な事業であるので、コロナ前の訪問率である約90%に回復することを目指されたい。

訪問率を向上させるためには、地区別・民生委員別の訪問率を把握して、訪問率の低い地区に対して訪問率を上げるように催促することが必要である。

また、外国籍の家庭には、多文化共生プラザと共同して訪問するなど、家庭の状況を把握できるような工夫をされたい。

4 子どもの居場所づくり推進事業について【こども福祉課】

事業名	子どもの居場所づくり推進事業
事業の概要	子どもの貧困対策として、平成 29 年 4 月に松本市子どもの未来応援指針が策定された。 この指針に基づき、子どもの自己肯定感向上を目的とした食事提供及び学習支援等を行う子どもの居場所づくり事業を運営する団体に対し、交付金を支給するもの。 令和 4 年度からは、軽食型や学習支援者加算の区分を追加している。
予算額	6,300 千円
決算額	5,241 千円

(1) 居場所づくり推進事業の概要

子どもの居場所づくり推進事業は、平成 29 年に策定された「松本市子どもの未来応援指針」（以下、「指針」という。）の中で重要施策に位置付けられ、市内で 4 か所の「子どもの居場所」（以下、「居場所」という。）が立ち上がり開始した。

事業の概要は、月 1 回以上、食事提供や学習支援、生活相談に応じる「居場所」を開設する団体へ交付金を交付するものである。

市は、市内全域の子どもが自分の意志で歩いて参加できる場所に「居場所」が拡大していくことを目指して交付金制度の拡充を図っており、市内に存在する 28 の各小学校区に 1 か所以上の「居場所」の開設を目指している。

平成 29 年の指針策定から 6 年が経過し、令和 5 年度末時点で市内の「居場所」は 13 小学校区、18 会場まで増えている。

市は、「居場所」を増やすために以下のような取組を実施している。

- ・松本地域子ども応援プラットフォーム総会時に、居場所づくり交付金についての案内
- ・地区の会議（地区支援企画会議、民生児童委員協議会等）での案内
- ・市ホームページへの掲載

上記の取組の結果、地域の自治会や NPO 法人等から補助金申請の申込みがあり、令和 6 年 9 月現在で 28 小学校区に対して 18 小学校区、24 会場の「居場所」設置

という現状に至っている。

そのほか、「居場所」運営団体に対する交付金について、実情に合わせた内容の見直しを随時行うことで、補助金制度の利用を促すとしている。

(図表 21 小学校区別会場数 (令和 6 年 9 月現在))

No.	小学校名	対象児童数 (小学校のみ) 令和 6 年 5 月 1 日現在	会場数		
			令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
1	開智小	571	2	2	2
2	源池小	235	1	1	1
3	筑摩小	355			1
4	旭町小	340			
5	田川小	265			1
6	鎌田小	823	1	1	1
7	清水小	600			1
8	島内小	736	1	1	1
9	中山小	95		1	
10	島立小	272	1		1
11	芝沢小	403	2	2	2
12	菅野小	554		1	1
13	芳川小	758		1	1
14	寿小	627	3	3	3
15	岡田小	373			1
16	山辺小	569	1	1	1
17	今井小	153			1
18	開明小	562			
19	明善小	387	1	1	1
20	本郷小	346			
21	二子小	189			
22	並柳小	295	2	2	2
23	四賀小	117			
24	安曇小	32			
25	大野川小	22			
26	奈川小	6			
27	梓川小	660			
28	波田小	827	1	1	2
合計		11,172	16	18	24

(2) 28 校区への居場所開設の目標に向けた取組

令和6年9月現在、18小学校区24会場に「居場所」が開設されており、市内の11,172人の対象児童のうち8,803人(78%)の学区について「居場所」が開設されている。

一方で、「居場所」の開設がない学区は、対象児童数が少なく市の中心街から離れている地域が多い傾向にある。児童数200人以下の校区7区では、開設は今井小学校区の1区のみである。

児童が少ない地域は人口も少なく、開設を難しくしている課題として以下の点が挙げられる。

- ① 学校区における対象児童数が少ない。
- ② 「居場所」運営のなり手が不足している。

市は、松本地域子ども応援プラットフォーム総会時に、居場所づくり交付金についての周知や、地区の会議(地区支援企画会議、民生児童委員協議会等)での案内を行うことで、「居場所」設立のなり手となり得る団体への呼びかけを行っている。

指摘1-1 松本市子どもの居場所づくり推進事業交付金における補助金予算の執行率について

「松本市子どもの居場所づくり推進事業交付金」(令和5年度:18会場・15団体)について、令和5年度における各運営団体の補助金申請から実績報告に至るまでの、一連の補助金関連書類を閲覧したところ、交付申請額に対する補助金の執行率が70%台以下に留まる団体が2つあり、それぞれの執行率は73%(戻入額71,920円)、54%(戻入額276,160円)であった。

補助金の交付決定を受けながら事業が執行されずに補助金を返還することになる場合、結果として市の歳出予算枠を圧迫することにもつながり、返還金に係る納入通知書の発行や入金管理など、市の事務コストの面からも好ましくない。このような場合、一般的には、運営団体は事業計画を実績に基づき見直したうえで、翌年度以降適切な金額での補助金申請をすることが望まれる。

もっとも、本事業においては、「松本市子どもの未来応援指針」における子どもの未来応援、貧困対策を図るという趣旨から、事業計画のとおり事業が執行されるように行政が支援する方法がないか検討すべきであると考えられる。

この点、市は執行率が低かった2団体について、その要因のヒアリングによる確認等を実施しておらず、事業が事業計画のとおり執行されなかった理由を十分に把握していない。したがって、運営団体の事業執行にどのような課題があり、課題に対して市がどのような対応で支援し得るか検討し得る状況ではない。

補助金の執行率が低かった運営団体については、市が低かった理由を十分にヒア

リングするとともに、事業執行に関する課題があれば吸い上げたうえで市としての対応策を検討するなど、運営団体の事業執行について支援されたい。

意見1-4 「居場所」未開設の学校区における、「居場所」のニーズと課題の把握を目的とした調査の実施について

平成29年の指針策定から6年が経過し、市は市内の全小学校区28区において「居場所」を設置することを目標とした取組を実施してきた。結果として、令和6年9月現在で市内の「居場所」は18小学校区（24会場）に設置されている。

一方で、「居場所」の開設がない学区は、対象児童数が少なく市の中心街から離れている地域が多く、児童数200人以下の校区7区では、開設は1区のみにとどまっている。市においても、なり手不足、対象児童数が少ないことなどから開設が比較的難しいという認識であった。

児童が比較的少ない地域を含めて、市内全域の子どもが自分の意思で参加できる場所に「居場所」を拡充する観点から、「居場所」運営のなり手に対する啓発活動、参加児童への「居場所」告知等の取組が引き続き求められる。

この点、今後の対策として、未開設の学校区において、地区（自治会・行政団体等）や児童への現状の聞き取りを行うことで、子どもが必要とする、子どもの視点に立った「居場所」がどのような姿か把握するとともに、子どもや地区における「居場所」のニーズ、設置に向けた課題を把握することが「居場所」の拡充に有用である。現状の聞き取りを行うにあたっては、子ども・地区の自治会・行政団体等へのアンケート調査の方法によることが考えられる。

アンケート調査の実施にあたっては、令和5年3月に内閣官房こども家庭庁設立準備室が公開した「こどもの居場所づくりに関する調査研究報告書」（調査研究実施機関：みずほリサーチ&テクノロジーズ）など、「居場所」のニーズ把握を目的としたアンケート調査実施報告について参照することで、その実施方法や調査内容の参考にすることが有用だと考えられる。

同報告書では、回答を得たアンケートの入手元について「学校の先生から」が最も多く、入手元の半数近くを占めており（58頁）、児童に対しては学校を通じてアンケートを実施することが回収率の向上に大きく寄与することが示唆されている。

また、放課後児童クラブなど子どもが集まる場所において、運営団体の協力を得て調査を実施することも調査の有効化・効率化に資すると考えられる。

以上の観点から、「居場所」のニーズや、「居場所」の設置に対する課題の把握を目的とした、子ども・地区自治会・行政団体等へのアンケート調査の実施を検討されたい。また、アンケート調査の実施にあたっては、学校区における学校や、放課後児童クラブの運営団体等、関係機関の協力を得たうえでの調査実施をあわせて検

討されたい。

5 子育て支援ショートステイ事業について【こども福祉課】

事業名	子育て支援ショートステイ事業
事業の概要	子育て支援ショートステイ事業は、保護者の病気や出産、冠婚葬祭、看護、出張転勤、育児疲れ等の環境的・精神的事由により居宅における子どもの養育が一時的に困難になったとき、児童養護施設と乳児院の2か所で、一時的に宿泊を伴った養育・保護を実施している。
予算額	1,396 千円
決算額	1,396 千円

本事業は国の「子育て短期支援事業」における施策の一つである。実施主体は市町村とされるが、市町村が認めた者へ委託を行うことができる。

市では「松本市子育て支援ショートステイ事業実施要綱」を制定し、市が市内の児童福祉施設2か所へ委託して事業を実施している。

財源としては国及び県から総事業費の3分の1ずつが交付されている。

具体的な事業内容は、児童の保護者が病気・仕事等その他の理由により子どもの養育が一時的に困難となった場合に、当該児童を一時的に児童福祉施設に入所させ、養育することであり、児童への安全な生活環境の提供と、家庭における子育て支援を目的としている。

松本市において利用できる施設は下記の2か所である。

- ・松本赤十字乳児院（原則として2歳未満の児童が対象）
- ・松本児童園（原則として2歳以上18歳以下の児童が対象）

施設を利用する際には、市こども福祉課へ申請書を提出する。利用決定後、施設と連絡を取り、送迎は保護者が行う。

利用期間は原則として7泊以内である。

令和5年度は延べ利用者数74人、165泊の利用があり、保護者の負担軽減につながっている。コロナ禍以降、利用者数及び宿泊数は増加傾向にある。

(図表 22 利用者の費用負担)

税区分 \ 年齢等	2歳未満／特別な配慮が必要な児童	2歳以上
①生活保護世帯 ②ひとり親家庭等で当該年度分 市民税非課税世帯	0円	0円
③当該年度分非課税世帯 ④ひとり親家庭等の世帯 (①②に該当する場合を除く)	1,100円	1,000円
⑤その他の世帯	5,350円	2,750円

(図表 23 過去3年間の利用実績)

年度	延べ利用者数(人)	宿泊数(泊)
令和3年度	48	118
令和4年度	43	158
令和5年度	74	165

意見1-5 子育て支援ショートステイ事業における事業評価の指標設定について

子育て支援ショートステイ事業については、令和5年度事務事業評価において活動指標、成果指標等の評価指標が設定されていない(令和6年度も同様)。したがって、定量的な観点から事業評価を行うことが困難である。

この点、本事業における年間延べ利用者や宿泊数については、事業活動の結果が定量的に表されたものであることから、活動指標もしくは成果指標として設定することが考えられる。

成果指標については、子どもの養育が一時的に困難になった保護者の支援や児童福祉という事業の目的から、目標値を定めて評価することに馴染まないという考え方もあり得るが、他方で、保護者の育児疲れを軽減し、児童の一時的な養育や保護に係るセーフティネットとしての観点から、安定した受入数を確保する必要がある。

目標値として年間延べ利用者や宿泊数などの定量的な指標を設定したうえで、差異についてその要因を分析することは、事業の課題を抽出して翌年度の改善行動につなげるための前提であり、また事業評価上も有用と考えられる。

市民に対する説明責任や公金支出の観点からも、当事業について現状よりも有効な事業評価が行われるよう、「活動指標」「成果指標」等についての設定を検討されたい。

6 自立支援教育訓練給付金給付事業について【こども福祉課】

事業名	自立支援教育訓練給付金給付事業
事業の概要	母子家庭の母又は父子家庭の父が、職業能力の開発のための講座を受講する場合、受講料の6割（上限 20 万円）を支給している。対象講座は、介護ヘルパーや医療事務等、専門性の高い講座である。
予算額	480 千円
決算額	125 千円

市では、母子家庭又は父子家庭の主体的な能力開発の取組を支援し自立の促進を図るため、母子家庭の母又は父子家庭の父が就業に結びつく特定の講座を受講した場合に、本人が支払った受講料等の一部を支給している。

対象となる講座は「松本市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱」の第4条で以下のように定められている。

- (1) 雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)及び同法施行規則(昭和 50 年労働省令第 3 号)の規定による一般教育訓練に係る教育訓練給付金(以下、「一般教育訓練給付金」という。)の指定教育訓練講座及びこれに準じた就業に結びつく可能性の高い講座で、地域や母子家庭の母又は父子家庭の父の実情に応じて市長が必要と認めた講座
- (2) 雇用保険法及び同法施行規則の規定による特定一般教育訓練に係る教育訓練給付金(以下、「特定一般教育訓練給付金」という。)の指定教育訓練講座及びこれに準じた就業に結びつく可能性の高い講座で、地域や母子家庭の母又は父子家庭の父の実情に応じて市長が必要と認めた講座(専門資格の取得を目的とする講座に限る。)
- (3) 雇用保険法及び同法施行規則の規定による専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金(以下、「専門実践教育訓練給付金」という。)の指定教育訓練講座及びこれに準じた就業に結びつく可能性の高い講座で、地域や母子家庭の母又は父子家庭の父の実情に応じて市長が必要と認めた講座(専門資格の取得を目的とする講座に限る。)

対象となる講座は幅広く、本事業への需要は高いと考えられる。なお指定教育訓練講座以外に、市が必要と認めた講座も給付金の支給対象となるが、現在のところ該当はない。市としても予算額を増額させる傾向にあるが、実際の給付額、給付件数は過去5年を通じて横ばいであり、予算額との間に乖離が生じている。令和5年度における給付件数も2件に過ぎず、予算執行率が26.1%と低調であった。なお、市から提供を受けた近隣市町村のデータにおいても、令和4年度の予算執行率は28.2%、令和5年度が34.4%と、松本市とあまり変わらない状況である。

(図表 24 過去5年間の予算決算比較)

年度	予算		決算		
	予算額 (円)	想定件数 (件)	給付額 (円)	給付件数 (件)	予算執行率 (%)
令和元年度	360,000	6	175,200	4	48.6
令和2年度	360,000	6	130,267	3	36.1
令和3年度	320,000	6	220,241	4	68.8
令和4年度	640,000	5	227,576	3	35.5
令和5年度	480,000	8	125,318	2	26.1

意見 1-6 自立支援教育訓練給付金給付事業について

市は本事業について、給付件数が増えるように周知徹底を行っている。例えば公式ホームページや市民向けの冊子などで本事業を周知している。また市へ相談に訪れた者の中で職員が必要と判断した相談者に対しては、職員が制度の案内をすることで利用促進を図っている。加えて、年1回ハローワーク主催で開催される松本地域生活保護受給者等就労自立促進事業協議会において情報共有を図っている。

しかし、実際には利用者は横ばいでなかなか増えていない。利用者が増えない原因としては、職員の周知活動が不足していることではなく、潜在的な利用者の声が届いていない可能性がある。例えば市の子育て応援サイトの「ひとり親家庭の自立支援教育訓練給付金」に、このような講座なら受講したいという要望を記載できる欄を設け、どのような講座に需要があるか把握することができるような仕組みの構築が有用と考えられる。

また利用者へのアンケートはとっていないが、改善の手がかりとするため利用者にアンケートをとることも考えられる。

II 適切な債権管理のための取組の強化について

この節では、市の債権を適切に管理するための取組を強化していくことが望まれる項目について記載している。なお、「意見2-6」については、意見の内容としては前節の「目標達成に向けた取組の強化について」に区分されるべき項目であるが、紙面の都合上「指摘2-2」に付随する形で本節に記載している。

1 児童扶養手当について【こども福祉課】

事業名	児童扶養手当給付事業
事業の概要※	父又は母と生計を同一にしない18歳未満（障がいを有する場合は20歳未満）の児童を養育する父、母等に支給。 1人目 44,140円 一部支給の場合 44,130円～10,410円 2人目加算額 10,420円 一部支給の場合 10,410円～5,210円 3人目以降加算額 6,250円 一部支給の場合 6,240円～3,130円 ※所得制限あり
予算額	767,020千円
決算額	763,749千円

※支給額は令和5年度時点の情報であり、令和6年度に改正されている。

(1) 児童扶養手当の概要

児童扶養手当は、母子福祉年金の補完制度として昭和36年に児童扶養手当法（以下、この項において「法」という。）の制定により創設された国の制度であり、父母の離婚などにより父または母と生計を同じくしていない児童が育成されるひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当である。手当支給には、所得制限などの条件がある。

市では、松本市児童扶養手当事務取扱要領（以下、「市取扱要領」という。）を制定し運用している。

市は本手当について認定から支給等の事務を行い、その窓口となっているのがこども福祉課である。なお、受付業務は西部福祉課でも行われている。

(2) 児童扶養手当返還金の発生原因

児童扶養手当返還金は、児童扶養手当の支給要件に該当しなくなった（資格喪失）、又は支給停止事由が発生している状況にもかかわらず支給した手当の返還金に係る

債権である。

受給者が児童扶養手当の支給要件に該当しなくなった場合、または手当の全部又は一部の支給停止事由が生じたときには、受給者自らが資格喪失届、支給停止関係発生届又は公的年金給付等受給状況届を市に提出しなければならないこととされている（法施行規則第3条の2第1項、第3条の3第1項、第11条参照）。

これらの届出を受け、市は資格喪失通知書又は支給停止通知書を送付する。

受給者による支給停止関係発生届の提出又は資格喪失届の提出手続きが行われない場合においても、市の有する公簿等により手当の支給事由が消滅したものと確認したときは、市は職権に基づき支給停止通知書又は資格喪失通知書を受給者に交付しなければならない（市取扱要領第10条、第14条）。

支給停止又は資格喪失が決定した場合において、資格喪失等事由が発生した日から資格喪失届等の提出又は通知までの間に支払われた児童扶養手当は、「法律上原因のない」利得となることから民法上の不当利得に該当し、市が受給者に返還を求めるとの金額が、児童扶養手当返還金である。

児童扶養手当返還金の具体的な発生事由として、以下のようなものがある。

- ① 障害年金等の公的年金を受給したとき
- ② 母等が婚姻（事実婚を含む）したとき
- ③ 手当支給されている住所から転出したとき
- ④ 所得制限を超過したとき 他

なお、市において、返還金の発生事由の中で最も多いものは、「①公的年金を受給するようになったとき」であり、債権件数の6割超を占めている。公的年金等が過去に遡って給付される場合や、公的年金を受給し、市区町村への手続きが遅れた場合、過去に受給した児童扶養手当の返還が必要になる場合がある。

市は、児童扶養手当の適正受給確保について、制度全般について長野県のパンフレット設置やホームページへの掲載により周知することや、申請の事前相談時、申請時及び現況届時における受給対象者への説明と確認など様々な取組を実施している。

しかし、公的年金については年金事務所が所管する範囲もあることから、市が手当受給資格に係るすべての情報を適時に把握し得るわけではないこと、障害年金については年金請求時以前に遡って認定されることがあるため、年金請求時点で把握していたとしても過払いが発生することがある（公的年金の遡り受給）。

(3) 児童扶養手当返還金の法的性質

児童扶養手当は、支給にあたって自治体の資格審査を経て決定されており、市に

よる資格喪失通知書又は支給停止通知書の後に返還を求めることから、公法上の原因又は公法関係から発生した債権と考えられるため、「公債権」に分類される。

偽りその他不正の手段により手当の支給を受けた者に対しては、国税徴収の例により、市が滞納処分の手続規定を準用して徴収することができる（法第23条）。しかし、その他の場合には市が自ら滞納処分をする根拠規定のない「非強制徴収公債権」（市債権管理条例第2条第4号）である。

地方自治法第236条（以下、この項において「自治法」という。）に基づけば、時効期間は5年と解される。

（４）収入未済・不納欠損等の状況

（図表25 令和5年度の債権額の状況）

（単位：円）

債権の内容	歳入予算額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
児童扶養手当返還金	3,040,000	15,332,900	3,970,920	0	11,361,980
その他		830,000	230,000	0	600,000
合計		16,162,900	4,200,920	0	11,961,980

※令和5年度歳入執行状況表より作成

※「その他」の内訳は、児童手当返還金及び給付金返還金である。

（図表26 児童扶養手当返還金に係る収入未済額の当初調定年度別内訳）

当初調定年度	収入未済額（円）	調定件数（件）	債務者数（人）
平成19年度	229,200	1	1
平成20年度	1,623,000	4	4
平成23年度	943,000	1	1
平成24年度	1,447,010	3	3
平成25年度	24,000	1	1
平成26年度	247,850	2	2
平成28年度	1,877,420	1	1
平成29年度	459,670	3	3
令和元年度	84,480	1	1
令和3年度	2,818,100	2	2
令和4年度	82,390	1	1
令和5年度	1,525,860	1	1
合計	11,361,980	21	21

令和5年度の調定額 15,332,900 円に対して、収入済額は 3,970,920 円であり、調定額に対して 74%が収入未済額となっている。

収入未済額の発生理由は主として次のとおりである。

- ・返還金の発生までに受給した手当を既に生活に費消しており、債務者の経済的事情から返還が困難。そもそも、ひとり親家庭等の自立促進という制度趣旨や、所得制限があることから、対象者の返済能力には限度がある場合が多い。
- ・破産
- ・転居等による所在不明

(5) 債権（収入未済額）の管理・保全

① 管理態勢

<債権管理簿の整備状況>

手当過払いの理由、過払期間、返還理由発生日、当初債権額、調定額、納入済額、債権残額、直近納入日等を債務者ごとに記載した「児童扶養手当一覧表」(Excel ファイル)を作成している。

② 債務者に対する情報収集

<調査の方法>

生活福祉課からの情報(生活保護受給者の場合)、市役所年金担当課からの情報、マイナンバーによる個人情報照会により、公的年金受給等の児童扶養手当返還理由発生を把握している。

(6) 債権（収入未済額）の回収事務

① 督促の実施状況

<実施方法・頻度>

手当の過払い者に対して、毎月月初に通知と納付書を送付している。

なお、計画的な返納を促すために、対象者に返還計画の作成及び返還計画承認申請書の提出を求めることで、分納を認める場合もある。

<延滞金等>

偽りその他不正の手段により手当の支給を受けた者がいるときは、市は延滞金を徴収することができる(自治法第23条)が、該当がないため徴収していない。

② 督促に応じない場合の措置

<法的措置による回収>

金額が大きい下記の1名については、生活福祉課と情報共有しながら、法的措置を検討している。

(対象者)

令和5年度末債権残額：2,658,050円

債務承認日：令和3年9月13日

③ 債務者本人以外の者へのアプローチ

<連帯保証人等の複数当事者対応の実施状況>

該当なし。

<債務者死亡後の相続人対応の実施状況>

該当なし。

(7) 長期延滞債権に関する消滅時効の適用について

時効期間を判断するには、まず、当該債権が公債権であるか、私債権であるかを判断する必要がある。

児童扶養手当返還金は公法上の原因又は公法関係から発生した公債権であり、その時効期間については、自治法第236条第1項が適用され、5年間であると考えられる。

ただし、もし返還金が単なる誤支給によって生じたものであって、「法律上原因のない利得」(民法第703条)であることを根拠として、取消しを経ずに返還を求めるものであれば、時効について民法が適用されるものと考えられる。もっとも、市が有する返還金債権の大半は、支給停止または資格喪失に伴う取消決定という公法上の原因の後に返還を求めることで生じたものであるため、それらの時効については自治法第236条第1項を適用する方が適切であると考えられる。

消滅時効について自治法が適用される場合、時効の援用を要せず、また、その利益を放棄することができない(自治法第236条第2項)。つまり、公債権では時効期間が経過して時効が完成すれば、当然に権利が消滅する。

この点、令和5年度末の返還金債権には、返還理由発生日から5年超経過しており、かつ納入もされていないものが下記のとおり5件存在し、そのうち3件(平成23年以前のもの)については返還理由発生日から10年を経過している。

(図表 27 返還理由発生年以降、5年超経過している債権)

No.	返還理由発生年	当初債権額	令和5年度調定額	令和5年度納入済額	債権残額
1	平成20年	887,680円	127,760円	0円	127,760円
2	平成20年	584,080円	582,080円	0円	582,080円
3	平成23年	1,043,000円	943,000円	0円	943,000円
4	平成29年	63,640円	63,640円	0円	63,640円
5	平成29年	92,250円	87,250円	0円	87,250円
	合計	2,670,650円	1,803,730円	0円	1,803,730円

市は、返還金の対象者に対して、毎月月初に督促状を送付して納付を促している。自治体の行う納入の通知及び督促には、時効更新の効力が認められている（自治法第236条第4項）。したがって、自治体が債務者に督促をすれば、時効は更新される。

督促の時効更新の効力は1回目の督促に限って認められる効力であり、2度目以降の「督促状」には時効更新の効力が認められないと解される（昭和44年2月6日自治行第12号東京都経済局長宛行政課長回答、地方自治制度研究会編『地方自治関係実例判例集』株式会社ぎょうせい・平成27年第15次改訂版・1268頁）。ただし、「督促状」の送付は民法上の催告の性質を有することから、2度目以降の「督促状」には、民法第150条に基づけば、時効について6か月間の完成猶予の効力が認められる。

したがって、返還理由発生から5年を経過した債権であっても時効の完成を猶予させ、債権を維持することは可能である。

意見2-1 時効期間を経過している返還金債権の不納欠損処理について

児童扶養手当返還金は公債権であり、時効期間は5年と解される。消滅時効については地方自治法第236条第1項が適用されると考えられるため、時効の援用を要せず、時効が完成すれば当然に権利が消滅する。

自治体が督促を継続することで時効の完成猶予により債権を維持することは可能であるものの、5年超の期間にわたって督促を継続しながら、なお納付が全くされていない債権5件、債権残額合計1,803,730円は時効期間を経過し、かつ実質的に徴収不能である可能性がある。特に、そのうちの1件、債権残額582,080円については、債務者が破産している可能性がある、と従来より引き継がれているとのことである。

債権管理においては、自治体歳入を確保すべく最大限の回収に努めることが求められ、また納付資力があるのに納付を行っていない対象者を見逃ごしては公正を失するものの、同時に合理的・能率的な債権管理も必要である。回収費用を下回る少

額の債権のために費用を費やして回収することは不合理であり、また、将来的に回収困難な債権を長期間管理し続けることも管理コストの面から好ましくない。

破産者に係る債権など明らかに徴収困難の場合において、時効完成を猶予して、毎年調定を行ったうえで引き続き督促を継続することは非効率と考えられる。

なお、時効により自動的に消滅することのない私債権においては、時効の援用がなければ、議会の議決を経るか、別に条例（市債権管理条例第 14 条第 6 号）によらない限り債権放棄ができないと解されるが、児童扶養手当返還金の公債権としての性質から、債権放棄を経なくとも時効の完成によって債権は消滅する（自治法第 236 条第 2 項）。

時効期間を経過している返還金債権について、対象者の財産調査や所在調査等を含む調査の結果、破産、無資力、行方不明等により履行の見込みがないと認められる事実を確認した場合には、督促の継続により時効完成を猶予させる必要性が認められないことから、時効完成による債権消滅に伴い不納欠損処理を実施されたい。

意見 2-2 債権の時効管理を目的とした管理システムの改善について

児童扶養手当の支給については電算システムを使用しているが、児童扶養手当返還金のような債権管理を行うにあたっては、「時効の管理ができない」という要因から不十分なシステムである。

現状では、督促状発送日、債務承認日、過年度の最終納付日等の時効管理に必要な情報をシステム上で持つことができず、市では基本的に紙ファイルや Excel データにより債権管理簿を作成して管理している。

この点 1,000 万円超の債権残額があることや、担当課の業務負担に鑑みて、IT の活用による債権管理業務の効率化を図ることも考えられる。

上記の要因に対処するために、電算システムの切替え又はバージョンアップの際に機能の追加要望を行う等、情報システムの改善について検討されたい。

2 母子父子寡婦福祉資金貸付金事業について【こども福祉課】

事業名	母子父子寡婦福祉資金貸付金事業
事業の概要	母子及び父子並びに寡婦家庭の経済的自立を援助し、その生活意欲を引き出し、これらの家庭の福祉を増進するため、修学資金、技能習得資金、就業資金、生活資金、就学支度資金等の貸付を行っている。
予算額	11,370 千円
決算額	9,800 千円

(1) 事業の概要

母子父子寡婦福祉資金貸付金事業は、松本市の中核市移行に伴い長野県から市へ移譲された事業であり、令和3年度から実施している。修学、技能習得、就学支度など12資金を貸与し、償還期間は3年から20年の期間である。

国庫借入金、一般会計繰入金及び償還金を財源として貸付を行っており、令和5年度の貸付件数は13件（新規8件、継続5件）、令和5年度を含む累計の貸付債権数は155件である。

(2) 貸付金の種類、対象、使途

現行の貸付の種類と貸付対象者等、使途に係る内容の一覧は、次のとおりである。

(図表 28 貸付金の種類、対象者及び内容一覧)

貸付の種類	貸付対象者等	内 容
1 事業開始資金	<ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭の母 ・父子家庭の父 ・寡婦 ・母子・父子福祉団体 	事業（例えば洋裁、軽飲食、文具販売、菓子小売業等、母子・父子福祉団体については政令で定める事業）を開始する際に必要とする設備費、什器、教材費等の購入費等にあてるもの
2 事業継続資金	<ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭の母 ・父子家庭の父 ・寡婦 ・母子・父子福祉団体 	現に営んでいる事業を継続するために、商品、材料を新たに購入する場合、又は店舗、設備、機械用具の補修、改造等にあてるもの
3 就学支度資金	<ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭の母が扶養する児童 ・父子家庭の父が扶養する児童 ・父母のない児童 ・寡婦が扶養する子 	入学、修業する際に、必要となる入学金、被服・履物等の購入費等に要する経費にあてるもの
4 修学資金	<ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭の母が扶養する児童 ・父子家庭の父が扶養する児童 ・父母のない児童 ・寡婦が扶養する子 	高等学校（中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部を含む。）、高等専門学校、専修学校（高等課程、専門課程、一般課程）、短期大学、大学及び大学院への修学に必要な経費（授業料、施設設備費、教科書代等）にあてるもの
5 技能習得資金	<ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭の母 ・父子家庭の父 ・寡婦 	事業を開始し、又は就職するために必要な知識技能を習得するために必要な授業料等にあてるもの
6 修業資金	<ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭の母が扶養する児童 ・父子家庭の父が扶養する児童 ・父母のない児童 ・寡婦が扶養する子 	事業を開始し、又は就職するために必要な知識技能を習得するために必要な授業料等にあてるもの

7 就職支度資金	<ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭の母又は児童 ・父子家庭の父又は児童 ・父母のない児童 ・寡婦 	就職に直接必要となる被服、履物等及び通勤用自動車の購入費用にあてるもの
8 医療介護資金	【医療を受ける場合】 <ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭の母又は児童 ・父子家庭の父又は児童 ・寡婦 	【医療を受ける場合】 医療を受けるために必要となる費用の自己負担分及び次の費用にあてるもの a 通院に要する必要最小限度の交通費 b 医師が必要と認めたあん摩、マッサージ、指圧等の施術を受けるのに要する費用
	【介護を受ける場合】 <ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭の母 ・父子家庭の父 ・寡婦 	【介護を受ける場合】 介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する保険給付に係るサービスを受けるのに必要な次の費用にあてるものであること a 介護保険給付に係る自己負担分（食事標準負担額及び当該介護保険給付サービス受給中の介護保険料を含む。） b 償還払いとなる介護サービス費で、一時的に費用を立て替えることとなる経費
9 生活資金	<ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭の母 ・父子家庭の父 ・寡婦 	次に該当する場合の生活費を補給する費用にあてるものであること a 申請者が知識技能の習得中である場合 b 申請者が医療、あるいは介護を受けており疾病等の療養に専念する必要がある場合 c 申請者が母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦となって7年未満である場合 d 申請者が失業している場合（就労の意思及び能力を有するにもかかわらず失業している状態であるとき） e 児童扶養手当受給相当まで収入が減少した場合（児童扶養手当を受給している方は除く）
10 住宅資金	<ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭の母 ・父子家庭の父 ・寡婦 	現に居住し、かつ、原則として所有する住宅を補修し、保全し、改築又は増築する際、あるいは住宅を建設又は購入する際に必要な経費にあてるもの
11 転宅資金	<ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭の母 ・父子家庭の父 ・寡婦 	住宅を移転するとき、住宅賃貸借契約により、入居の際納入を要求される敷金、権利金、前家賃等の一時金及び引越に要する運送代にあてるもの

12 結婚資金	・母子家庭の母 ・父子家庭の父 ・寡婦	申請者の被扶養者が婚姻する際に必要とする挙式披露宴等の経費、家具等の購入費等について申請者が負担する経費にあてるものであること
---------	---------------------------	---

※市ホームページより抜粋

(3) 未収金及び違約金の状況

事業における貸付金の令和3年度から令和5年度までの未収金の推移及び違約金の推移の状況は下記のとおりである。

(図表 29 未収金の推移)

(単位：千円)

年度	調定額(a)		収納額(b)	収納率 (b)/(a)=(c)	不納 欠損額	収入 未済額
	過年度	現年度				
令和3年度	38,525	8,415	9,016	19.2%	—	37,923
令和4年度	37,923	8,441	8,184	17.6%	—	38,181
令和5年度	38,181	6,292	6,855	15.4%	—	37,618

※「松本市一般会計・特別会計歳入歳出 決算及び基金運用状況審査意見書」から監査人が抜粋。なお、不納欠損額の実績は0円のため「—」で表示している。端数は切捨て。以下の表も同じ

(図表 30 未収金のうち、違約金の推移)

(単位：千円)

年度	調定額(a)		収納額(b)	収納率 (b)/(a)=(c)	不納 欠損額	収入 未済額
	過年度	現年度				
令和3年度	15,288	1,855	460	2.6%	—	16,683
令和4年度	16,683	1,140	120	0.6%	—	17,703
令和5年度	17,703	1,211	250	1.3%	—	18,664

令和5年度において、違約金の調定額 18,915 千円に対して収入済額は 250 千円であり、調定額に対する収入済額の割合は 1.3%に留まることから、滞留債権が相当程度積み上がっている。これらの債権は、県から市へ当事業が移譲された令和3年度以前からのものである。本事業は、生活に困窮するひとり親世帯等の利用が多く、収入未済額の比率は高くなる傾向にある。

(図表 31 違約金の年度別調定内訳)

年度	件数 (件)	金額 (円)
昭和 56 年度	1	1,049
平成 3 年度	2	39,060
平成 5 年度	2	34,411
平成 6 年度	8	40,100
平成 8 年度	3	365
平成 9 年度	5	3,159
平成 10 年度	23	15,770
平成 11 年度	47	76,879
平成 12 年度	26	36,800
平成 13 年度	6	7,643
平成 14 年度	9	14,590
平成 15 年度	4	39,590
平成 16 年度	1	591
平成 17 年度	1	2,585
平成 18 年度	58	205,306
平成 19 年度	80	351,517
平成 20 年度	48	302,941
平成 21 年度	11	121,844
平成 22 年度	41	212,595
平成 23 年度	42	270,105
平成 24 年度	133	830,855
平成 25 年度	114	436,623
平成 26 年度	133	823,303
平成 27 年度	277	2,083,822
平成 28 年度	191	1,504,839
平成 29 年度	228	1,787,976
平成 30 年度	292	1,888,568
平成 31 年度	180	1,424,456
令和 2 年度	294	2,246,823
令和 3 年度	310	1,759,556
令和 4 年度	161	1,140,136
令和 5 年度	202	1,211,254
合計	2,933	18,915,111

令和 5 年度末の時点で、時効期間である 10 年を経過している債権が相当程度の件数存在していることがわかる。

(図表 32 違約金の金額区分別内訳)

違約金額の区分	人数 (人)	合計金額 (円)
50 万円以下	42	7,602,827
50 万円超 100 万円以下	5	3,254,955
100 万円超	6	8,057,329
合計	53	18,915,111

※こども福祉課の資料より、監査人が違約金額ごとに集計

(4) 母子父子寡婦福祉資金貸付金の法的性質

母子父子寡婦福祉資金貸付金に係る債権について、貸付は私法上の法律行為であり、私法規定（民法）によって規律される「私債権」に分類される。当該債権は、市が自ら滞納処分をする根拠規定のない「非強制徴収債権」（市債権管理条例第2条第6号）である。

時効期間は、令和2年改正前の旧民法が適用される債権は10年、新民法が適用される債権は5年である（自治法第236条第3項、旧民法第166条第1項、新民法第166条第1項）。

(5) 貸付金の償還に係る手順

市の債権管理マニュアル及び松本市母子父子寡婦福祉資金貸付事務取扱要領に沿った対応を実施している。

具体的には、貸付金の償還開始となる月の概ね1か月前までに償還開始通知書及び償還計画表を借主、連帯債務者及び連帯保証人に通知している。

償還は原則、口座振替によるものとし、振替口座が未登録である又は登録に変更がある場合は、口座振替依頼書を提出させるものとしている。

滞納が生じた場合、以下の手順が行われる。

- ・前月分未納（口座振替不納分）→口座振替不納のため納付を促す通知書と、納付書を送付。（毎月実施）
- ・上記のほか、滞納者宛に督促状を送付。（年に1回）
- ・電話での督促
- ・職員による訪問徴収、交渉履歴のシステムへの入力
- ・保証人の居所、生存状況等を調査し、償還を求める

なお、上記によっても回収されない債権について、訴えの提起をした例については該当がないとの説明を受けている。

また、滞納者について債務者及び保証人の居所や生存状況等を調査の結果、いず

れについても居所不明、出国、死亡等により連絡が取れないため、回収が見込まれない債権の存在について確認したが、該当がないとの説明を受けている。

(6) 不納欠損の状況

当該債権は私債権であるため、自治法第96条第1項第10号に基づけば、債権放棄を行うためには、条例に定めがある場合を除くほか、あらかじめ議会の議決を経なければならないとされている。

この点、市では債権管理条例を制定しており、私債権の時効期間の満了など一定の場合には市長が債権放棄をすることができ、議会に対しては報告で良い旨を定めている。

松本市債権管理条例（抜粋）

（債権の放棄）

第14条 市長は、非強制徴収債権について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を放棄することができる。

(1) 債務者が生活困窮状態(生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受け、又はこれに準ずる状態をいう。)にあり、資力の回復が困難で、履行の見込みがないと認められるとき。

(2) 破産法(平成16年法律第75号)第253条第1項その他の法令の規定により、債務者がその責任を免れたとき。

(3) 省 略

(4) 省 略

(5) 債務者が死亡、失踪、行方不明その他これに準じる事情にあり、かつ、履行の見込みがないと認められるとき。

(6) 私債権について時効期間が満了したとき(債務者が時効の援用をしない特別の理由があるときを除く。)

令和5年度決算においても、住宅新築資金等貸付金回収金のような私債権について松本市債権管理条例第14条第1項第5号（死亡、失踪、行方不明等）及び同項第6号（時効期間満了）に基づき、不納欠損処理を行っている事例が認められる。

もっとも、母子父子寡婦福祉資金貸付金事業において、事業が県から移譲された令和3年度以降、債権放棄及びこれに伴う不納欠損について該当はない。

指摘2-1 連帯保証人への督促について

今回閲覧した債務者との交渉履歴の中には、連帯保証人が存在するが、主債務者に対する履行請求に留まり、連帯保証人への催促が確認できないものがあった。

交渉履歴には、主債務者において、保証人に迷惑をかけたくない旨の記述も見受けられるが、連帯保証人が主債務者と同等の責任を負う保証人であること、また連

帯債務者又は連帯保証人を求めるという貸付金事業の制度設計に鑑みて、連帯保証人に対しても督促状の送付等、主債務者と同等の催促を実施されたい。

意見2-3 延滞債権回収に向けた取組について

令和5年度において、違約金の調定額18,915,111円に対して収入済額は250,114円であり、調定額に対する収入済額の割合は1.3%に留まることから、滞留債権が相当程度積み上がっている。

違約金の金額のみで100万円超の債務者が6人（合計金額8,057,329円）、50万円超100万円以下の債務者が5人（合計金額3,254,955円）認められる。

これらの債権については、督促を継続して相当の期間履行がされていないのであれば、債権金額の大きさに鑑みて今後、主債務者、連帯債務者又は連帯保証人に対する法的手続に移行することを検討されたい。

もともと、債務名義を取得するため、自治体が訴えを提起するには議会の議決が必要であるなど、手続面での事務負担が大きいと考えられる。

当該貸付金事業における訪問徴収などの回収業務は主に職員2名が担当しているとの説明を受けているが、他の自治体では一部債権の弁護士法人への債権回収等業務委託を行っている事例も見受けられる。法的手続に移行する前の通常の債権回収も含めて、債権回収業務の外部委託についてもあわせて検討されたい。

なお、回収が見込まれない債権については、意見2-4に記載のとおり、不納欠損処理を行うことを検討されたい。

意見2-4 長期延滞債権に対する不納欠損処理について

母子父子寡婦福祉資金貸付事業が県から市へ移譲された令和3年度以降、当事業の貸付金について不納欠損処理が行われた実績はない。

しかし、母子父子寡婦福祉資金貸付金に係る債権については、令和5年度末の時点で、調定年度が平成25年度以前の違約金について665件、3,044,378円存在していることから、時効期間である10年を経過している債権が相当程度存在していることがうかがわれる。その中でも償還が著しく困難となっている債権を整理するため、市債権管理条例を根拠として債権放棄を行うことが必要であると考えられる。

債権管理においては、収入未済額縮減を図るための積極的な取組が求められ、また償還能力があるのに納付を行っていない主債務者、連帯債務者及び連帯保証人を見過ごしては公正を失するものの、同時に合理的・能率的な債権管理も必要である。回収費用を下回る少額の債権のために費用を費やして回収することは不合理であり、また、将来的に回収困難な債権を長期間管理し続けることも管理コストの面か

ら好ましくない。

このような観点から、時効期間を経過している貸付金債権について、対象者の財産調査や所在調査等を含む調査の結果、生活保護の受給またはそれに準ずる生活困窮、破産、行方不明等の事実を確認し、履行の見込みがないと認められる場合には、督促の継続により時効完成を猶予させる必要性も認められないことから、市債権管理条例に基づく債権放棄の手続を行ったうえで、不納欠損処理を行うことを検討されたい。

意見2-5 債権の管理方法について

貸付金の滞納者に対して市は、毎月の口座振替不納者に対する催告及び納付書の送付、並びに通知書による年に一度の督促を実施している。

督促状や催告書の送付には普通郵便を用いており配達証明郵便は用いていないとのことであるが、費用面からしてそれ自体は合理的である。

もっとも、公債権であれば地方自治法の規定により、督促状を発送した場合には原則として、通常これらが到達すべきであったときに送達があったものと推定されるが、私債権には自治法に特別の規定がないため到達したことの立証責任を自治体が負う。

催告による時効の完成猶予の効力は催告書が債務者に届いた時に生じるため（民法第97条第1項・到達主義の原則）、催告書が債務者に届いた事実を立証できなければ、時効の完成猶予の効力が否定されるリスクがある。

したがって、催告を実施した際にはその記録を交渉履歴等に残す、督促状を送付した場合には控えを保管しておくことに引き続き留意するとともに、時効の完成が間近な債権であって、時効の完成猶予を目的とした催告書を送付する際には、債務者に届いている事実が証明できるよう、配達証明郵便による督促又は催告を行うことを検討されたい。

3 放課後子どもプランの実施について【こども育成課】

事業名	放課後児童健全育成事業 放課後子ども教室推進事業
事業の概要	(1) 放課後児童健全育成事業 単に保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童を授業の終了後に預かるだけではなく、児童が放課後児童支援員の助けを借りながら、基本的な生活習慣や異年齢児童等との交わりを通じた社会性の習得、発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができる「遊びの場」「生活の場」

	<p>であり、子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る役割を担っているものであることを踏まえ、こうした放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る。</p> <p>(2) 放課後子ども教室推進事業 すべての小学生を対象に、放課後等における多様な体験・活動を行う機会を提供するものであり、事業の実施にあたっては地域ボランティアを積極的に活用するとともに、スタッフの資質向上を図り、異年齢・地域住民との交流、集団活動を通して次代を担う人材の育成を目指す。</p> <p>(3) 共通事項 ① すべての小学校区において、放課後児童健全育成事業及び放課後子ども教室推進事業を一体的に又は連携して可能な限り実施することで、放課後の子どもたちの安全・安心な居場所や多様な体験・活動の機会を確保する。 ② 平成 25 年 4 月施行「松本市子どもの権利に関する条例」の理念を共有し、子どもが一人の人間として成長、自立していくために、家庭、行政、地域とともに、市全体で子どもの育ちを支える。</p>
予算額	(1) 208,575 千円、(2) 5,885 千円
決算額	(1) 196,192 千円、(2) 4,876 千円

平成 30 年 9 月、国はこれまでの放課後児童対策の取組を更に推進させ、すべての児童の安全・安心な居場所の確保を図ることを目的として「新・放課後子ども総合プラン」を 1 年前倒しで策定した。これを受けて市でも令和 2 年に「新・松本市放課後子ども総合プラン」を策定した。本計画は、前述の「第 2 期松本市子ども・子育て支援事業計画」及び松本市教育大綱に位置付けられている「第 2 次教育振興基本計画」に付随した計画となっている。本計画も、令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 か年計画とされており、令和 6 年度に達成されるべき目標事業量は下記のとおりとされている。

(図表 33 新・松本市放課後子ども総合プランにおける目標事業量)

区分		計画時点 (令和元年度)	目標事業量 (令和 6 年度)
放課後児童健全 育成事業	実施場所	41 か所	41 か所
	受入可能者数	4,700 人	4,700 人
放課後子ども教室 推進事業	実施校数	4 か所	8 か所
	開催延べ日数	753 日	1,200 日
	登録児童数	110 人	230 人
	延べ利用児童数	5,476 人	6,550 人

(1) 放課後児童健全育成事業

本事業は、市から指定管理又は業務委託を受けた児童館・児童センター、放課後児童クラブ及び児童育成クラブにおいて実施されている。過去3年間の実績は下記のとおりである。

(図表 34 放課後児童健全育成事業の活動実績)

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童館・児童センター等	実施施設数	29 箇所	29 箇所	29 箇所
	登録児童数	2,927 人	2,868 人	3,156 人
児童育成クラブ	実施施設数	12 箇所	12 箇所	12 箇所
	登録児童数	320 人	321 人	325 人
合計	実施施設数	41 箇所	41 箇所	41 箇所
	登録児童数	3,247 人	3,189 人	3,481 人

市では「松本市新・放課後子ども総合プラン」に基づき、1年あたり4,700人の受け入れ体制を整えており、待機児童はおらず、希望者はすべて登録が可能である。児童館・児童センター等で実施するものについての利用料は下記のとおりとなっており、生活保護世帯や市民税非課税世帯等に対する利用料の免除・減免制度が別途存在する。

(図表 35 放課後児童健全育成事業の利用料金)

時間区分	利用料（1か月あたり）		延長料金
	1人目	2人目	
17時まで	2,000円	1,000円	1日あたり300円
18時まで	3,000円	1,500円	
19時まで	4,000円	2,000円	

なお、児童育成クラブで実施するものについては各クラブによって利用料が異なっている。

(2) 放課後子ども教室推進事業

本事業は、市から指定管理又は業務委託を受けた法人等が中心となって実施している前述の放課後児童健全育成事業とは異なり、各地域のボランティアやコーディネーターが中心となって実施している事業である。過去3年間の実績は下記のとおりである。

(図表 36 放課後子ども教室推進事業の活動実績)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施校数	4か所	4か所	4か所
開催延べ日数	671日	669日	708日
登録児童数	101人	85人	100人
延べ利用児童数	4,899人	3,515人	4,131人

市が利用者から徴求する放課後児童健全育成事業の利用料について、滞納額が9,714千円存在している。年度別の滞納額は下記のとおりである。

(図表 37 年度別の放課後児童健全育成事業利用料の滞納額)

年度	滞納件数	滞納人数	滞納金額
平成27年度	23件	11人	50,000円
平成28年度	129件	30人	308,250円
平成29年度	169件	47人	388,000円
平成30年度	355件	87人	791,250円
令和元年度	538件	176人	1,237,750円
令和2年度	637件	218人	1,230,231円
令和3年度	285件	71人	619,570円
令和4年度	730件	269人	1,581,970円
令和5年度	1,523件	476人	3,507,650円
合計(年度毎の累計)	4,389件	1,385人	9,714,671円

市は滞納者に対する督促状の発送や架電など滞納整理の対応手順書を作成している。対応手順は下記のとおりである。

- ① 滞納期間1か月 ⇒ 督促状を発送
- ② 滞納期間1か月半 ⇒ 自宅等へ架電。電話が繋がらない場合は書面にて連絡
- ③ 滞納期間2か月半 ⇒ 登録取消通知を発送のうえ、指定管理団体及び利用施設宛に登録取消対象者名を通知

市は、児童福祉法第21条の10に記載されている「放課後児童健全育成事業の利用の促進に努めなければならない」という条文に基づき、滞納者に対する登録取消は平成23年度以降実施しておらず、上記の対応手順は現在の運用とは異なっているものの、市は平成27年度以降現在に至るまで手順書を更新していない。また、本手順書では、督促後も納付がない債権について、訴訟等の法的手段による回収、もしくは回収が見込まれない場合の債権放棄及び不納欠損など、滞納されたままの利用料を管理する手順については定めていない。

また、市では令和4年8月に督促状を一斉に発送したのを最後に、新型コロナウイルス感染拡大に伴い臨時休業となった施設に対する利用料の按分処理対応や、令

和5年度に放課後児童健全育成事業に関する台帳システムを導入したことによる新システム対応のため、令和6年11月時点まで滞納整理を一切実施していない。

指摘2-2 放課後児童健全育成事業の利用料の滞納整理について

放課後児童健全育成事業の利用料については、松本市債権管理マニュアルの中に「私債権」に分類される旨の記載がされており、松本市債権管理条例（平成27年4月1日施行）に基づく処理が求められる。本利用料は市の債権である以上、市の債権管理マニュアルに沿った債権管理が行われるべきであり、長期間滞納したままの債権については法的措置による回収を検討されたい。また、債務者の無資力など、松本市債権管理条例第14条に規定された債権放棄の基準に合致する債権については、債権管理の効率化の観点から、債権放棄及び不納欠損による処理を検討されたい。

放課後児童健全育成事業を利用してサービスの提供を受けている以上、利用者が利用料を支払うのは受益者負担の観点から当然である。滞納されている個々の利用料はそれぞれ数千円程度と比較的少額であるものの、利用料をきちんと納入して事業を利用している利用者との公平性を保つために、滞納整理を徹底するべきである。

意見2-6 放課後子ども教室の実施拡大について

放課後子ども教室について、「松本市新・放課後子ども総合プラン」で定めた目標事業量は8か所での実施であったが、令和6年11月時点までで5か所での実施にとどまっている。目標に届いていない主要な原因についてこども育成課担当者に質問したところ、実施場所となる空き教室等の確保が難しいことと、担い手となる地域ボランティアの確保が難しいことが主要因であるとの回答を得た。

令和6年8月より、大野川小中学校にて実施場所及び担い手の確保ができたため実施拠点が1か所増加している。この成功事例を横展開しながら、継続的に新規設置のための取組を粘り強く進めていくことが望まれる。また、他の自治体では地元の大学生にターゲットを絞って募集を呼び掛けている事例や、ホームページで広く募集を呼び掛けている事例などがあり、こういった他の自治体での取組も参考にされたい。

Ⅲ 規程等の適切な運用について

この節では、規程等に則った運用が十分になされておらず、改善が求められる項目について記載している。

1 松本子どもまつりについて【こども育成課】

事業名	松本子どもまつり
事業の概要	地域の子どもたちが、自然に恵まれた会場で遊びながら、創造性・協調性の心を培い、友情の輪を広げていくことを目的に、毎年5月3日に開催している。
予算額	2,410 千円
決算額	2,387 千円

松本子どもまつりは、地域の子どもたちが、自然に恵まれた会場で遊びながら、創造性・協調性の心を培い、友情の輪を広げていくことを目的に、毎年5月3日に開催している。なお、令和2年度から令和4年度までは新型コロナウイルス感染症の影響により中止となったが、令和5年度は、4年ぶりに市民団体及び中学校で組織する実行委員会が企画及び運営を行い、実施している。実行委員会の事務局は市のこども育成課が担当しており、委託費の通帳の管理、支出証明（命令）書の作成、収支報告の作成等を行っている。

実行委員会への委託費の中に、企画団体への助成が13件ある。

松本子どもまつりにおける企画団体のうち、松本青年会議所の領収書合計67,409円（立看板等46,200円、配布用パンフレット12,081円、競技使用カラーボール等9,128円）について、領収書原本ではなく、コピーが添付されていた。

企画団体の決算報告書ひな形に「助成分の領収書を必ず添付してください。」とされており、他の企画団体は領収書原本を添付している。しかし、松本青年会議所に関しては、コピーの領収書に対して現金が支払われ、また、団体ではなく個人の受領印が押されている。ここには不正の機会がある。

別の支出の中に、令和6年1月15日にブルーシート16枚、32,454円が納入され、令和6年1月16日に支出されている。破損と経年劣化したブルーシートを令和5年度の会計で購入するために支出したとのことである。また、これに係る領収書が添付されていない。代わりに振込受付書が添付されている。さらに、当該支出に関する「松本子どもまつり 支出証明（命令）書」の日付が、令和6年であるべきところ、令和5年1月15日と誤ったまま承認されている。

子どもまつりは5月に実施されるため、令和5年度の子どもまつりに使用したとは考え難い。

担当者に確認したところ、「ブルーシートは、令和5年度松本子どもまつりで破

損した分（5枚）と経年劣化による交換分（11枚）を購入しました。令和6年度子どもまつりの開催に必要となる物品を、実行委員会役員と協議していたため、令和6年1月16日の購入となりました。」とのことである。

指摘3-1 松本子どもまつりの収支報告に添付されている領収書について

松本子どもまつりの収支報告に添付されている領収書について、企画団体のうち、松本青年会議所の領収書合計67,409円（立看板等46,200円、配布用パンフレット12,081円、競技使用カラーボール等9,128円）について、領収書原本ではなく、コピーが添付されていた。

企画団体に対して、領収書の原本を提出させるようにされたい。

意見3-1 松本子どもまつりの支出について

松本子どもまつりの支出の中に、令和6年1月15日にブルーシート16枚32,454円が納入され、令和6年1月16日に支出されている。また、領収書が添付されていない。代わりに振込受付書が添付されている。

子どもまつりは5月に実施されるため、令和5年度の子どもまつりに使用したとは考え難い。委託者と委託先の事務局が同一であり、支出に関して疑義のないように管理すべきである。

翌年度（令和6年度）の松本子どもまつりに利用する消耗品は、翌年度に購入するようにされたい。

2 子育てコミュニティサイトについて【こども育成課】

事業名	子育てコミュニティサイト
事業の概要	市民との協働により、官民の子育て情報を総合的に分かりやすく提供する子育て支援専用のインターネットサイト（サイト名「はぐまつ」）の運営及び周知活動を行っている。
予算額	1,020千円
決算額	1,019千円

松本市子育て支援ホームページ管理業務委託（契約金額：1,019千円）は、松本市子育て支援ホームページ「はぐまつ」（以下、「サイト」という。）の管理・運営の委託であり、契約内容は以下のとおりである。

契約内容

- ・平成 22 年度に開設した、松本市子育て支援ホームページ「はぐまつ」（以下、「ホームページ」という。）の管理・運営を行うもの
- (1) ホームページの情報の更新
- (2) ホームページの記事作成を行う市民記者権限の管理
- (3) ホームページに作成された市民記者による記事の管理
- (4) ホームページに対する一般閲覧者の書き込みの管理
- (5) ホームページの認知度を高めるための広報活動
- (6) ホームページ用サーバーの管理
- (7) 上記作業を行うために必要な事務員の配置

(図表 38 松本市子育て支援ホームページ「はぐまつ」のトップページ)



当該委託契約は随意契約であり、その理由は以下のとおり、NPO法人はぐまつは、本サイトの制作に携わり、本サイトの構造・掲載情報を熟知していることが理由となっている。

随意契約理由書

本業務は、平成 22 年度に開設した、松本市内の子育て情報を網羅した専用のインターネットサイトの管理・運営を行うものです。

上記団体は、本サイトの制作に携わった団体であり、本業務内容を円滑に行うために必要な本サイトの構造・掲載情報を熟知しています。また、平成 27 年度には国の地方創生に係る補助金を受けてシステムの機能強化を実施しているところであり、サイトを熟知する同団体は、本業務を行うのに最も適した団体であると考えられるため、上記団体との随意契約をお願いするものです。

当該契約の予定価格（税抜）926,456 円のところ、見積書が 926,456 円と同額である。令和 6 年 3 月 22 日に見積書を入手し、見積書と同額の予定価格調書を作成している。

松本市財務規則第 120 条において、「第 107 条（予定価格の決定）及び第 109 条（予定価格調書の作成）の規定は、随意契約について準用」され、「ただし、特に必要がないときは、予定価格調書の作成を省略することができる」とされる。

予定価格調書の作成は、財務規則を形式的に満たすためだけの運用と考える。

なお、当該委託は年 4 回払いであるが、第 2 回目の支払いの「業務委託検査調書」（令和 5 年 7 月 6 日作成）について、「第 1 回目」と誤った記載となっている。

当該委託契約に関して、令和 5 年度に行われた 7 回の会議報告の内容は、以下のとおりであり、当年度は、ほぼ 1 年間を通じてサイトの再構築をしており、その間、市の情報の更新も行われなかった。

会議報告（抜粋）

令和 5 年 4 月 17 日

後任の〇〇さん（4 月以降担当）には、現サイトのデータを移行し、新しいサイトを作成する方向で進めてもらう予定。

令和 5 年 5 月 15 日

5 月 18 日、後任の S T O V E 〇〇さんと〇〇さんが打ち合わせの予定。はぐまつサイトの再構築に向け話し合う予定。

市ホームページ「子育て・教育」ページへのリンクがひとつあれば、個々のお知らせをはぐまつで改めて発信する必要がないので、市としては運用しやすい。また、はぐまつサイト内で過去に作成した市ホームページのリンクが切れたままになっている件については、リンク切れのページのエクセル抽出がシステム上でできないため、効率的に作業できない。内容も古いため、これを機に一回内容をリセットした方がよいと考えている。

令和 5 年 8 月 28 日

サイトの再構築に向け、8 月 8 日に S T O V E と打ち合わせを行った。現在 S T O V E にサイトのひな形を作成してもらっており、9 月上旬に再度打ち合わせの予定。

令和 5 年 9 月 22 日

S T O V E 担当者が再構築に向けページを作成中。

令和 5 年 12 月 11 日

再構築は今月いっぱいかかる予定で、はぐルッポのサイトはその後に着手する予定。

令和 6 年 2 月 19 日

1 月 20 日にトップページの構成を変更した。

分類「市の情報」をクリックした先の記事の一覧は変更可能？現在はぐまつの記事に飛ぶようになっているが、市 H P に直接アクセスできるようにしたい。はぐまつの記事は情報が古く妥当ではない。

令和 6 年 3 月 18 日

はぐルッポのサイトの構築は進んでいない。スタッフの中で作業ができる人を募りたい。

分類「市の情報」をクリックした先の記事の一覧を 3 月上旬にはぐまつに送付

したが、まだ修正されていない。市で投稿した記事の抽出について、グーグルスプレッドシートで送ってもらったが、市のセキュリティにより開けず作業ができない状況。→本日、〇〇さんが欠席のため後日確認する。

「市の情報」について、令和4年度に市ホームページがリニューアルしたことに伴いURLが変更となったため、過去に、はぐまつサイトに掲載していた市ホームページのURLが令和6年1月までリンク切れとなっていた。ほぼ1年間を通してサイトの構築が進まず、その間、市の情報の更新も行われなかった。また、口頭の承諾により、再委託されていた。

したがって、委託先はサイトの運営能力が乏しいと考えられる。さらに、市側にもサイトの知識が乏しく、ほぼ月1回の定例会議において進展が少なかった。

この点に関して、市の担当者にサイトの知識が乏しい場合に、詳しい者が同行するなどの方法があったと考える。

当該事業の引継書は下記のとおり、6行のみの記載であり、引継書にサイトの内容や更新の頻度等の記載がない。したがって、サイトの運営はすべて委託先にお任せであったと考えられる。

引継書

- ・4月、7月、10月、1月の月末までに前月までの3か月分の支払いをする。(実績報告書添付)
- ・市の子育て情報をはぐまつに随時掲載していく。併せて、庁内情報掲示板に、はぐまつへの掲載を呼びかける投稿をする
- ・3月に委託契約の施行伺書を契約管財課へ提出する。
- ・毎月の定例会議に出席する

別事業である「はぐルッポ」の委託先と同一のNPO法人を当サイトの特命随意契約としているが、サイトの知識が完全ではないことから、サイトの運営を他者にすることも一案と考える。

以上のとおり、サイトの更新が少なかったことから、当該サイトの年間閲覧数は令和4年度226,026だったものが、令和5年度96,740と少なくなっている。

- ・市が想定している情報更新件数は96件、実績件数は84件であった。
- ・市からの子育て情報の提供・掲載件数は23件であった。

しかし、以下のように、閲覧者が期待するような記事が少ないページもある。

- ・「おでかけ」：令和6年の情報3件
- ・「あずける」：幼稚園の口コミ1件
- ・「コラム」：中央図書館の発信のみ

さらに、監査時点（令和6年8月）において、市の重要施策である子育て支援ク

ーポンの電子化の情報が掲載されていない。掲載されていない理由は、担当職員が失念していたからとのことであった。令和6年4月に始まった子育てクーポンのお知らせは同年8月15日に掲載され、当該サイトは市からのお知らせとして機能していない。

意見3-2 子育てコミュニティサイトの委託契約について

松本市子育て支援ホームページ管理業務委託の予定価格（税抜）926,456円のところ、見積書が926,456円と同額である。令和6年3月22日に見積書入手し、見積書と同額の予定価格調書を作成している。

子育て支援ホームページ管理業務委託について、予定価格調書の作成は、財務規則を形式的に満たすためだけの運用と考えられるため、予定価格調書の作成を省略することを検討されたい。

意見3-3 子育てコミュニティサイトの運用について

子育てコミュニティサイトの引継書が6行と少なく、サイトの運営はすべて委託先にお任せであったと考えられる。一方で、委託先は、サイトの運営能力が完全ではないと考えられる。市側にもサイトの知識が無く、月1回の定例会議において進展が少なかった。

子育てコミュニティサイトについて、サイトの運営能力のある委託先に委託すべきである。

また、子育てコミュニティサイトについて、閲覧者が期待するような記事が少ないページもある。記事が少ないページについては、掲載件数が少ないため受託団体と協議し、掲載件数を増やせるようにされたい。

サイト内に口コミのページがあり、業務内容に「一般閲覧者の書き込みの管理」があるため、投稿内容について削除の基準を設けることが望ましい。

市の担当者にサイトの知識が乏しい場合に、詳しい者が同行するなど、事業を有効に進める必要がある。

3 保育士の処遇改善等と待機児童の問題について【保育課】

事業名	保育士の処遇改善等の実施
事業の概要	(1) 3歳未満児については、母親の就労率上昇による利用拡大と保育士不足により、平成29年10月から待機児童が発生している。 (2) 平成29年度から、正規及び会計年度任用職員（令和

	<p>元年度以前は嘱託職員)の保育士に対して処遇改善策を実施している。</p> <p>(3) 保育士の処遇改善に取り組んでいるものの、保育士不足の解消までには時間がかかる状況となっている。</p> <p>(4) 第2期松本市子ども・子育て支援事業計画の基本目標1である質の高い幼児期の学校教育・保育の提供に関連して、私立幼稚園の認定こども園化を促進し、3歳未満児の受入れ拡大に取り組むほか、保育の質・量を充実させるため、保育士の処遇改善を図るとともに、新規保育士の確保や現在は離職している保育士(潜在保育士)の掘り起こしに努めている。</p>
<p>主な改善内容</p>	<p>平成29年度 保育士人件費決算額 3,029,035千円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 育児休業に係る正規職員に関連する定数条例の改正 ・ 資格職嘱託職員の任用期間の条件緩和 ・ 非常勤職員への育児休業制度創設 <p>平成30年度 保育士人件費決算額 3,082,783千円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 正規保育士の増配 ・ 保育業務短時間補助者の配置 <p>令和元年度 保育士人件費決算額 3,095,338千円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 正規保育士の職員定数増 ・ 正規保育士の職員採用試験の早期化 <p>令和2年度 保育士人件費決算額 3,092,265千円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 土曜保育の統合拠点化の試行 ・ 全保育園業務ICT化の導入完了 <p>令和3年度 保育士人件費決算額 3,077,445千円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 土曜保育の統合拠点化の一部実施 ・ 保育士及び幼稚園教諭等の賃金改善 <p>令和4年度 保育士人件費決算額 3,087,785千円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育園における会計年度任用職員2類の労働条件変更 ・ 新たな雇用区分の創設 <p>令和5年度 保育士人件費決算額 3,183,482千円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 幼稚園における会計年度任用職員2類の労働条件変更

※各年度の保育士人件費決算額は職員課所管の正規、会計年度任用職員及び保育課所管の会計年度任用(臨時)職員に係る報酬・給料、職員手当及び共済費の合計

市においては、母親の就労率上昇による利用拡大と保育士不足により、平成29年10月から3歳未満児について待機児童が発生している事態を受けて、平成29年度

以降、上記の主な改善内容のとおり正規及び会計年度任用職員（令和元年度以前は嘱託職員）の保育士に対して処遇改善策を実施している。

一方で、下表内の待機児童数の推移のとおり、令和3年度に一定程度の改善が見られたものの、以降下げ止まりの状態が続いている。

（図表 39 児童年齢別待機児童数及び必要保育士数）

（単位：人）

区分	児童年齢	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
待機 児童 数	0歳児	2	18	17	23	2	4	6	7
	1歳児	12	62	59	92	24	32	38	61
	2歳児	13	25	40	33	9	15	9	18
	3歳児	0	6	2	3	0	2	1	0
	合計	27	111	118	151	35	53	54	86
必要 保育 士 数	0～1歳児	5	27	26	39	9	12	15	23
	2歳児	3	5	7	6	2	3	2	3
	3歳児	0	1	1	1	0	1	1	0
	合計	8	33	34	46	11	16	18	26

※各年度4月1日時点の人数

※待機児童数には、潜在的待機児童数を含める

※必要保育士数については、0～1歳児 3：1、2歳児 6：1、3歳児 20：1の配置基準により算出

これまで、待機児童が発生している主な要因を保育士不足によるものだと関連付け、保育士不足の解消を目的とし保育士の処遇改善に取り組んでいるが、明確に待機児童数の改善が見られたとは言えない。

また、令和4年度に松本子ども・子育て支援事業計画の中間見直しが行われたが、その際、事務局から松本市社会福祉審議会児童福祉専門分科会に諮った資料の中に、基本目標1の質の高い幼児期の学校教育・保育の提供に関して実施した保育士の処遇改善の取組に対する今後の課題として「保育士不足が課題となっていますが、これまで実施した処遇改善の効果等を検証し、対応していくことが重要と考えます。」とあるが現在まで検証されていない。

意見3-4 保育士の処遇改善等の実施に対する効果等の検証について

こども家庭庁の調査結果によると、全国の待機児童数は令和3年度にある一定の改善が見られ、ここ数年は約3千人弱で推移している状況ではあるが、依然として保育所等を希望し入園できずに待機せざるを得ない児童は残り続けている。同様の状況が市でも続く限り、待機児童「ゼロ」に向けて施策を進める必要があることは

明らかである。

一方で、令和2年度以前の待機児童数と比較すると一定数の改善が見られることから、平成29年度から実施した処遇改善策がどの程度保育士確保につながり、待機児童の解消に至ったのか、その因果関係や処遇改善に対する効果等を検証する必要がある。

また、市において待機児童が引き続き発生している状況に鑑み、保育士の処遇改善以外の方向性についても検討すべきだと考える。具体的には、①市の独自の保育士配置基準（1歳児3人につき1人。国基準では6人につき1人（0歳児は3人につき1人））の見直し、②認可外保育施設の開設や幼稚園の認定こども園化の推進について、待機児童問題の解決につながる余地がないか再度点検、検討されたい。

地方自治法の「最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」とする事務処理の基本原則について改めて認識されるとともに、より効果的な施策を検討、実行されることで、市がさらに「すべての子どもにやさしいまち」となるよう期待する。

4 松本市私立保育所等経営安定費補助金について【保育課】

事業名	私立保育所等経営安定事業
事業の概要	(1) 私立保育園等の経営安定化を図るため、経費補助を行っている。 (2) 今後も長時間保育、未満児保育、障がい児保育等を積極的に行うよう働き掛けていく。
補助金の額及びその用途	給与等改善費 給与改善費 経営費（欠員割） 経営費（定額） いずれも用途は人件費及び管理費である。
補助金の交付時期	当該年度の前期分（4月から9月まで）については6月に、後期分（10月から翌年3月まで）については12月に当該補助金を交付。
予算額	184,060 千円
決算額	174,673 千円

(1) 補助金の交付決定及び交付確定に係る決裁区分について

松本市私立保育所等経営安定費補助金の交付決定、変更交付決定及び確定に係る起案について、金額が1件1億円を超える支出負担行為についての事柄であるため松本市事務専決代決規程によれば副市長以下に専決の定めはなく市長決裁による

ところである。

財務会計システムにて起票される施行伺兼支出負担行為決定書及び変更支出負担行為決定書の決裁は市長により行われているが、これに重複する形で同様の起案が作成され部長専決にて決裁行為が行われている。本重複起案は公印使用承認を兼ねており、部長専決をもって交付決定通知、変更交付決定通知及び確定通知書が発行されている。

松本市事務専決代決規程第3条第15号によると1件1億円を超える支出負担行為についての事柄は副市長の専決事項から除かれており、本件については市長決裁により支出負担行為が決定されるものである。

また、松本市財務規則第59条によると、負担金補助及び交付金においては同規則別表第4中の2、交付しようとする額について同1により交付決定のときに支出負担行為の決定をするとされている。

さらに、同条及び第61条において支出負担行為の決定を行う場合については、規則に定める支出負担行為決定書等により決定するものとされている。

したがって、交付決定通知作成に係る行為は支出負担行為の範疇に当然に含まれるものであり、1件1億円を超える本補助金交付決定通知の作成に係る起案においては施行伺兼支出負担行為決定書及び変更支出負担行為決定書により市長決裁とすべきところ、別途支出負担行為決定書等でない起案を作成し部長専決を受けたのち交付決定通知書及び確定通知書を作成し通知していた。

指摘3-2 補助金の交付決定及び交付確定に係る決裁区分について

財務会計システム上の支出負担行為の決定に係る起案と交付決定通知の作成に係る起案をそれぞれ分けて作成し決裁行為を行っているが、これを財務会計システム上の支出負担行為の決定に係る起案に一本化し、支出負担行為についての決裁区分にしたがい決裁行為がなされるべきである。

また、行政事務全般において、本来決裁すべき者による決裁行為を怠ることがないよう、意思決定に係る専決区分が松本市事務専決代決規程のどの条項に該当するのか再度点検されたい。議会の議決までは不要な案件だとしても、副市長以下に専決の定めがない限り市長決裁である。この点専決できる者が意思決定をしているか、前例踏襲で専決者を選択していないか、専決できる事項は定めのとおりであり、専決区分について改めて確認する必要がある。

(2) 補助金交付決定額の算定方法について

松本市私立保育所等経営安定費補助金の交付決定並びに変更交付決定において

予算編成時の公定価格における基本分単価と交付申請時の公定価格における基本分単価に変動が生じたことにより予算を上回る交付申請があったことから、申請額に対する予算の割合を圧縮率とし、各私立保育所等の交付申請額にこの圧縮率を適用することで交付決定額が予算の範囲内となるよう交付決定しているが、各私立保育所等の交付決定額及び変更交付決定額について再計算を実施したところ、圧縮率を適用して計算した後の円未満の端数の取扱いについて、概ねその端数は四捨五入されていたが、一部の私立保育所について「端数を切り上げ」たり、端数未満でなくても「1円を切り下げる」など端数の取扱いや計算方法が統一されていなかった。

本補助金の交付決定に際し、圧縮率を適用することは松本市私立保育所等経営安定費補助金交付要綱第1条の趣旨にあるとおり、予算の範囲内で補助金を交付することに鑑みるとその適用自体に問題があるわけではなく、また当初の交付決定時である6月と12月の変更交付決定時に、交付申請額の算出が予算を上回り圧縮率を適用した場合であっても、最終的には補正予算により同交付要綱に定める補助金の額を満額交付できるよう措置されている。

しかし、予算の都合上、同交付要綱に定めがない圧縮率を適用するにもかかわらず交付申請者ごとの交付決定額の計算方法が一定の統一ルールにより実施されないことは、各私立保育所等に対する平等性の配慮にかけた不適切な交付決定である。

指摘3-3 補助金交付決定額の算定方法について

施行伺支出負担行為決定書及び変更支出負担行為決定書に圧縮率を適用する旨の記載があるが、これに併記する形で圧縮率の適用方法等の円未満の端数の取扱い及び計算方法について明記し運用することで、各私立保育所等に対し予算の範囲内で平等性を確保した交付決定がなされるべきである。

交付要綱に明文化されていない事項であるため、交付決定の過程で適切に文書化したうえで、より透明性が確保された補助金支出に係る事務執行がなされるよう改善を求める。

IV 規程等の適切な整備について

この節では、規程等が十分に整備されておらず、再検討が求められる項目について記載している。

1 街頭補導活動について【こども育成課】

事業名	青少年育成センター事業
事業の概要	青少年育成センターは、松本市青少年育成センター条例（昭和 43 年 4 月 1 日施行）に基づき松本市役所内に設置されている。昭和 39 年に県の主管運営により少年補導センターが設置され、その後昭和 43 年に県から市に移管され、今日に至っている。平成 11 年 4 月、名称を青少年育成センターに変更した。 青少年健全育成の中核として、市長が委嘱した補導委員による街頭補導、有害環境実態調査等を実施する。
予算額	1,060 千円
決算額	821 千円

青少年育成センターには、松本市青少年育成センター条例施行規則（平成 21 年 4 月 1 日施行）に基づき、街頭補導その他の業務に従事する「松本市青少年育成センター補導委員」（以下、「補導委員」という。）が置かれている。補導委員の定員は 192 人以内とし、次に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

- (1) 各地区の地区町会から推薦された者で、次の要件を満たすもの
 - ア 社会奉仕の精神にとみ、青少年に対する理解と愛情を有し、非行防止に熱意のある者
 - イ 心身ともに健康である者
 - ウ 人格及び識見が高く住民から信頼される者
- (2) 市内の小学校、中学校又は高等学校の教職員である者
- (3) 有識者
- (4) 公募者（市内に住所を有する者に限る。）

このうち、教職員のうちから委嘱される補導委員の数は 64 人とされている。また、有識者は①松本市女性団体連絡協議会、②松本防犯協会連合会、③松本地区保護司会の 3 団体から推薦を受けて委嘱するものである。補導委員の任期は 2 年となっており、令和 5 年度は 2 年目にあたっている。なお、(4) の公募者は人員確保のため令和 6 年度から新たに設けられた区分であり、令和 6 年度は 14 人の公募委員が市長から委嘱を受け活動している。

過去 3 年間の街頭補導活動は下記のとおりである。

(図表 40 街頭補導活動実績)

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
補導委員	一般補導委員数	110人	106人	103人
	学校補導委員数	64人	64人	64人
街頭補導活動	実施日数	121日	140日	227日
	延べ回数	276回	300回	377回
	年間延べ従事補導委員数	1,088人	1,096人	1,434人

新型コロナウイルスの影響を受けて令和3年度及び令和4年度は活動を縮小していたが、令和5年度はコロナ前の規模で活動を実施している。令和5年度の詳細な実施状況は下記のとおりである。

(図表 41 令和5年度の街頭補導活動実施状況)

区分	実施日数	実施延べ回数				従事した補導委員延べ人数			
		午前	午後	夜間	計	午前	午後	夜間	計
4月	23	1	43		44	6	168		174
5月	17	2	29		31	11	118		129
6月	21	2	28		30	10	116		126
7月	24	2	31	11	44	10	126	37	173
8月	20	1	27	12	40	5	100	47	152
9月	21	2	25		27	9	103		112
10月	20	2	18		20	7	78		85
11月	20	17	37		54	40	91		131
12月	15	1	24		25	4	87		91
1月	10	1	9		10	5	35		40
2月	15	1	22		23	4	90		94
3月	21	2	27		29	8	119		127
合計	227	34	320	23	377	119	1,231	84	1,434

(図表 42 令和5年度の補導状況 (年間累計))

			学生・生徒					計	有職者	無職者	計	合計	
			小学生	中学生	高校生	大学生	他学生						未就学
ぐ 犯 ・ 不 良 行 為	1	怠学						0			0	0	
	2	怠業						0			0	0	
	3	物品持ち出し						0			0	0	
	4	不純異性交遊						0			0	0	
	5	飲酒						0			0	0	
	6	喫煙						0			0	0	
	7	不良交遊						0			0	0	
	8	盛り場徘徊						0			0	0	
	9	不健全娯楽						0			0	0	
	10	夜遊び						0			0	0	
	11	その他	58	34	92			2	186			0	186
声かけ人数 (補導に至らないもの)			259	157	184			23	623	2		2	625
合計			317	191	276	0	0	25	809	2	0	2	811

※「その他」186件の内訳は、自転車の乗り方に関するもの51件、帰宅指導に関するもの49件等である。

街頭補導活動は下記の3種類に区分されている。

(1) センター補導

4～5人の班を構成し、松本駅、南松本駅周辺の繁華街、遊技場、大型店、公園等を中心に巡回する。

(2) 地域補導

周辺地区の補導委員4～5人の班を構成し、地域の実状に合わせて時間やコースを決定し巡回する。

(3) 夜間補導

夏(7～8月学校の夏休み期間)の夜に、市街地の遊技場、ファストフード店、公園など青少年の集まる場所を巡回する。

なお、11月に実施する地域補導では、各地区の子ども会育成会理事とともに「青少年に有害な地域環境実態調査(20歳未満禁止の酒、タバコ、成人向け雑誌等の店舗での陳列状況等の調査、報告)」をあわせて実施している。

意見4-1 街頭補導活動の実施目的の再検討について

令和5年度の一般補導委員103人のうち大半は各地区の町会から役員選出されたものであるが、近年町会の負担軽減を求める声が上がっており、令和5年度も一部町会で欠員が出ていた。今後も地区によっては役員の担い手がおらず欠員が増えることが予想される。また、子どもの生活様式も時代とともに変化しており、令和2年度以降からは街頭補導中に飲酒や喫煙などの重度のぐ犯・不良行為が報告された事例はない。

これらを踏まえ、街頭補導活動そのものの目的について再検討するとともに、今後は町会主体ではなく公募者主体の補導活動に移行する、地域補導は各地域で実施している見守り活動に一任し、センター補導中心に活動していくなど、目的に沿った活動に注力していくことが望まれる。

2 児童館・児童センターの運営【こども育成課】

事業名	児童館・児童センターの運営
事業の概要	市内の児童館・児童センターを拠点に、児童への健全な遊びの指導、体力指導員による児童の健康増進等の事業を実施している。
予算額	538,560 千円
決算額	498,153 千円

児童館・児童センターの運営は指定管理者制度により運営している。令和5年度及び令和6年度の運営の概要は、以下のとおりである。

令和5年度

項目	内容	
実施主体	松本市	
運営主体 (指定管理者)	(社福)松本市社会福祉協議会	18 館
	(労働者協同組合)ワーカーズコープ・センター事業団	6 館
	(労働者協同組合)ワーカーズコープながの	2 館
	(NPO)しろがね	1 館
利用時間	平日 12時30分～18時30分	
	土曜日・学校休業日 8時30分～18時30分	
休館日	日曜日・祝日及び年末年始	
利用者	18歳未満のすべての児童	
利用実績	377,587人(令和4年度)	

令和6年度

項目	内容	
実施主体	松本市	
運営主体 (指定管理者)	(社福)松本市社会福祉協議会	16 館
	(労働者協同組合)ワーカーズコープ・センター事業団	3 館
	シダックス大新東ヒューマンサービス(株)	6 館
	(NPO)しろがね	1 館
利用時間 休館日	令和5年度と同様	
利用者	令和5年度と同様	
利用実績	456,738人(令和5年度)	

※寿台児童館の老朽化と内田児童館の狭あい化に伴い、令和6年4月から2施設を統合し明善児童センターとして運営

指定管理者の選定は、「松本市公の施設指定管理者選定審議会」(以下、「審議会」という。)の審議を経て選定される。児童館及び児童センターの指定管理者の選定は5年ごとに行われており、(労働者協同組合)ワーカーズコープ・センター事業団は、令和6年度より3館の運営を行うこととなっている。

(労働者協同組合)ワーカーズコープ・センター事業団は、令和5年7月に新宿区で受託をしている児童指導等業務(児童館・学童・放課後子どもひろば等)の配置について、人員不足を背景に職員配置人員について区への虚偽の記載・報告を行っていたことが判明した。当該事案を受けて同団体は、同年8月に弁護士及び外部有識者で構成する第三者調査委員会(以下、「第三者委員会」という。)を設置し、当該事案の調査及び事実認定、全国の事業における類似案件の存否確認、改善策及び再発防止策の提言を取りまとめ、同年12月に調査報告書を公表した。

市では、令和6年度の指定管理者の選定にあたり、令和5年10月に1回目の審議会を開いたが、第三者委員会が調査報告書を取りまとめる前だったため、同団体の指定管理者としての適性について再審議すべきとの結論に至った。その後、第三者委員会による調査報告書が公表されたことを受け、令和6年1月に再度審議会を開き、指定管理者として相応しいのか検討を行ったうえで、同団体を選定している。

調査報告書によれば、人員配置が法令ないし契約上の基準を満たしていない事例や勤務実態がない組合員について勤務実績があるものと自治体に報告していた事例が認められた。ただし、松本市内を管轄している北陸信越事業本部内では、不適切事案は発見されなかった。

所管課にヒアリングを実施したところ、基本協定書第17条に基づくモニタリング(各事業者から毎月提出される実績報告書の内容確認や各施設における業務実施状況の確認など)を除き、市として当団体及び松本市福祉協議会等の類似団体に対し、当該事案と同様の不正が生じていないか確認するための独自の検証などは実施

していないとのことであった。また、各指定管理者からの提出資料の真正性を市として別途検証するような仕組みもないとのことであった。

意見4-2 指定管理者に対するモニタリングの強化について

児童館3館の指定管理者である(労働者協同組合)ワーカーズコープ・センター事業団は、新宿区で受託をしている放課後児童健全育成事業において、人員配置が法令ないし契約上の基準を満たしていない事案や勤務実態がない組合員について勤務実績があるものと偽って自治体に報告していた事案が発生している。

市としては、当団体及び類似の施設を運営する他の指定管理者に対して同様の不正が生じていないか独自の検証などは実施しておらず、また、各指定管理者からの提出資料の真正性を市として別途検証するような仕組みもないとのことであった。

他自治体において発生した事例ではあるが、市としては類似事例の発生を防止する観点から、当団体及び類似の施設を運営する他の指定管理者に対して、人員配置が法令ないし契約上の基準を満たしていることの確認、勤務実績表の提出及び確認などによるモニタリングの強化を検討されたい。この点、新宿区では、再発防止策として区職員による児童館、学童クラブ等への事前予告なしの巡回や、区と運営事業者との相談体制の強化などを実施しており、これらの取組を参考にすることが望ましい。

3 児童遊園の整備について【こども育成課】

事業名	児童遊園等整備事業 簡易児童遊園改修事業
事業の概要	(1) 児童遊園 児童遊園とは、児童福祉法に基づくとともに、松本市児童遊園条例に規定された児童厚生施設である。設置・管理者は市であり、遊具等の工事・修繕や、遊具保守点検、害虫防除等を実施している。 (2) 簡易児童遊園 簡易児童遊園とは、町会が設置・管理を行う子どもの遊び場である。市設置の児童遊園とは異なり、管理及び改修工事は町会が実施する。町会の管理負担を軽減するために、「簡易児童遊園設置改修事業補助金交付要綱」が公表されており、40万円を限度額として、改修や設置工事費の3分の2を市が補助している。
予算額	13,514千円
決算額	12,477千円

(1) 児童遊園

令和6年3月31日時点において市が設置・管理を行っている児童遊園は37か所あり、一覧は下記のとおりである。

(図表43 児童遊園一覧)

番号	遊園地名称	設置場所(地名地番)	敷地面積 (㎡)
1	東部	県2-3-10	785.00
2	二美町(南) 二美町(北)	笹賀二美町1-7445	777.00
3	元町	元町2丁目180-7	1,070.00
4	中条	中条3836-3	660.00
5	高宮	高宮南7-40	972.00
6	田町	北深志1丁目1646-11	595.04
7	鎌田	鎌田2-4987-1	501.75
8	寿	寿中2丁目1572-1	786.00
9	湯の原	里山辺殿山邸山448-1 国有林251-口	390.00
10	島内	島内4203	1,166.00
11	浅間中央	浅間温泉2-122-3	661.94
12	大ホウ原	南浅間679	1,051.81
13	水汲	水汲125-2	415.19
14	美須々	美須々753-3	1,766.00
15	平田	平田東1-1061-1先	3,414.00
16	大村	大村字前田112-1	875.00
17	一ノ瀬	三才山字西畑1325-2	717.00
18	里山辺中央	里山辺字荒町3441-2	212.12
19	芳川	村井町北1丁目724-1	4,426.97
20	洞	洞字前川原283-1	1,195.71
21	神林	神林大久保1967-1	1,351.70
22	稲倉	稲倉字羽子付場586-1	680.98
23	岡田	岡田町814-2、814-5	669.52
24	新村	新村字前田71-2	660.00
25	下新	新村字下原田3126-2	660.00
26	野溝	野溝東1丁目628-2	762.61
27	山王	新村1958-2	247.56
28	出居番	城東1-1-12	204.00

29	南松本	南松本 1-11-6	1,686.30
30	和田	和田 833-1	660.00
31	入山辺	入山辺 8704-1	787.19
32	湊東	波田 10265-5	2,480.00
33	本村	三才山字本村 386	433.00
34	北方	島内 6671-2	390.90
35	あがた	県 1-3-20	1,380.00
36	大野田	安曇 31-1	435.90
37	橋場	安曇 1797	384.00
計	37 園		36,312.19

上記施設は、毎年遊具保守点検を実施しており、点検の結果修繕等が必要だと判断されたものについてはその都度工事や修繕を行っている。

(2) 簡易児童遊園

令和 6 年 3 月 31 日時点において町会が設置・管理を行っている簡易児童遊園は 153 か所ある。これらについては、町会からの要望に応じて遊具等を新設又は改修する際に補助金を交付しており、過去 3 年間の補助実績は下記のとおりである。

(図表 44 簡易児童遊園への補助実績)

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
交付件数	17 か所	10 か所	11 か所
補助金額	4,327,290 円	2,040,420 円	2,174,730 円

簡易児童遊園の設置及び改修工事に関する補助金交付については、松本市簡易児童遊園設置改修事業補助金交付要綱（昭和 44 年 7 月 1 日施行）にて下記のように定められている。

第 2 条 補助金を交付する簡易児童遊園等の区分、敷地面積、設備、補助対象経費、補助金額及び補助限度額は、次のとおりとする。

区分		簡易児童遊園	こども広場	チビッコ広場
敷地面積		66 m ² 以上	16.5 m ² 以上	
設備		広場、ブランコ、滑り台、砂場、鉄棒、水飲み施設、便所等	広場、砂場、水飲み施設、便所等	広場、砂場等
補助対象経費	新設	設置に要した経費		
		20万円以上のも のに限る	10万円以上のも のに限る	5万円以上のも のに限る
	改修	改修に要した経費		
補助金額		補助対象経費に3分の2を乗じて得た額。ただし、当該額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。		
補助限度額		40万円	30万円	8万円

2 補助金の交付を受けた後に、新たに同一の簡易児童遊園等を改修する場合は、5年を経過しなければ、次の補助金の交付を受けることができない。

3 前2項の規定にかかわらず、安全確保上特に市長が必要と認める場合は、補助金を交付することができる。

指摘4-1 条例未記載の児童遊園に関する対応について

児童遊園は、松本市児童遊園条例（昭和39年4月1日施行）に基づいて設置及び管理が行われているが、下記の5か所については条例に児童遊園の名称及び位置が掲載されていない。

- 本村児童遊園（三才山字本村 386）
- 北方児童遊園（島内 6671-2）
- あがた児童遊園（県 1-3-20）
- 大野田児童遊園（安曇 31-1）
- 橋場児童遊園（安曇 1797）

これらについては、本来児童遊園の設置時又は合併時に条例を改正し掲載すべきところ、これが漏れたまま現在に至っているものである。前述の遊具保守点検や工事・修繕等は、条例内に掲載されている他の32か所と同様に実施しており、管理自体は適切に行われていることから、その実態に合わせ条例にも上記の5か所を掲載し、法規性を確保すべきである。

意見4-3 簡易児童遊園改修事業補助金の交付対象となる費用の明確化について

令和5年度に補助金交付対象となった11件のうち、樹木剪定や老朽化した遊具の撤去に関する補助金交付が2件（合計補助金額360千円）あった。交付要綱の規

定では「設置に要した経費」及び「改修に要した経費」については補助対象とすることが明示されているが、「撤去に要した費用」については明示がされていない。第3項において包括的な規定が定められているものの、町会によって判断が分かれる余地があり、その場合は町会間の公平性が阻害される可能性があることから、本要綱を改定し交付対象を追加的に明示するか、別途取扱要領を定め交付対象を例示して、補助対象か否かの判断が分かれにくくなるようにすることが望ましい。

意見4-4 簡易児童遊園の健全度把握について

簡易児童遊園 153 か所について、市では遊園地名称や設置場所、管理している町会名については把握しているものの、各簡易児童遊園の健全度については各町会から報告を受ける仕組みが整っていない。令和2年度に、公共施設での負傷事故が相次いだことを受け、緊急的に遊具点検のチェックリストを全簡易児童遊園保有町会に送付し、自主点検を呼びかけたことはあるものの、更新状況については市では把握できていない。

このままでは、修繕が必要な遊具が放置され、利用した子どもが怪我をしてしまうおそれがあることから、例えば全 153 か所の簡易児童遊園のうち5分の1ずつ5年にわたって児童遊園と同様の保守点検を繰り返し実施していくなど、町会の負担を軽減しつつ、市でも簡易児童遊園の健全度を把握できるような仕組みを構築することが望ましい。

4 個人情報情報の漏えい再発防止について【こども福祉課】

(1) 事実の概要

市の制度である「松本市重度心身障害者（児）自動車燃料費助成事業」の令和6年度受給資格者へ申請の案内通知を送付する際に、送付先の宛名と異なる受給資格者情報を入力した申請書を封入し誤送付をしてしまったもの。

令和6年5月30日の記者会見資料（こども福祉課）を下記に引用する。

重度心身障害者（児）自動車燃料費助成事業に係る通知等の誤送付について

1 趣旨

重度心身障害者（児）自動車燃料費助成事業に係る令和6年度の通知等を助成対象者に送付したところ、通知の宛名と異なる対象者の氏名を記載した申請書を同封していたことが判明したため、その概要について報告するものです。

2 経過

6. 5. 2 4 令和6年度重度心身障害者（児）自動車燃料費助成事業に係る通知及び関係書類（以下「通知等」という。）の印刷を行い、すぐに封入できる状態で別の職員に引継ぎ 引き継いだ職員は通知等を封入し、対象者に送付

2 7 通知等が届いた対象者の家族から、申請書の対象者名が違うとの連絡が2件あり、誤送付が判明。対象者宅を訪問し、誤送付した通知等を回収して正しい内容の通知等を手渡し

3 誤送付の概要

- (1) 通知等送付人数 115件
- (2) 回収済人数 115人（うち62人未開封） ※
- (3) 送付書類

次の書類を窓あき封筒に入れて送付

ア 松本市重度心身障害者（児）自動車燃料費助成事業のお知らせ
対象者名が記載されたもの

イ 松本市重度心身障害者（児）自動車燃料費助成申請書
対象者名、手帳番号等が記載されたもの

ウ その他記入例等

(4) 内容

通知の宛名と異なる対象者の氏名を記載した申請書を同封し、送付したものの

(5) 原因

通知等の印刷を行った職員が、封入作業を行った職員に対し、申請書には対象者名が記載されているため、通知の宛名と申請書の氏名を一致させるよう注意喚起すべきところ、それを怠ったもの。封入作業を行った職員は、書類の一致について確認しながら封入すべきところ、確認を怠ったもの

(6) 対応

通知等を送付した全ての対象者宅を訪問して事情を説明し、謝罪した上で、誤送付した通知等を回収しています。

4 再発防止策

- (1) 文書発送時には複数職員で内容確認することを課内で徹底し、再発防止に努めます。
- (2) 今回の事案は個人情報の漏えいに当たるため、個人情報保護委員会に報告等するとともに、改めて全庁で共有し、適正な個人情報の取扱いについて徹底します。

※「3 誤送付の概要」の「(2) 回収済人数」について、会見中に訂正されているため、訂正後の数値を引用している。

(2) 誤送付後の市の対応について

市は(1)の記者会見資料において、再発防止策について「・・・(省略)個人情報保護委員会に報告等するとともに、改めて全庁で共有し、適正な個人情報の取扱

いについて徹底します。」としている。

この点について市は、令和6年5月31日付で、庁内の各所属長及び各職員に向けて、事務連絡「適正な事務処理の徹底について（通知）」（以下、一部引用）を通知し、事例の共有と、個人情報の取扱いについて徹底を図ることとしている。

事務連絡
令和6年5月31日

所属長各位
職員各位

総務部長

適正な事務処理の徹底について（通知）

適正な事務処理の徹底については、機会あるごとに周知を図っているところですが、こども部において、通知の宛名と異なる対象者の氏名等の個人情報を記載した申請書を同封し、発送するという事案が発生しました。このことは、行政への信用を失墜させるだけでなく、市民の皆様には不要な混乱を招くものであり、二度とこのようなことがないように再発防止を図らなければなりません。

職員は、今回の事案を自らの問題として捉え、これまで以上に適正な事務処理を行うよう徹底してください。

また、所属長は管理監督者として所属職員に対し、下記の事項について徹底を図るとともに、常に組織的な事務が行われるよう、職場環境を整えてください。

記

- 1 事務作業におけるチェックシートを作成するなど、改めて文書のチェック体制を確認するとともに、市民等に発送する書類については、必ず複数人で確認を行うこと。
- 2 ミスが発生しにくい作業工程及び通知方法を改めて検討すること。
- 3 個人情報について、改めて厳格な取扱い及び管理の徹底を図ること。
- 4 職員間でコミュニケーションを図り、互いに確認を怠ることなく事務作業を遂行すること。
- 5 所属長は、所管事務における執行責任者として事務の執行状況を常に把握するとともに、職員間の情報共有について配慮すること。

また、個人情報の保護に関する法律第68条第1項の規定により、令和6年6月26日付で、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告するための報告書を

提出済みである。なお、報告書の中でも記者会見資料と同様、再発防止のための措置として、「複数職員による郵送物のチェック」を今後実施予定としている。

意見4-5 個人情報保護に関する再発防止策の文書化について

市では、文書発送時に複数職員で内容確認を徹底することで再発を防ぐことができ、マニュアルまたはそれに準ずるものに反映していく必要性は今のところないと認識している。年度ごとの引継ぎに関しては確実にいき、再発防止に努めていくとしている。

もっとも、事故が起きてからしばらくの間は職員の記憶も新しく再発防止への意識も高まっていると考えられるが、再発防止策が文書化されていない場合には、時の経過と職員の異動により再発防止の意識が薄れていくリスクは高まる。

また、再発防止策である「複数職員による郵送物のチェック」について、具体的な手順として、どの郵送物を対象として（What）、常勤職員あるいは管理職の誰がチェックするのか（Who）、通知の封入前または封緘前などいつチェックするのか（When）、チェックにあたっては電話や来客対応から離れた作業に集中しやすい環境等で行うのか（Where）、郵送物に記載されている個人情報について読み合わせを行う、もしくは郵送物に通し番号を付番するなど、どのような手順でチェックするのか（How）といった5W1Hに関する情報が文書上確認できなかった。したがって、当該再発防止策が、個人情報漏えいに係るリスク対応策として実務上有効なものであるか、外部から検討することができない。

個人情報の漏えいが発生した場合、当該個人情報を提供した市民からの信頼、ひいては市の情報管理に対する信頼を損なうリスクがあり、また今回の事例のように、漏えい事故に係る郵送物について全件の訪問回収及び謝罪、発送事務のやり直しなど業務に与える影響は極めて大きい。

今回、担当課が現場において取り組んでいる再発防止策について確実に引き継がれていくために、具体的な手順をマニュアルに組み込む、もしくは行政管理課の事務引継書（統一様式）を使用することで引継ぎを確実に行うなどにより、文書化措置を講ずるようにされたい。

5 備品台帳の内容について【契約管財課】

市の財務規則第217条第2項（物品の出納）には、「・・・物品が5万円以上の備品である場合又は5万円未満の備品であって市長が特に必要と認めるものは、備品台帳（様式第17号）に搭載し、・・・」と定められている。保育課では、公立保育

施設の施設整備・運営を実施しており、その一環で保育に必要な物品を購入しており、当該物品のうち、同条同項に定める備品の出納時には、当該備品は同課で整備している備品台帳に登録される。この前提の中、同課の備品台帳に以下の事実を識別した。

- ① 備品台帳の「規格」列に当該備品の規格情報の記載がなされていないものや、保育施設で使用する目的で購入した備品は、「設置場所」列に設置した保育園の名称の記載があるのみで、その保育園のどの場所に設置したか不明確なものがあつた。そのため、備品台帳のみでは、具体的な備品の種類や設置場所等を容易に判断できない状況にある。
- ② 物品購入の出納時に財務会計システムへ入力する備品台帳上の「品名」列の情報は、基本的に自由記載となっている。その中で、「品名」列に「その他」と入力した備品があるが、当該備品の「規格」列や「摘要」列等には、「その他」を補足する内容が入力されていないものがあつた。そのため、当該備品の具体的な内容を把握することや、当該備品を特定することが困難な状況にある。

備品台帳の整備に関しては、財務規則第 217 条の 2 (物品の管理)で規定されており、具体的には同条第 1 項において、「部課長等は、その所管に属する使用物品を管理する」と定めており、同条第 3 項において、「部課長等は、備品台帳 (様式第 17 号)を備え、物品の使用について記載し、これを明らかにしなければならない」と定めている。また、契約管財課が庶務担当係長会議時に所管課へ配布している「管財・契約・車両関係の事務処理について」のうち、「Ⅲ 備品管理関係について」(以下、この項において「マニュアル」という。)の第 11 項目の「備品台帳の整備について」に「所属長はその所管に属する備品について台帳を整備するとともに、現場備品との照合を行ってください。年度末に所属長の決裁を受けてください。」と定めている。備品を購入する各所管課では同規則・マニュアルの対応方法として、物品購入の出納時に財務会計システムへ備品台帳の当該様式に定める各項目の内容を入力することにより、備品台帳が作成できる仕組みを整備し、年度末において当該備品台帳の決裁を得ている。

しかし、各項目の内容の詳細な入力方法等、同規則・マニュアルの対応方法は、当該対方法を明確に示した文書等が無く、各所管課で独自に考えても良いこととなっている。例えば、備品台帳の「品名」列を自由記載として登録する備品の具体的な品名を記載する課もあれば、「品名」列は「その他」とし、詳細は規格等に記載したり、別途 Excel 等で管理したり各所管課での対応としている状況にある。

(図表 45 備品台帳ひな形)

様式第17号(第217条、第217条の2関係)

備 品 台 帳

備品番号 重要備品	大分類 中分類 小分類	品名	規格	設置場所	金額(円) 単位 補助金購入	処理 区分	取得日 異動日 処分日	購入先等 ・氏名	購入先等 ・住所	備考 (所管課)	摘要

意見 4-6 備品台帳の内容について

備品台帳は、各課で所管している備品が適時かつ適切に把握・管理される目的で整備され、マニュアルに定める年度末の部門長の決裁時の備品台帳の確認内容をより効果的なものにするために、上述の保育課で識別した事実に関しては以下のとおりの改善が望まれる。

備品台帳のみでは、具体的な備品の種類や設置場所等を容易に判断できない状況にある備品については、様式第 17 号に定める項目である「規格」列に当該備品の規格情報の記載をし、「設置場所」列には設置・保管場所として決定した場所をより具体的に明示することが望まれる。

また、「品名」列に「その他」と入力した備品については、「品名」列は「その他」と記載するのではなく、当該備品の品名を記載することが望まれる。

さらに、上記意見の内容については、備品の管理に関するマニュアルを配布している契約管財課から備品台帳の記載が必ず十分な記載となるよう各所管課へ文書で周知し、全庁的に徹底することが望まれる。

6 重要物品及び備品の管理について【契約管財課】

重要物品及び備品の管理の目的で、当該重要物品及び備品に貼り付ける備品シールの管理に関しては、市の財務規則第 214 条第 3 項において、「備品は、分類ごとに部課等名及び番号を付し、使用しなければならない。ただし、品質又は形体状これによることができないときは、この限りでない」と定めている。保育課では、購入した物品が重要物品または備品に分類されるもの（同規則第 228 条または第 217 条第 2 項参照）は、基本的に当該物品購入時に、契約管財課から配布される備品シールを当該物品に貼り付けている。

この前提の中、当監査の一環で往査したこども部保育課のあがた保育園においては、以下の事実を識別した。

- ① 備品として登録されている児童用の椅子に関しては、一部には備品シールが貼られていたものの、残りには貼られていないといった、同種同類の備品でも対応内容が異なっていた備品があった。備品シールを貼っていない備品に関しては、当該備品シールはあがた保育園事務室で保管されており、いつでも貼り付けられる状況にあった。

備品シールを貼っていない理由は、あがた保育園の施設管理者が、児童が誤って剥がして口に入れてしまうなどの保育の安全管理のため、と認識していた。

- ② 重要物品として登録されている組立式プールは、備品シールを貼っていなかった。

備品シールを貼っていない理由は、あがた保育園の施設管理者が、備品シールが防水仕様ではないため物理的に備品シールを貼ることが困難であり、また屋外に保管され雨ざらし等になることが予想されるため仮に備品シールを貼れたとしてもすぐに剥がれてしまうため、と認識していた。

この点、契約管財課では、庶務担当係長会議時に所管課へ配布している「管財・契約・車両関係の事務処理について」のうち、「Ⅲ 備品管理関係について」（以下、この項において「マニュアル」という。）の第 6 項目で、「新規登録等された備品について、シールを発行し、所管課へ送付する」と記載し、所管課へ備品シールを発行する旨の周知を実施している。

しかし、備品シールを所管課へ配布した後の管理方法や備品シールを貼れない場合については、契約管財課から特段別途マニュアル等の作成及び周知はされておらず、各所管課それぞれで独自の対応となっている状況にある。

意見4-7 備品シールの管理の方法について

市の財務規則上、「備品は、分類ごとに部課等名及び番号を付し、使用しなければならない。ただし、品質又は形体状これによることができないときは、この限りでない」とされており、備品へのシールの貼り付けは、原則として実施する必要があるが、品質又は形体状の都合上、貼らないという判断も可能となっている。しかし、当該判断は各所管課によってなされており、特に往査したあがた保育園では、備品シールを貼っていない理由が合理的であったとしても、保育園の施設管理者が独自の基準に基づいて裁量判断を行っていた状況にある。

そのため、各所管課や各施設において、「品質又は形体状これによることができないとき」にあたる具体的状況、すなわち、備品シールを貼らないこととする判断の際に沿うべきものの一覧が示されたりリスト等の基準を定め、周知し、運用することが望ましい。この基準には、例えば①の児童用の椅子の事例においては、一例として、児童が剥がすことができる場所に設置・保管する備品シールに関しては、事務室の特定のファイル綴りの中で現物の写真とともに保管しておくことで、備品シールを貼らないことができるといった方針を定めることが考えられる。

なお、同規則第 228 条においては、「部課長等は、その管理する物品のうち次に掲げる物品(取得価格が 100 万円以上の自動車、機械工具、仮設物)について毎年 9 月及び 3 月末日に調査し、重要物品現在高通知書(様式第 144 号)により翌月 10 日までに会計管理者に通知しなければならない。」と定めており、毎年 9 月及び 3 月末日に実査することとなっている。実査の方法は、現物に貼られている備品シールの管理番号等と重要物品が含まれた備品台帳の管理番号等を照合し、実施しているとのことである。しかし、上述した②の組立式プールは、現物に貼られた備品シールの管理番号等と備品台帳の該当行の管理番号等を照合できないといった、実査方法の問題が生じる。

この点、組立式プールを上述の基準の作成により、備品シールを貼らないことができるものとして区分する場合には、現物の実査時は、昨年度実査時の備品シールとともに保管した写真と当年度の現物を見比べることによって、現物の存在、数量、状態等を確認し、実査するといったルールを定めることとしても差し支えない。

V 適切な事務引継の実施について

この節では、人事異動等に伴う前任者から後任者への事務引継について、改善が求められる項目について記載している。

1 事務引継に関する規程及び要領とその実態について【行政管理課】

市職員における人事異動等による事務引継については、松本市職員服務規程（以下、この項において「規程」という。）において全職員に対し別に定める様式にしたがい、担任事務を後任者及び当該課長に引き継ぐ旨を規定し、部課長職事務引継実施要領（以下、この項において「要領」という。）にて事務引継に必要となる様式その他事務引継の方法を定めている。さらに4月の定期異動に係る内示時において総務部長通知による人事異動に伴う事務引継等について（通知）（以下、この項において「通知」という。）により事務引継の実施について周知しているところである。

規程第31条によると、「職員は、転任、係替又は退職を命ぜられた場合は、別に定める様式にしたがい3日以内にその担任事務を後任者及び当該課長に引き継がなければならない。」とあり、職員の役職を限定することなく、すべての職員に対して人事異動の際に別に定める様式にしたがい、後任者及び当該課長に引き継ぐ旨を規定しているが、要領2、事務引継書を必要とする職名では「部長職及び課長職とする。」と限定しており、さらに「ただし、係長職及び一般職員については、必要に応じ部課長職の事務引継方法に準じて行うものとする。」と、係長以下職員については「必要に応じ」と定めていることから、規程で制限なく全職員を対象としている点と整合していない。

一方、係長職及び一般職員についても通知において事務引継を行うよう指示が出ているが、Excel版の「事務引継書（統一書式）」を通知で定め、引継ぎの際に作成するようにしている。しかし、要領2にある係長職及び一般職員については「部課長職の事務引継方法に準じて行うもの」とある以上、要領に定められている1号様式、2号様式又はその他必要な資料により引継ぎが行われるべきところ、これにより行われていない。

結果的に、事務引継に関する規程及び要領があるにもかかわらず、係長職及び一般職員の事務引継はこれに基づいて行われているとは言えず、事務引継の実態が規定及び要領と整合していない点に問題がある。

また、規程内に当該課長にも引き継ぐ旨が規定されているが、要領内の様式、通知及びExcel版の「事務引継書（統一書式）」を見る限り、当該課長が引継ぎに関与している形跡を確認することができず、規程に定める当該課長に引き継ぐ必要性をどこまで職員が認識、理解し事務引継書を作成しているのか疑義が生じている。

要領では「前任者、後任者及び立会者が調印をして完了するもの」とし、立会者が設けられているが、規程では立会者ではなく「後任者及び当該課長に引き継がなければならない。」としている点において、立会者の取扱いが整合していない。

また、要領に基づき係長以下職員が部課長職の事務引継方法に準じて事務引継を行う場合、立会者が誰になるのか要領から読み取ることが困難であり、通知にも立会者の取扱いについては何ら触れられていないことから係長以下職員自身の立会者が誰になるのか把握する術がない。

指摘5-1 事務引継に関する改善事項及び規程等の整備について

今回、監査対象となった各課へ事業ごとに事務引継書の提出を求めたが、事務引継書が作成されておらず事務引継が行われた事実が確認できない事案や、事務引継が詳細に実施されていない事案等が散見された。

事務引継書が作成されていない事案については早急に作成されたい。

また、職員の事務引継に関する規程等を確認するとともに、職員に対して通知をしている主管課へ事務引継に係るヒアリングを実施した。ヒアリングにおいては、「係長職及び一般職員が引継書を作成した場合、当該課長は後任者同様、引き継ぐ相手となるため、立会者にはなりえないと解釈しています。」や「通知において様式を含め、庁内に通知しています。」などと回答があったが、この点、規程及び要領に定められている事項について、解釈や庁内通知によりその一部を変更又は省略されてしまう事態は、地方公務員法第32条にある法令等順守義務を十分に果たしていると言えるのか改めて認識されたい。

これらの点を踏まえつつ、整合性と実効性のある規程及び要領となるよう検討、整備する必要がある。

事務引継漏れによる不適切な事務執行の防止、事務引継に対する責任の所在の明確化、各職員の事務引継に対する意識の醸成等についても適切に図られるよう期待する。

(1) 事務引継書の「処理量」について【保育課】

Excel版の「事務引継書（統一書式）」は、「処理時期」、「処理項目」、「処理方法の概要」、「処理量」及び「ファイル参照先」の各項目を表形式で作成する様式となっており、実際にどのような記載をする必要があるのか作成例で示している。しかし、保育課で作成している各種事務の事務引継書の「処理量」の列には、作成例にもあるとおり、その処理に係る時間数、件数等の目安を記載すべきところ、本来その処理の内容や注意点等として「処理方法の概要」に記載する内容と考え

られる内容が記載されていなかった。他には、「処理量」が全く記載されていない事務引継書も散見された。

意見5-1 「処理量」の列の記載内容について

業務の当期作業実施者の作業規模の把握、及びそれに対する作業実施者を割り当てる際の人的リソースの配分等の目的のため、あるいは事務引継者が事前に作業規模感を把握するために、「処理量」の列には、行政管理課が定めた作成例のとおり、処理に要する過年度の時間数、日数、件数等の数値、もしくは過去の実績工数から予想される当該数値の目安を記載することが望ましい。

また、上述した現状の「処理量」の列に記載されている、本来その処理の内容や注意点等として「処理方法の概要」に記載する内容は、「処理方法の概要」の列に記載しておく必要がある。

(2) 入園審査関係の事務引継書について【保育課】

保育課の事務の一つである児童の入園審査関係の事務について、上述の規程及び要領により作成することが必要な事務引継書が、平成31年度を最後に作成が滞っており、令和2年度以降の事務引継書の作成がない状況となっていた。

具体的な入園審査関係の内容は、主に①新規入園者からの申込み、②入園審査、③審査通過後の入所手続等となる。具体的には例えば以下のような事務処理が挙げられる。

① 新規入園者からの申込み・・・保護者から原則電子申請（例外的に窓口・郵送での申請は可能な場合がある。）により入園に必要な申込書と申込書に添付が必要な各種書類を受領し、申込書の内容や添付書類に不備がないか等をチェックする。

② 入園審査・・・①の書類の情報を元に児童ごとに「松本市保育所等利用調整基準」による指数を算定し、入園希望の保育園、兄弟の有無、その他個別事情等を児童ごとにまとめた新規申込一覧を作成し、当該一覧を元に児童ごとに入園可否を入園審査会で審議する。

③ 審査通過後の入園手続等・・・審査後は入園の可否を保護者に通知するとともに、入園可能な場合は保護者に重要事項説明書の説明、契約書へのサイン等の対応を実施する。また、市の住民情報システムに保育料等のマスターデータの登録を実施する。

なお、令和2年度以降の入園審査関係の事務については、複数名で実施している状況が続いていたため、滞りなく実施されていた。

指摘5-2 事務引継書が作成されていない事務の今後について

規程に準拠し、また現在の事務担当者が異動する際、一定時期に業務量が集中すると予想される入園審査関係に係る業務について、事務引継が詳細な内容を含めて実施され効果的かつ効率的な業務実施ができるよう、早急に事務引継書を作成する必要がある。

(3) 保育料（収入金更正）関係の事務の引継について【保育課】

令和5年度の保育料の収入金更正処理に係る事務引継に関して、事務引継書に、事務処理の内容が分かっておらず、本来この事務を担当しない担当者が実施した旨の記載があった。事実確認を実施したところ、当該処理自体は適正に実施されていることを確認した。

しかし、当該処理過程の事実確認を実施したところ、本来当該処理を実施すべき担当者が当該処理予定時期に体調不良による療養期間に入ってしまう、本来この事務を担当しない担当者によって業務が実施されたことが判明した。その際、本来この事務を担当しない担当者は、年初に当該処理の事務引継をされた者ではないため、また、事務引継書にも具体的な処理方法の記載が無かったため、どのような処理を実施すべきか処理の具体的な内容を把握していなかった。他の本来この事務を担当しない担当者複数名も集まって協力し処理を実施した結果、期日までに処理は完了するに至った。

この点、全庁的に人員不足が懸念されている中、保育課では時間外執務時間が多くなっており、特に9、10月付近の入園審査関係等、3、4月は入卒園等の事務処理により局所的にも時間外執務時間が増加することがある。その中、事務処理を実施すべきものが一人のみ選定されており、属人化させてしまうと、その一人が急遽欠員となった場合に、その事務処理の補欠となるものがいなければ、場合によっては処理時期が大きく遅れることや、処理の漏れを生じさせる可能性が生じる。

意見5-2 事務引継の方法について

事務処理を実施すべきものが一人のみ選定されている場合などで、当該選定されているものが何らかの理由で事務処理ができない場合などに備え、その事務処理が適切な時期に滞りなく実施されるように工夫する必要がある。

例えば、現在月次業務で各月作成している「月例業務チェックリスト」について、年次業務がリスト化された業務チェックリストを作成し、年に一度のみ実施

すべき事務処理が適切な時期に実施されたか業務の網羅性を適時に確認していくことが望ましい。

また、事務処理を一人に属人化させてしまうとその者が欠員となった場合のフォローが困難となる可能性があることから、事務処理を分散させたり、特定の事務処理について、特定の一人を選定したとしても、必ず二人以上で事務引継を受ける、といった体制が事前にあると望ましい。

さらに、その一人が急遽欠員となる可能性がある場合には、①一緒のデスクで業務をするものなどの周りの者、②上長や療養相談を受けていた者、その他、体調不良等急遽欠員となる可能性を認識していた者、③体調不良であれば健康診断結果を把握している職員課等の者などが、可能な範囲において期中で事務引継が必要となりそうな旨を共有し、欠員となる前に事務引継を受けておける体制づくりがあると望ましい。

VI DX化の推進に向けた取組について

この節では、市の重点戦略の一つでもあるDX化を推進していくことが望まれる項目について記載している。なお、「意見6-2」については、意見の内容としては前述の「適切な債権管理のための取組の強化について」に区分されるべき項目であるが、紙面の都合上「意見6-1」に続く形で本節に記載している。

1 児童手当に関するオンライン申請の推進について【こども福祉課】

事業名	児童手当給付事業
事業の概要	15歳到達後最初の年度末までの児童の養育者に支給 令和6年9月分までの支給額（月額） 3歳未満 15,000円 3歳以上小学校修了前 （第1子・第2子）10,000円 （第3子以降）15,000円 中学生 10,000円 児童手当法に基づく所得制限があり、所得制限限度額以上の場合には、「特例給付」として児童1人につき月額5,000円を支給（特例給付の所得上限額を超えた場合は、支給対象外） ※令和6年10月分から制度改正あり
予算額	3,459,024千円
決算額	3,323,982千円

デジタル庁のWebページで、自治体での子育てに関する手続についてオンライン化の取組状況が公表されており、これによれば松本市のオンライン化進捗率は100%である。

(図表 46 市区町村別のオンライン化取組状況)



(出典) デジタル庁「自治体での子育て・介護関係の26手続のオンライン化取組状況に関するダッシュボード」

受給者によるオンライン申請が可能であるシステム環境は整備されている一方、運用状況について一部手続はオンライン申請の実績がなく、積極的に利用者に周知されていない。

上記オンライン化取組状況の一覧のうち、受給資格者の申出による学校給食費等の児童手当からの徴収制度は、学校給食費の支払いが困難となり滞納している場合等に、児童手当の目的及び学校給食費等の負担の公平性を保つために児童手当から徴収できる仕組みである。

受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の申出について、利用料を徴収する課は学校教育課、学校給食課、保育課である。学校教育課では学級費や旅行費等

の学校教育に必要な費用、学校給食課では学校給食費、保育課では保育料を徴収しており、延滞がある場合には松本市児童手当事務処理規則第 16 条で定められている給食費等の児童手当からの受給者からの申出による徴収を実施している。

現状、学校教育課及び保育課における申出は、すべて紙面による申請である。学校教育課では、受給者からの申請書については学校ごとにファイリングしてこども福祉課に提出し、こども福祉課が紙面を保管している。保育課では、紙面による受給者からの申請書をファイリングして保管し、こども福祉課に申請の内容を伝達している。

市では、令和 2 年 4 月から、教職員の負担軽減、会計の透明性の確保、保護者負担の公平性の確保、食材の安定的購入などを目的として、学校給食費の会計方式を、学校ごとに管理する私会計方式から、市の一般会計で管理する公会計方式へ移行した。公会計方式への移行により、これまで学校に支払っていた学校給食費は、市に直接支払うようになった。これを機に、学校給食課ではオンライン申請の運用が進み、オンライン申請を受け付ける旨を学校入学時に利用者に周知し、実際に申請がなされている。

厚労省通知「市町村における児童手当関係事務処理について」第 29 条によれば、受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等を実施する場合には、実施する旨を請求者等に周知するとともに、申出の期限を定め、請求者等に周知することとされている。

意見 6-1 児童手当に関するオンライン申請の推進について

学校教育関連費・保育料等は学校教育課や保育課において紙面でとりまとめをしてからこども福祉課へ連絡をする実務が定着している。こども福祉課担当者へのヒアリングによると、給食費については、公会計方式への移行を機にオンライン申請の運用が進んだ。学年費や保育料等の児童手当からの申出による徴収についても、利用者によるオンライン申請が可能であることを、学校教育課や保育課と連携して利用者に周知し運用していくことが望ましい。

利用者個人による申請（オンラインを含む）が選択肢として増えることは、利用者の利便性の向上やDX推進の観点からも有益であり、教職員や関係各課の負担軽減に貢献するものである。こども福祉課においては、マイナポータルにより受給資格者の申出による学校給食費等の徴収が実施可能であることを周知されたい。

また、各種利用料について、滞納が複数の費目にて発生している場合、児童手当から差し引く金額を各課とこども福祉課で調整する必要がある。従来の紙面でのやり取りとオンライン申請とでは調整方法が異なることが予想されるため、各課とこども福祉課において効率的な事務処理のための連携方法を検討されたい。

2 保育料の児童手当からの特別徴収制度について【保育課】

事業名	保育所管理運営事業
事業の概要	趣旨・目的 保育サービスと環境整備の充実を図り、子どもの自己の力を高める質の高い保育・幼児教育の実現を目指し、公立保育園の運営の維持・向上を図るもの 内容 1 事業内容 公立保育園の運営に関する事務及び管理を行うもの (1) 保育園入園事務 (2) 保育園人事管理事務 (3) 保育料等の滞納整理事務 (4) 保育園職員の研修事務 (5) 保育園給食管理事務 (6) 保育園児童の健康管理事務 (7) 保育園園庭芝生化 (8) エアコン設置事業 (9) 保育園業務 I C T 化事業 2 事業実績 公立保育園月平均児童数 3,900 人 (令和 5 年度実績)
予算額	1,338,850 千円
決算額	1,294,825 千円

児童手当法第 22 条により、保育料については特別徴収が可能である。特別徴収とは、保育料（現年度分に限る）について滞納の状態が続く場合に、児童手当法第 22 条の規定により児童手当からその滞納費用分を差し引いて児童手当を支給するものである。この徴収は、受給者の意思によらず、市町村の判断により実施することになる。厚労省通知「市町村における児童手当関係事務処理について」第 30 条には、保育料特別徴収決定通知書を送付したうえで、児童手当等から保育料を「特別徴収」する、とされており、松本市児童手当事務処理規則第 17 条においても、「児童手当等から保育料を徴収（以下、「特別徴収」という。）するときは、保育料特別徴収通知書を、特別徴収の対象者にあらかじめ送付するものとする。」として特別徴収が定められている。

現状、市では、保育料について、松本市児童手当事務処理規則第 16 条に基づき、児童手当からの受給者からの申出による徴収を主に実施している。前述の「児童手当に関するオンライン申請の推進について」の項目に記載のとおり、申出書は紙面で提出され、保育課が管理し、こども福祉課に内容を連絡している状況である。

松本市児童手当事務処理規則第 16 条の申出による徴収及び同第 17 条の特別徴収による保育料の徴収実績は以下のとおりである。

(図表 47 過去3年間の申出による徴収及び特別徴収の実績)

年度	申出による徴収		特別徴収	
	件数	金額(円)	件数	金額(円)
令和3年度	80	2,413,560	1	4,570
令和4年度	46	1,607,580	1	40,000
令和5年度	37	1,060,290	実績なし	-

令和5年度においては、特別徴収の制度は整備されているものの、活用がされていない状況であった。市の保育料収納状況の資料によると、令和5年度の収入未済額は6,172,992円であった。

(図表 48 過去3年間の保育料収納状況)

(単位：円)

年度	区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
令和3年度	現年度	450,959,710	449,996,490	0	963,220	99.79%
	過年度	15,228,592	2,939,520	4,900,490	7,388,582	19.30%
	合計	466,188,302	452,936,010	4,900,490	8,351,802	97.16%
令和4年度	現年度	469,629,790	467,964,840	0	1,664,950	99.65%
	過年度	8,351,802	1,833,540	2,111,930	4,406,332	21.95%
	合計	477,981,592	469,798,380	2,111,930	6,071,282	98.29%
令和5年度	現年度	443,279,050	441,687,000	0	1,592,050	99.64%
	過年度	6,071,282	1,316,040	174,300	4,580,942	21.68%
	合計	449,350,332	443,003,040	174,300	6,172,992	98.59%

※長時間保育料を含み、督促手数料を除く

以下、松本市児童手当事務処理規則より抜粋。

(受給資格者の申出による学校給食費等の費用の徴収等に係る事務処理)

第16条 請求者等からの法第22条の3の規定による学校給食費等の費用の支払の申出は、支払期月毎の前月15日までに行われるものとし、当該申出日以後に支払われるべき児童手当等を対象として、当該費用の徴収等を行うものとする。

2 省令第12条の10に定める申出書(以下この条において「申出書」という。)が提出されたときは、その内容を審査し、適正と認められたときは、以後の支払期月毎に支給される児童手当等の額(法第22条の2の規定に基づく寄附金額又は法第22条の4の規定に基づく徴収額がある場合は、それらの金額を控除した額。以下この条において同じ。)のうち、申出書に記載された学校給食費等の費用の金額に相当する額について徴収等を行うものとし、請求者等に対しては、児童手当等の額から当該徴収等の額を控除した額を支払うものとする。

3 省略

4 省略

(児童手当等からの保育料の特別徴収に係る事務処理)

第 17 条 市長は、法第 22 条の 4 の規定に基づき、児童手当等から保育料を徴収(以下「特別徴収」という。)するときは、保育料特別徴収通知書を、特別徴収の対象者にあらかじめ送付するものとする。

2 省略

3 特別徴収の額は、支払期月毎に支給される児童手当等の額(法第 22 条の 2 の規定に基づく寄附金額又は法第 22 条の 3 の規定に基づき徴収等される額がある場合は、それらの額を控除した額。以下この条において同じ。)から徴収するものとし、特別徴収の対象者に対しては、児童手当等の額から当該特別徴収の額を控除した額を支払うものとする。

意見 6-2 保育料の児童手当からの特別徴収制度について

保育料を期限内に納付されている方とされていない方との受益者負担の公平性を確保するため、事務処理規則第 17 条に記載のとおり、保育料滞納の状態が続く場合については児童手当からの特別徴収を検討する必要がある。市においては特別徴収制度が整備されているが、令和 5 年度においては活用がなされていない。一方で、令和 5 年度の収入未済額は前年度比で増加しており、特別徴収の活用を検討されたい。市の保育料収入未済額の減少、滞留債権管理の負担減少につながるものである。

特別徴収において実際に児童手当から差し引く処理はこども福祉課の担当である。実施に際してはこども福祉課と連携することが必要である。

3 特別児童扶養手当について【こども福祉課】

事業名	特別児童扶養手当
事業の概要※	障がいのある児童を養育する父母等に支給 障がい 1 級児童 月額 53,700 円 障がい 2 級児童 月額 35,760 円 ※所得制限あり 令和 5 年度支給者数 984 名
予算額	-千円
決算額	-千円

※支給額は令和 5 年度時点の情報であり、令和 6 年度に改正されている。

(1) 特別児童扶養手当の概要

特別児童扶養手当は、精神又は身体に障害を有する児童について手当を支給することにより、これらの児童の福祉の増進を図ることを目的とした制度である。20歳未満で精神又は身体に障害を有する児童を家庭で監護、養育している父母等に支給される。原則として毎年4月、8月、11月に支給される。

なお、支給にあたっては所得制限があり、受給資格者（障害児の父母等）もしくはその配偶者又は生計を同じくする扶養義務者（同居する父母等の民法に定める者）の前年の所得が一定の額以上であるときは手当が支給されない。

(2) 特別児童扶養手当関連の業務における市の役割

上述のように特別児童扶養手当には所得制限があるため、受給資格者等の所得を把握し、支給可能かどうかの審査を行う必要がある。毎年7月ごろに県（松本保健福祉事務所のことを指す。以降同じ。）から所得状況届が送られてくるため、市がこれをもとに受給資格者への提出依頼を作成する。その際に、所得超過により提出不要の受給資格者を除外しなくてはならないので、除外するための確認作業が必要になる。加えて、障害児福祉手当も受給している受給資格者には障害児福祉手当の現況届も提出依頼に同封している。

そして作成後の提出依頼を受給資格者へ送付し、受給資格者より提出があったものから随時市で記載内容の不備等を確認し、確認後に県へ進達している。その後、県から審査結果（認定通知等）が市に送られてくると、市が認定通知等を受給資格者に送付する。なお受給資格者への支払（振込）業務は、市の業務ではない。

(3) 上記業務における、効率化の余地

上記業務の中にはシステム化によって効率化が期待できる業務がある。例えば市から受給資格者への提出依頼を作成する際には、職員が手作業で封筒に宛名シールを貼っている。また受給資格者から市に提出された所得状況届には、受給資格者によって受給資格者や配偶者等の氏名、職業・勤務先が記載されている。この記載内容に基づき、市の職員が松本市総合行政システムにアクセスし、PCの画面を見ながら受給資格者や配偶者等の所得の額を書類に手書きで記入している。こうした宛名シールの貼付や所得状況届への記入等の業務は、システム化によって負担を軽減できる可能性がある。

また特別児童扶養手当の対象となる児童の網羅的なデータがないため、児童

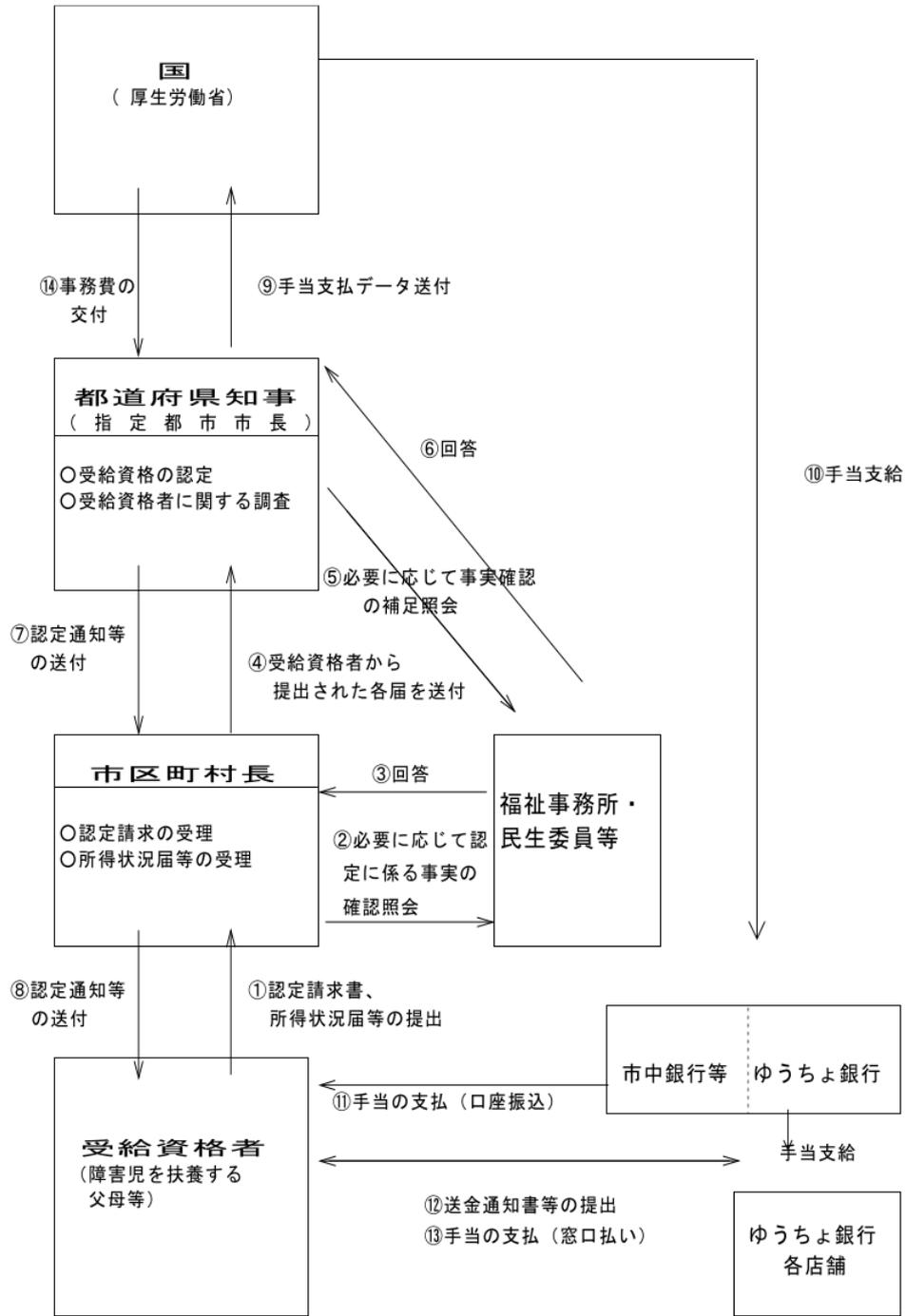
手当システム上で別途管理している。さらにこの児童手当システム上で把握できない児童については、紙で管理している。

意見6-3 特別児童扶養手当業務におけるシステム化の推進について

特別児童扶養手当業務にシステムを導入し、PCの画面を見ながら手書きで用紙に入力するなどの業務を効率化することが考えられる。紙面で管理している情報をシステム上で管理することも、業務の効率化の観点から望ましい。手作業による転記間違いや転記漏れといった誤謬の防止にも有用である。

加えて市では「DX・デジタル化推進に関する骨太の方針」においてDXの推進を掲げており、市の方針とも整合的である。

(図表 49 特別児童扶養手当支給事務の事務処理系統図)



※平成27年4月から、都道府県が行っている受給資格の認定等に係る事務のうち、受給資格者が指定都市の区域内居住する場合の事務について指定都市に権限移譲されている。

※特別児童扶養手当証書に関する事務については、令和6年7月より廃止。

(出典) 厚生労働省「特別児童扶養手当支給事務の手引き」

4 高等職業訓練促進給付事業について【こども福祉課】

事業名	高等職業訓練促進給付事業
事業の概要	母子家庭の母又は父子家庭の父が、就職に有利な資格を取得するため、養成機関（1年以上のカリキュラム）で修業する場合、その期間の生活の負担軽減を図り、資格の取得を促進するため、修業期間（令和元年度からは上限4年）の範囲内で訓練促進給付金を給付している。 対象資格は、看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学・作業療法士等である。 支給額（月額） ・ 市民税非課税世帯 100,000 円 ・ 市民税課税世帯 70,500 円 （最終12月は40,000円加算）
予算額	4,800 千円
決算額	3,940 千円

高等職業訓練促進給付事業について、母子家庭の母又は父子家庭の父が、就職に有利な資格を取得するため、養成機関（1年以上のカリキュラム）で修業する場合、その期間の生活の負担軽減を図り、資格の取得を促進するため、修業期間（令和元年度からは上限4年）の範囲内で訓練促進給付金を給付している。令和5年度の給付件数は6件、給付額は3,940千円である。想定件数は4件であった。

修業中は、修業状況等の確認のため、毎月対面で修業状況報告書を受け取り、相談にのっている。なお、受講生から市への毎月の修業状況報告について、受講生が修業状況報告書を手書きで作成している。この修業状況報告書が、月々の面談の際に受講生が修業状況を報告するための資料となっている。市としては書類内容を確認しながら対面で生活状況、育児、学習環境などについても確認し、支援につなげるため、引き続き面談方式での修業状況の確認を行っていく予定である。特に受講生からオンライン面談の要望はないとのことである。

この中で、令和5年4月より看護師の養成機関に修業していたが、令和5年9月30日に退学した事例がある。毎月修業しており、翌月初に修業状況報告書が提出されていたものの、9月末に退学していた。退学前の相談時期は令和5年9月4日で、その後相談は無く、令和5年10月16日に受け取った修業状況報告書により、令和5年9月30日に退学していた旨が判明した。

担当者によると「退学届提出後に、その旨報告を受けました。非常に意欲的に修業しており、それまでに退学を希望するような発言はありませんでした。」とのことである。

退学した理由は1歳の子どもの体調不良のためとのことであり、当該者は一回休学して復学しているが、退学前に相談を受ける関係を構築できていなかった可能性

がある。

意見6-4 高等職業訓練促進給付事業について

令和5年4月より看護師の養成機関で修業していたが、令和5年9月30日に退学した事例がある。退学前の相談時期は令和5年9月4日、その後相談は無く、令和5年10月16日に受け取った修学状況報告書により、令和5年9月30日に退学していた旨が判明した。

高等職業訓練促進給付事業は、対象者が就職することを目指して、資格を取得するため、その期間の生活の負担軽減を図る事業であり、対象者が修業したのち、就職するまで相談に乗り続けることが肝要と考える。対象者から相談が無く退学した事案があったが、対象者に寄り添った支援ができるよう、より一層の関係構築が望まれる。関係構築の一つの方法として、面談のオンライン化についても今後検討されたい。

なお、面談は市の庁舎のみで行われており、今後もその方針に変更はない。このため市内であっても市庁舎から離れたところに住んでいる受講生にとって、移動が負担となることが想定される。加えて感染症対策、家庭の事情などの面からも、面談をオンラインで行うことについて潜在的な需要はあると考えられる（対象者である6名に、極端に遠隔地に居住している者はいない）。

またPCを持っていない受講生のために、スマートフォンで面談を行うことも選択肢としてありうると考えられる。

5 教育相談室事業について【こども発達支援課】

事業名	教育相談室事業
事業の概要	就学前の幼児及び児童生徒に対し、発達相談・就学相談・心理検査及び必要な指導助言を行い、心身の成長を図るもの。 令和5年度相談件数：延べ487件
予算額	121,780千円
決算額	86,199千円

※予算額及び決算額は、教育相談室事業を含むインクルーシブセンター事業の金額

(1) 事業の概要

就学前の幼児及び児童を対象として、就学に関する相談を教育相談員が対応している。対象児の観察、諸検査、保護者面談、保育園・幼稚園・認定こども園の担任

と懇談を行い、その子にとって望ましい就学、適切な学びの場について助言をする。

【 時間 】 平日午前8時30分から午後5時15分

【 場所 】 ・在籍している保育園、幼稚園、認定こども園等
・なんぷくプラザ3階（現：松本市インクルーシブセンター）

【相談方法】 面談

希望者が相談に至るまでの流れとしては、児童が通所している保育園・幼稚園・認定こども園からの申込書が保育課を通してインクルーシブセンターに提出され、担当者と園と保護者で調整して相談日を決めるというものである。

従来は来所相談を基本としていたが、園へ職員が訪問する訪問型の相談に移行してきている。これにより保育園等の職員が園を空けて来所するための調整が不要となり保育園等の負担軽減につながり、また保育園等での子どもの様子も分かるメリットがあるとの説明を受けている。

（2）事業の実績

教育相談数は、令和3年度の319件から令和5年度は487件と、少子化の状況にもかかわらず相談数は約1.5倍に増加している。

（図表 50 教育相談数）

年度	区分 実数（件）	延数（件）		
		来所	訪問	合計
令和3年度	206	112	207	319
令和4年度	235	118	277	395
令和5年度	283	113	374	487

意見6-5 教育相談室事業について

教育相談室事業は平日午前8時30分から午後5時15分の開催であるが、未就学児を対象としていることから、その保護者は平日の日中は仕事等により、来所する時間を取りづらい状況も想定される。また感染症対策の観点からも、オンライン相談について対応を拡充することが考えられる。

この点、市では従来の来所相談から、保育園等へ職員が出向いていくという訪問型の相談を基本に実施しており、保育園等での子どもの様子も分かるなど対面ならではのメリットも多い。

もっとも、教育相談数（延べ数）が令和3年度の319件から令和5年度は487件と、少子化の状況にもかかわらず相談数は約1.5倍にも増加している状況に鑑みて、

オンライン対応についてのニーズが増していくことも想定される。

Web 会議システムまたはテレビ通話等を用いたオンラインでの教育相談の実施について、利用者の要望や実情（感染症対策、家庭の事情など）を踏まえて今後検討されたい。

6 報償費の支出に係る請求書の取扱いについて【会計課】

報償費に係る支出事務について、松本市会計事務の手引きによると、松本市財務規則第 63 条の原則に基づき、支出命令書に請求書の添付を必要としているが、源泉所得税が発生する類の支払についても債権者の発行する請求書を支出命令に添付し支出命令の事務手続を執行している。

今回、こども育成課の多子世帯子育てクーポン事業費から執行されている多子世帯子育てクーポン上乘せ分の支出命令や、保育課の保育幼児教育環境の評価指標検討事業費から執行されている松本市保育・幼児教育環境の評価指標検討会議の報償費の支出命令を確認したが、従事者や出席者にその活動時間に応じ報償金を支払う内容となっており、現在この場合だと債権者が何十人となればその人数分の請求書の添付が必要となっている。

報償費の支払いの中には、源泉徴収の対象となることから「給与所得の源泉徴収税額表」により源泉徴収しているものがある。

この点、給与所得の源泉徴収税額表に基づく源泉徴収の対象となることから、債権者はその労働が他人の指揮監督下において行われているか否か、すなわち他人に従属して労務を提供しているか、報償が「指揮監督下における労働」の対価として支払われているかなど一定程度の使用従属性が認められるものとして、使用人としての性格を有しており、その対価として支払うものである以上給与所得に該当するものだと考える。

しかし、物品や役務の提供等の給付を受けるほかの契約とは性質が異なり、市とすれば労働サービスの対価として支払義務がある以上、債権者すなわち使用人から請求書を徴収し支出命令書に添付すること自体ナンセンスだと考える。

規則を確認すると、松本市財務規則第 63 条の前段では、「支出命令書に当該請求書を添えて支出命令の手続を済ませ（一部省略）」とあるが、後段ただし書きにおいては「ただし、次に掲げるものの支払については、請求書を添えることなく支出命令の手続を行うことができる。」とあり、同条第 1 項第 1 号の「報酬、給料、職員手当等、共済費、恩給及び退職年金その他の給与金並びに市長が認める旅費」や同項第 7 号の「前各号に掲げるもののほか、その性質上請求書を徴し難いもの」によ

り、請求書を添付することなく支出命令の手続を行うことができる余地はあると考える。

意見6-6 支出命令書に添付する請求書の取扱いについて

給与所得の源泉徴収税額表により源泉徴収が必要となるなど、その性質上給与に近い類の支払いについては松本市財務規則第63条のただし書きにより請求書を省略するよう検討されたい。

財務会計システムへの適切な債権者登録が前提にあり、支出負担行為決定書及び金額の根拠となる書類が添付され必要に応じて支払一覧表等が整理されるようであれば支出の方法として問題ないとする。

中核市に移行され事務権限の委譲や子ども子育てに関する施策の更なる拡充の動きから今後も業務量が増えることが予想される一方で、このような事務改善できる部分については前例に囚われず積極的に検討することで、事務の効率化、職員の負担軽減及びペーパーレス化にも寄与するものとする。

Ⅶ その他の取組について

この節では、これまでに述べた項目以外で、今後の事業等の方向性について検討が求められる項目について記載している。

1 メディア・リテラシー講座について【こども育成課】

事業名	情報とつきあう力（メディア・リテラシー）講座
事業の概要	児童・生徒・保護者がインターネットやスマートフォン等の適切な使い方やルール作りなどを学ぶための「メディア・リテラシー講座」を市内の小中学校を対象に実施する。 対象者：児童・生徒、保護者、先生 対象校：市内小中学校（私立も含む）
予算額	650 千円
決算額	594 千円

昨今のメディアの急速な普及により、子どもたちの間でメディアに関するトラブルが増加しており、子どもたちが正しい知識を持つことは喫緊の課題である。そこで、児童や生徒がインターネットやスマートフォンの適切な使い方やルール作りなどを学ぶための「メディア・リテラシー講座」を市内の小中学校の児童・生徒、保護者、教師を対象に行っている。

本講座は、特定非営利活動法人「子どもとメディア信州」に講師業務を委託して行われており、毎年随意契約を結んでいる。随意契約理由は下記のとおりである。

- (1) 上記団体は、令和2年度から長野県・長野県教育委員会と連携して、「スマホ、タブレット、ゲーム機等に関するアンケート」を県内小中学校を対象に実施しており、松本市内の小中学校に対しても各校のアンケートデータをもとに各校の児童生徒の実態に合った講座を行うことができるため
- (2) 県内他市町村でも同内容のアンケートを実施しており、他市町村と比較した子どもたちの実態を盛り込んだ講座が可能であるため
- (3) 養護教諭や小児科医が所属しており、子どもたちへの影響が一番危惧されている健康被害について、専門的な見地から効果的な講座を実施することができ、そのような団体が他にないため
- (4) 学校現場でのトラブルや、子どもが抱えている課題を把握している教員が所属しており、トラブルや課題の対策を講座に反映することができるため

過去3年間の実施回数及び受講者数は下記のとおりである。

(図表 51 メディア・リテラシー講座の実施回数及び受講者数)

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学校 (全26校)	実施校数	21校	21校	21校
	受講者数	3,113人	3,382人	2,375人
中学校 (全19校)	実施校数	14校	12校	11校
	受講者数	4,802人	3,891人	3,028人
小・中学校 (全4校)	実施校数	1校	3校	1校
	受講者数	80人	120人	23人
合計	実施校数	36校	36校	33校
	受講者数	7,995人	7,393人	5,426人

各小中学校の要望に合わせて、1学年のみ実施、全校生徒を対象に実施、保護者も参加して実施など、実施規模が異なるため、年度ごとに受講者数は増減がある。ここ3年間は実施校数及び受講者数ともに減少傾向にあるが、令和6年度は41校8,000人規模の実施を予定している。

講座内容は、インターネットやスマートフォン等の使用による子どもへの影響が懸念されている健康被害や諸問題について、トラブルへの対処法や電子メディアとの適切な付き合い方についてなど、各校の実情に合わせて市及び各小中学校と調整の上作成されている。各校の実情に合わせた講座を実施するため、講座実施前に市内の全小中学校にメディアとの関わり方に関するアンケートを行い、データを集計して活用している。

市は、各校の講座で使用する資料の電子データについて「子どもとメディア信州」から提出を受けているが、前述のアンケートのデータについては提出を受けていない。

意見7-1 メディア・リテラシー講座について

「子どもとメディア信州」は、児童生徒のICT機器の利用実態や保護者の認識を把握し、安全安心かつ積極的な利活用の推進に向けた検討資料とするため、長野県・長野県教育委員会と連携し、令和2年度から「スマホ、タブレット、ゲーム機等に関するアンケート」（令和5年度は「スマホやPC、ゲーム機等とのよりよい関わりに向けたアンケート」に名称変更）調査を実施している。アンケート結果は市教育委員会と共有しているとのことであるが、市の青少年の健全育成事業の計画及び推進を担っているのはこども育成課であり、アンケート結果を今後の子ども・子育てに関する事業計画の策定に活用できると考えられることから、講座資料のみならずアンケートのデータについても提出を受けることが望ましい。

また、昨今インターネット上でのトラブルが深刻化しており、インターネットやスマートフォン等との関わり方について子どものうちから考える機会を設けるこ

とは非常に有意義だと考えられる。令和5年度はメディア・リテラシー講座を未実施の小中学校が16校あり、市では特段未実施となった理由については把握していないとのことであるが、未実施の小中学校に対しては実施しない理由について回答を求めるなどして、より幅広い児童・生徒に受講の機会を設けられるように取り組んでいくことが望ましい。

2 母子生活支援施設について【こども福祉課】

事業名	母子生活支援施設
事業の概要	母子が安心して生活できる環境を保障し、母子の人間形成と社会の中で自立した生活を営める力を身に付け、子どもが健やかに成長できるように生活全般にわたって支援する。
予算額	7,290 千円
決算額	6,716 千円

「松本市公共施設再配置計画」によると、市では公共施設（建築物）の長寿命化によって施設にかかる費用を抑制する方針である。40年を目安に大規模な改修を行い、70年～80年程度使用することを掲げている。

一方で、「松本市個別施設計画」によると、母子生活支援施設として使用している松本市母子ホームはNo.528で検討の俎上にあがっているが、現段階で具体的な長期計画はない。「今後も施設の維持は要するが、規模を含めた施設の在り方を検討する」と記載されている。

(図表 52 松本市母子ホームの個別施設計画)

No	施設名	対策	施設概要				事業計画							
							年度	R3	R4	R5	R6	R7		
528	母子ホーム	維持	所在地	神林	建築年度/ 耐震	H 2年	○	事業						
			延床面積	1,035.73 m ²	経過年数	30年	○							
			総延床面積	m ²	施設状態	自己点検	○	事業費 (千円)						
			構造	RC		H29	31人	検討 内容	今後も施設の維持は要するが、規模を含めた施設の在り方を検討する。					
			運営形態	直営	利用者数	H30	28人							
			所管課	こども福祉課		R1	21人							

(出典) 松本市「松本市個別施設計画」

しかし、松本市母子ホームは平成2年4月に現在地に新築し、築34年が経過している。目安となる40年目が近づいているが、40年目の改修には多額の費用がかかることが予想される。例えば松本市公共施設等総合管理計画においては、長寿命化について「築40年目を目途に長寿命化（更新費の5割程度を想定）を行うこと

で…」という記載がある。昨今は建設費が増加傾向にある一方、人口の減少により施設利用者も減少すると見込まれることから施設総量は削減する方針である。増加要因と減少要因を相殺して更新費を建築費と同程度の金額と仮定すると、本施設の建築費が171百万円ほどのため、その半分程度の金額であっても、かなりの金額となる。

金額が大きく、大規模修繕を踏まえた長期計画について検討の必要性は高い。なお本施設は、総務省策定の「公共施設等総合管理計画」の対象である。

意見7-2 松本市母子ホームについて

母子生活支援施設は、児童福祉法第38条の規定に基づき、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所したものについて相談その他の援助を行うことを目的とする施設である。また、第48条の2の規定に基づき、地域の住民に対して、児童の養育に関する相談に応じ、助言を行うよう努める役割も持つ。配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）第3条第4項に定める被害者を一時保護する委託施設としての役割もある。

加えて、県内には同様の施設が長野市、上田市、松本市の3か所にしかいないため、必要性は高い。

今後数年で大規模修繕の目安となる40年を迎えるので、大規模修繕を含む長期的な計画を立てることを検討されたい。

3 中核市が設置可能な児童相談所について【こども福祉課】

市は、令和3年4月に中核市に移行している。広報まつもと（令和3年4月号）には、「松本市が中核市に移行すると、これまで長野県が行っていた約2,500の事務を新たに担い、保健所の業務をはじめ、より市民の皆さんの身近なところで行政サービスを提供していきます。」とある。児童相談所は、児童福祉法に基づいて県が設置しなければならない子ども福祉のための行政機関の一つで、平成16年の児童福祉法改正（平成18年施行）により、中核市でも児童相談所が設置できるようになっている。なお、中核市で児童相談所を設置しているのは4市で、移行に向かっている市が12市である（令和5年4月）。当時（令和元年）のこども部長の議会答弁において、「中核市の移行後、児童相談所の設置の必要性について研究してまいります。」としていた。なお、中核市への移行に関する資料を依頼したが、提出は

無かった。したがって、中核市移行時に、児童相談所の設置について検討した資料は確認できなかった。

その後、児童相談所に関しては、国の方針に基づき、県からの要請により、令和5年4月から令和6年7月にわたって長野県と市との間で4回の懇話会がもたれ、市は児童相談所の設置を見送るとの結論に至っている。

市が児童相談所を設置しない理由として、「保護者からみた場合、心情的に反発・反感を覚えた場合、機関全体に対して拒否反応を示すことが予想されることから、可能な限り措置機関と支援機関は分かれていることが理想的であると考えます。措置機関である児童相談所を県が、支援機関であるこども家庭センターを市が、それぞれ設置している現状が、本市としては理想的であると考えます。」としている。

懇話会においては、主として、設置した場合の人材確保と人材育成についての課題を意見交換している。

市では、こども家庭センター、家庭児童相談事業、児童虐待相談事業、要保護児童対策地域協議会、発達支援、障害児福祉などの事業を行っており、法的措置を除いた児童相談所が実施するような事業を行っている。

事業を担当している、例えば、家庭児童相談事業の相談員の経験年数は13年1名、7年1名であり、専門人材と言える。

一方で、市の子ども家庭総合支援拠点への虐待に関する新規相談件数は、令和5年度は51件で、若干増加傾向にある。長野県松本児童相談所への虐待に関する件数（松本市内）は年間280件あり、年4回（1回1時間半）の要保護児童対策地域協議会にて双方で受理した事例の情報共有が図られているとの説明を受けた。

（図表 53 子ども家庭総合支援拠点への新規相談件数（虐待））

	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
件数	55	36	42	42	48	51

市への虐待相談に関して、通報を受け内容が重篤と判断して県の児童相談所へ連絡を入れるまでの時間に関する統計資料はないが、監査時点の直近では、2～3時間以内に連絡をした事例があった。通報先が市の児童相談所であったならば、確認までの時間が2～3時間減少する可能性を示唆している。

しかし、児童相談所の設置に関する検討資料においては、保護者と対峙した場合に拒否反応を示すことが予想されることと人材確保が困難なことが強調され、市内の子どもや家庭に対するサービスの充実という視点での検討はされていない。

例えば、児童虐待ケースで、それまで市町村がかかわっていたものが、児童相談所による一時保護や施設入所などのいわゆる「児童相談所ケース」になった後の市町村と児童相談所との連携の在り方が一般的に課題として指摘されている。

意見 7-3 中核市が設置可能な児童相談所について

市は、令和元年のこども部長の議会答弁において、「中核市の移行後、児童相談所の設置の必要性について研究してまいります。」としていた。

児童相談所を設置するメリットとして、迅速性・機動性があり、基礎自治体であるから、すぐに駆けつけることができる。通告から安全確認まで数時間で終わる。また、一体的支援が可能となり、市町村とその家庭との関係が途切れることがない。

児童相談所を設置する場合の課題として、ソフト面では児童福祉司の専門性について、ハード面では一時保護所の整備があるが、一時保護所は、県から譲り受けるか、借りるかなどが考えられる。人材に関しては、長野県からは、県との交流などにより、専門人材を育てる方法が提案されている。

将来的に、市で児童相談所を設置運営することについて、市民サービスの充実と負担を比較検討し、設置に向けた研究を継続することが望まれる。

4 休園施設（奈川）の今後の利用について【保育課】

(1) 奈川保育園の現状について

奈川保育園は、松本市奈川地区に所在し、長野県と岐阜県の県境に接する山間部の地域に位置している。当該保育園は、平成 17 年に市町村合併により奈川村立から松本市立となり、平成 22 年に現在地に改築された。生後 5 か月～5 歳児クラスの年齢の児童を受入対象としてきたが、平成 31 年以降は児童減少を要因に休園としている。休園後の奈川地域の児童は、市街寄りで最寄りの保育園となる、安曇保育園にタクシー送迎により通園している。休園する際に、開園の条件を、複数年にわたって継続的に通園する児童が 5 人程度いること等としている中、令和 5 年度時点では、奈川地域からタクシー利用を含み通園している家庭数は 6 世帯あり、そのうち 3 世帯は奈川地域で保育の仕組みがあれば良いと考えているが、残りの 3 世帯は安曇保育園へのタクシー送迎を継続したい意向であるため、開園の条件を満たしていない。

建物の構造は 1 階平屋建ての鉄骨造、延床面積は 328.52 m²であり、令和 5 年度時点で築 13 年（平成 22 年築）となる。

(2) 保育園施設の今後の方向性について

① 市の方向性

市は、その保有する施設ごとに今後の方向性や対策等を示す「松本市個別施設計画」（以下、「本計画」という。）を策定している。

本計画の計画期間は令和3年度から令和7年度までの5年間とされ、本計画によれば奈川保育園の今後の対策は「維持」（現在の施設を継続して使用するもの）、計画期間中の取組及び検討内容については「施設の有効活用について、地元を含めて協議を継続する」とされている。

この点市は、地元において、過疎化に対して地元を盛り上げるための施策の一環として、奈川保育園の再開園を望む声があると認識している。そして、令和3年9月に設立された、奈川地区の住民、関係団体及び市による連携のプラットフォームである「持続可能な奈川推進協議会」（以下、「協議会」という。）においても、地域づくり課の奈川地区地域づくりセンター、保育課、福祉政策課の各課職員が参加して再開園について協議している。

また、保育課及び関係各課においても、奈川保育園の再開・新たな活用などについて協議が行われている。

② 「持続可能な奈川推進協議会」での協議経過

協議会においては課題検討部会の「子どもと暮らし部会」において、保育園が重点課題として位置づけられ、保育需要が更に高まった場合で、現在奈川地域の児童を安曇保育園へタクシー送迎による通園させる状況から奈川保育園へ通園させること、また、奈川保育園の他の目的による活用について、保護者を中心に、地域や行政、有識者が連携して意見交換や学習、実証実験などが行われている。

奈川地区の住民からは、今後への希望として、保育園の再開または新たな活用を望む声がある一方で、近隣地区である安曇保育園への継続的な送迎を望む声もある。

③ 市保育課及び関係各課の協議経過

市は地元の考えについて、奈川保育園の再開を望む声と、安曇保育園への送迎継続と、双方があることを認識している。一方、市の入園者数は毎年減少を辿っており、長期的には市全体の保育施設数を総量低減の方向性で進めることも必要でありながら、山間部等に位置することなどを理由に、経営面から民間の保育事業者が進出することが困難な地域は、市が当該地域に保育を提供する役割もあるとしている。今後の方向性としては、上記「(1)奈川保育園の現状について」に記載の開園の条件等を勘案した奈川保育園の再開も念頭に置きながら、保育園・

小中学校が一体となった施設開設の検討や、多世代・世代間交流の場として地域に開放することも検討の余地があるとして、協議が継続している。

意見 7-4 奈川保育園の今後の利用について

奈川保育園は築 13 年（令和 5 年度時点、平成 22 年築）の建築物であり、松本市個別施設計画における鉄骨造の目標使用年数である 80 年に対して多くの残存年数を残していることから、施設の有効活用が求められる。今後の利用方針をできる限り早期に決定することが望ましい。